

官報

号外
平成二十三年八月十一日

○第百七十七回 衆議院会議録 第三十八号

平成二十三年八月十一日（木曜日）

議事日程 第二十七号

平成二十三年八月十一日

午後零時三十分開議

第一 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出）

第二 平成二十年度一般会計歳入歳出決算

平成二十年度特別会計歳入歳出決算

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十年度政府関係機関決算書

第三 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

第五 平成二十三年度における公債の発行の特別に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出）

平成二十三年八月十一日 衆議院会議録第三十八号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

午後零時三十四分開議

○議長（横路孝弘君） これより会議を開きます。

○議長（横路孝弘君） 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

日程第一 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出）

○議長（横路孝弘君） 日程第一、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

〔黄川田徹君登壇〕

○黄川田徹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となつていふことにかんがみ、国が被害を受けた市町村にかわつて処理するための特別等の措置を講じようとするものであります。

次に、その主な内容を申し上げます。

第一に、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、災害廃棄物の処理に関する基本方針、処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有することとしております。

第二に、環境大臣は、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、当該市町村にかわつてみずから災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとしております。

第三に、環境大臣が行う災害廃棄物の収集等に要する費用は国が負担するものとし、市町村は、当該費用から、みずから収集等を行うこととした場合に国が市町村に交付すべき補助金額を控除した額を負担することとしております。また、国は、当該市町村の負担分について、必要な財政上の措置を講ずるものとし、加えて、地域における持続可能な社会の構築等に資する事業を実施するための基金の活用による被災市町村負担費用の軽減など、災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとしております。なお、国は、被災市町村負担費用について、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当てをし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等そのあり方について検討し、必要な措置を講ずるものとしております。

第四に、国は、災害廃棄物に係る仮置き場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請や私有地の借り入れの促進、災害廃棄物の再生利用、処理に係る契約内容に関する統一指針の策定、アスベストによる健康被害の防止、海に流

出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理、津波堆積物等に係る感染症等の発生の予防など、必要な措置を講ずるものとしております。

本案は、去る九日の本委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案として提出することに決したものであります。

なお、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 平成二十年度一般会計歳入歳出決算

算

平成二十年度特別会計歳入歳出決算

算

平成二十年度国税収納金整理資金

受払計算書

平成二十年度政府関係機関決算書

日程第三 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

在額総計算書

日程第四 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

況総計算書

○議長(横路孝弘君) 日程第二、平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払

計算書、平成二十年度政府関係機関決算書、日程第三、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第四、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長 新藤義孝君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(新藤義孝君登壇)

○新藤義孝君 ただいま議題となりました平成二十年度決算外二件につきまして、決算行政監視委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。

一般会計決算額は、歳入八十九兆二千億円余、歳出八十四兆六千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百八十七兆七千億円余、歳出三百五十九兆千億円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額五十六兆千億円余、一般会計の歳入への組入額等五十五兆五千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入一兆八千億円余、支出一兆七千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は百二兆三千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆円余であります。

本委員会におきましては、第七十四回国会において、財務大臣から概要説明を聴取し、総括質疑、分科会審査を行い、今国会において、重点事項審査、全般的審査を行い、昨十日、締めくくり総括質疑を行った後、委員長から平成二十年度決算

算に関する議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、平成二十年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 政府は、財政規律を維持し、財政に対する信認を確保するため、平成三十三年以降以降において国と地方の公債等残高の対国内総生産比を安定的に低下させるよう、歳入・歳出面にわたる取組を行う必要がある。

効果が見えない施策については費用対効果の観点から見直すとともに、新たな政策の財源は既存予算の削減等によって安定的に確保することを原則とし、国の総予算の全面的な見直しを徹底すべきである。あわせて、国の資産売却、国家公務員の総人件費削減等を強力に進めていくべきである。また、特別会計については、ゼロベースで見直しを行い、事務事業の聖域なき見直し等により、無駄の排除や資金等の有効活用を徹底すべきである。

2 GDPギャップの解消はデフレ脱却や円高対策の観点からも重要である。公共事業は即効性ある有効需要を創出することも

に、将来の経済成長の芽となる内需拡大のための基盤づくりに資するものであり、高速道路等のミッシングリンクの解消、アジアの活力を取り込む港湾・空港の整備等を積極的に進めるべきである。また、事業を進めるに当たっては、国民にとって真に必要なものかどうか見直し、優先順位付けを行うとともに、既存の社会資本ストックの急速な老朽化に対応し戦略的な維持管理、更新を進めるべきである。

3 独立行政法人改革に当たっては、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、高額の給与・報酬等の見直しなどを行い、更なる無駄の削減をして、抜本的な見直しを進めるべきである。また、公益法人については、非効率な事業を洗い出し、全面的に見直すべきである。

公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法にのっとり、内閣による人事管理機能の強化を図り、幹部人事の一元的管理に関する制度を確実に実施すべきである。また、天下りを根絶するため、定年まで働ける環境づくりを行うべきである。

4 年金、医療、介護等については、国民の信頼を得られる持続可能なシステムとするため、給付と負担の関係を明らかにして、明確なビジョンを示すとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供するため、的確な医師の需給見通しを踏まえた医師養成数の増加、処遇の改善による医療・介護従事者の確保を進め、国民各層が納得できる社会保障制度を確立すべきである。特に、医療・介護・健康関連分野について

は、安全の確保や質の向上を図りつつ利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築すべきである。また、少子化の流れを食い止めるため、保育所等における待機児童の解消策の強化、出産環境の整備充実等の子育て支援に積極的に取り組むべきである。さらに、住宅セーフティネット対策の強化による高齢者世帯等の居住の安定を図るとともに、障害者の移動の利便性及び安全性の向上を増進するため、公共交通機関のバリアフリーの促進や障害者に対する支援策の一層の充実を図るべきである。

5 雇用対策については、経済成長政策を戦略的に実行して、経済成長による雇用の拡大を基礎とすべきである。失業しても速やかに再就職することが可能な社会の構築に全力を尽くすとともに、働きかたの多様性を維持しつつ、正規雇用の維持・拡大、非正規労働者の待遇改善、総合的な就労・生活支援、若年者を中心とした雇用対策の拡充などにより、国民すべてが意欲と能力に応じて働ける社会を実現すべきである。

6 学力の向上やいじめ、不登校等各般の課題に的確に対応した質の高い学校教育を実現すべきである。そのために、学校教育に関する公財政支出の確保等に努め、よりきめ細やかな教育指導を実現できるよう、質の高い教員を確保し、現場の教職員に対する適切な支援体制の整備・強化や、不登校児童生徒を支援しているフリースクール・サポート校等との一層の連携の推進に努めるとともに、地方公共団体の財政力による教育費格差の解消に努めるべきである。

また、高等教育の教育費負担を軽減するため、経済的支援に積極的に取り組むべきである。

7 地産地消、農商工連携などの推進や、国産木材の利用率の向上、水産業の安定した経営への支援等を通じ、農林漁業の持続性強化や食料安全保障の確立を図るべきである。さらに、口蹄疫問題については、再発防止に万全を期すとともに、影響を受けた方々の生活支援・経営再建対策に取り組むべきである。

8 ODAについては、透明性・効率性を確保するとともに、他の援助国や国際機関、NGOとの協調・連携を深めることで、援助対象国のニーズに合った無駄のない援助を行うべきである。

9 地方警察官の増員を行う場合には、警察官一人当たりの負担人口や事件、事故の発生状況等都道府県間の各種負担の差異にも配慮して、警察官定員の適正な管理に努めるべきである。また、犯罪被害者団体、被害者支援団体への財政支援を含め、犯罪被害者のための施策を拡充していくべきである。

10 東日本大震災への対応に当たっては、前例にとらわれないあらゆる必要な措置を早急に実施し、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興の実現に全力で取り組むとともに、本震災を契機に、将来にわたり災害に強く、持続可能な地域社会の実現に努めるべきである。また、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所事故については、情報公開を徹底し、国内外のあらゆる英知

を結集して一刻も早い収束を図るとともに、健康及び環境への被害の拡大回避、地域住民等に対する補償・救済対策に万全を期するべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

次いで、採決を行った結果、平成二十年度決算は全会一致をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、いずれも全会一致をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、日程第二の各件を一括して採決いたします。各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第五 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第五、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長石田勝之君。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔石田勝之君登壇〕

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

本案は、去る二月十五日当委員会に付託され、二十三日野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十五日から質疑に入りました。また、四月三十日には、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに法律の施行期日を公布の日とする内閣修正について野田財務大臣から説明を聴取いたしました。七月十五日には参考人から意見を聴取し、昨日管内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終了後、古本伸一郎君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党派共同提案に係る「政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする。」との規定を附則に追加する修正案が提出され、提出者を代表して山本幸三君から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、特例公債法案に反対の討論を行います。(拍手)

もともと、本法案は、今年度予算の財源を確保するためのものであり、本予算と一体のものであります。本予算の根本問題は、一方で、新成長戦略に基づき大企業、大資産家に約二兆円もの減税を盛り込むなど大盤振る舞いを行いながら、他方で、医療、介護、年金、福祉などの社会保障分野について、総じて抑制と後退の方向に踏み出したものとなっていることであります。

日本共産党は、国民本位の抜本的な予算組み替え案を提案し、本予算に反対の態度をとりました。本予算を支える赤字国債発行法案に対しても反対の態度をとるのは当然のことであります。

重大なのは、民主、自民、公明の三党合意によって、子ども手当を廃止するなど、本予算が一層改悪されようとしていることであります。国民の暮らしの基本にかかわる問題を三党だけで協議し、その結論を国会に押しつけるというやり方は、国会の民主的運営を否定するものであります。初めに、この点を厳しく指摘しておきます。

子ども手当の廃止について、民主党の岡田幹事長は理念は変わっていないなどと述べていますが、何の反論にもなっておりません。

もともと、民主党の説明によると、児童手当は、家庭における生活の安定に寄与することが特徴とされ、そのため所得制限があり、年齢や出生順位により金額が異なっていたのであります。

これに対して、子ども手当は、社会全体で子供の育ちを支えるものであり、所得制限をなくし、一人一人の子供に同額の手当を支給するものであ

ります。

民主党のこの説明から見ても、今回の合意は、子ども手当を放棄し、児童手当に戻したことは明らかであります。その上、現行の子ども手当の支給額一万三千円が一万円に減額される世帯が生まれ、少なくとも子育て世帯に実質負担増を押しつけることになるのであります。

日本共産党は、保育園整備などの現物給付と現金給付のバランスをとり、総合的に子育て支援に取り組むよう主張してきました。この議論こそ、やるべきであつたのであります。

ところが、昨日の財務金融委員会での質疑で明らかになったように、三党協議で子育て支援をどう総合的に進めるのかという議論をした形跡が全くなかったのであります。子ども手当を、特例公債法案の取引材料に使って、もてあそんだだけだったのであります。

自民、公明両党は、民主党に対して、一つ譲れば二つ譲れと言ひ、二つ譲れば三つ譲れと言ひ、マニフェストの完全放棄を迫りました。マスコミは、三党合意を見て、民主党はついに白旗を掲げたと書きました。

我々から見ても、民主党のマニフェストには無駄な部分もあります。しかし、子ども手当や高校授業料無償化などの生活関連政策も含まれております。これらが後退することは、容認できるものではありません。

岡田幹事長は、前回の総選挙の際、民主党のマニフェストは魂の結晶だと言っていたのであります。

民主党に問いたい。国民の生活が第一という理念は、一体どこに行つたんでしょうか。政策のすり合わせで自公政権時代に戻つたら、魂を売り渡

したとしか言いようがないではありませんか。

東日本大震災からきょうでちょうど五カ月であります。亡くなられた方は一万五千六百八十九名、行方不明者が四千七百四十四名も残されております。また、多くの被災者が、この猛暑の中で不自由な避難生活を強いられ、あすの暮らが見えない状況にあります。

求められているのは、地震、津波や原発事故で破壊された被災者一人一人の生活基盤を再建すること、そのために必要な支援を迅速かつ具体的にを行うことであります。政府と国会は、そのために全力を集中すべきであります。このことを指摘して、反対討論いたします。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 石破茂君。

〔石破茂君登壇〕

○石破茂君 私は、自由民主党・無所属の会を代表して、政府の平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案に対して、賛成の立場で討論を行うものである。(拍手)

予算は、政府の姿勢そのものであり、それを裏づける財源もまた同様である。しかるに、平成二十三年度においては、予算は成立しているにもかかわらず、その執行を可能とする三十七兆円の公債特例法案がいまだに成立していないという異常な事態が八月十一日の今日まで続いている。これは、管内閣自体が極めて異様な政権であつた、それを証明することにほかならない。

国民にとって誠実な政府とは何か。それは、選挙を常に強く意識し国家国民の利益よりも政党の利益を優先させるような姿勢を決してとることがなく、ポピュリズムに墮落することのない政府である。私は、そのように確信をするものである。

二年前のちょうど今ごろを議員各位はいま一度

想起していただきたい。あの酷暑の中で行われた総選挙において、民主党公認候補は有権者に対して一体何を訴えたのか。

子ども手当は一律二万六千円支給する、高速道路は全国無料化する、高校は無償化する、農家は売れた金額と生産にかかったコストの差を戸別所得補償する、そう訴えたはずである。そして、マニフェスト実現に必要な予算は、二〇一〇年度で七・一兆円、一一年度で十二・六兆円、一二年度で十三・二兆円、一三年度で十六・八兆円である、この財源などは無駄を省けば幾らでも出てくる、消費税アップなど議論する必要もない、そう豪語し、政権を獲得したのではなかったか。違うか。

あれから二年、その実現は一体どのように図られたのか。その総括も、反省も、国民に対する明確な謝罪もいまだに一切行われていない。

昨年の参議院選挙において、民主党のマニフェストには国民から大きな疑問が投げかけられ、参議院の与野党の議席数は逆転したのである。

この国民の審判を謙虚に踏まえるならば、平成二十三年度当初予算編成において、マニフェストを大幅に見直すことにより、野党の理解が得られる内容とし、特例公債の発行額も減額されるのが当然であったはずにもかかわらず、菅内閣は、一顧だにしなければならぬ、三月十一日に未曾有の大震災、大津波が発生してもなお、我が党が要求した予算の組み替えに応ずることはなかった。

そして、マニフェストは相当程度達成されている、いまだに衆議院四年の任期の半ばであり、あと二年待つてもらいたい、公債特例法案の成立がおくれているのは、これを政争の具としている野

党の責任であるなどと虚言を弄し、強弁を繰り返してきただけではなかったか。

菅内閣の本質は、面倒なことは先送り、悪いことはすべて他人のせい、その姿勢に尽きるのである。

それが最も明らかな形であられたのがこの公債特例法案成立のおくれであり、発災からちょうど五カ月となる今日においてもなお、復興はおろか復旧すら遅々として進まない被災地の現状であり、抑止力について深く考えることもなく、よく学びもしないままに軽はずみな言辭を弄して、沖縄の信頼を失い、解決のめどが全く立たない普天間基地の移設問題である。

我々は一貫して、ばらまき政策、すなわち、それぞれの人々や地域の特性を一切捨象したがゆえに政策効果に乏しく、財政危機の今日にもかかわらず巨額の予算を必要とし、その財源の当ても全くないマニフェスト主要政策の修正、撤回を求めてきた。

今回我々が公債特例法案賛成に至ったのは、一連の自民、公明、民主三党の協議の結果、子ども手当は撤回され、来年度からは児童手当の復活、拡充が実現すること、高速道路無料化の社会実験は二十四年度予算に計上されないこと、高校無償化と農家戸別所得補償については、制度のあり方につき政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討されることについての合意を得るとともに、歳出の見直しについては、今年度における歳出の削減を前提に、今年度第三次補正予算並びに来年度予算の編成プロセスなどに当たって誠実に対処することが確認されたからである。

もちろん、これで決して十分ではなく、今後さらに詰めていかねばならない課題は数多く存在す

る。自民党は、既に行っている民主党の主要政策の政策効果の検証をさらに精緻に行い、必要な見直しの実現に向けて最大限の努力を行うものである。

高速道路料金は、受益者負担の原則を貫くことが当然である。

一律支援を行うことにより、美名のもとに格差解消の本質を見失った高校無償化は、見直されるべきである。

農家戸別所得補償は、重点化の視点をさらに充実させるとともに、条件不利地域に対する日本型直接支払いの実現を図るべきであり、基盤整備費を所得補償の財源に充てるなどというブレイキとアクセルを同時に踏むがごとく支離滅裂な政策は、見直されるべきは当然である。

最後に、これだけは申し上げておきたい。

民主党は、マニフェストは国民との契約であると高らかに宣言したはずである。それを大きく見直すのであれば、一方の契約の当事者であり主権者である国民、有権者に対して、なぜ見直すに至ったのか、明確かつ真摯な説明と謝罪が必要なのは当然であり、本来ならば、いま一度国民の信を問うべきものである。

三党協議の際、このことを再三にわたって指摘したにもかかわらず、幹事長が通り一遍のおわびをしただけで済まそうとする姿勢は、極めて不誠実であると断ぜざるを得ない。七月中に行われるはずであった民主党のマニフェスト検証作業も、いまだにその方向が示されていないことも問題である。

菅総理がようやく退陣を明言し、今国会中に代表選挙が行われ、新内閣が発足する運びとなつて

小沢元代表は、きのうの講演で、公約の実現が難しくできないというならば、もうやめなさいとなつてしまふ、何としても国民との契約を実現しなくてはならない、そう述べたと伝えられる。難しくできないのではなく、そもそも、できないことを約束したことが問題なのである。

来る民主党代表選挙においては、復興財源のあり方とともに、マニフェストの見直しと野党との関係が大きな争点となる。本来、選挙で国民に信を問うべき事態であるにもかかわらず、被災地の現状、予断を許さない国際金融経済情勢をも勘案してなぜ我々が賛成するに至ったかを、代表選の結果がこれからの日本国の命運を決定づけることになることをよく認識して、民主党の諸君は深く考えるべきなのである。

もちろん、我々は、マニフェストだけで選挙に敗れ、下野するに至ったとは考えていない。自由民主党は長く政権の座にあったことにより、いつしか国民に対する恐れと感謝の念を失ったと国民は感じ、自民党に対する拒絶感が横溢したことは間違いない事実である。私は、政権内部にいた者として、その責任を痛感している。

前回総選挙の結果は、自民党がためだから民主党という国民の選択でもあった。来る総選挙では、今度は、民主党がためだから自民党という選択を国民に求めるようなことは決してあってはならない。だめ比べを繰り返していたのでは、本当にこの国は終わつてしまふのである。

自民党は、謙虚に真摯に政策を錬磨し、心ある諸君とともに日本の再興を実現するために、政権を再び国民から託していただける日が一日も早く到来すべく、全力で邁進をしてまいらる所存である。

なお、最後に申し上げておくが、近く総理大臣がかわると言われている。民主党政権になって、はや三人目の総理である。総理がかわるならば解散して国民に信を問え、そう言ってきたのは諸君ではなかったか。言ったことを実現されたい。そのことを最後に申し上げて、私の賛成討論とする。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 竹内譲君。

(竹内譲君登壇)

○竹内譲君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同法に対する修正案について、賛成する立場から討論を行います。(拍手)

いわゆる特例公債法案は、財政法の特例として、国会の議決を得た金額の範囲内で公債の発行を認めるものであり、まさに予算と一体のものとして判断されるべき法律であります。

公明党は、平成二十三年当初予算について、民主党が二年前の衆議院選挙で掲げたマニフェストの破綻が明確になっているにもかかわらず、新規国債発行額は二年連続で税収見込みを上回る四十四・三兆円という異常な予算が組まれ、財政健全化に全く逆行していることから、反対をいたしました。

特に、民主党の一丁目一番地である子ども手当は、昨年度に続き二十三年度も恒久的な制度がつかれず、結局、一年限りの制度となりました。民主党の主張する月額二万六千円の根拠すら不明確であるばかりか、歳出の無駄を省けば財源が幾らでも出てくるとしていた公約が、もはや不可能であることが明白になったのであります。

財源論の破綻、イコール、マニフェストの破綻であります。よって、民主党がマニフェストの破

綻を認め、そして子ども手当を含めた平成二十三年度予算における歳出の見直しが必要ない限りは特例公債法案には慎重に対応せざるを得ないと主張してきたところであります。

にもかかわらず、政府・与党は、適切な対応を講じることなく、予算案だけを採決の上成立させ、税関関連法案及び特例公債法案は衆議院での採決を行わないまま年度末を越え今日に至るといふ、不適切な状況をつくつてしまいました。

この責任は、当然、政府・与党にあるわけですが、逆に、菅総理を初め民主党は、当初、国民の不安をあまり、野党に責任があると言わんばかりの行動をとつたのであります。

しかし、衆参のねじれは、まさに民意の反映であつて、それを承知の上で国家の運営を行うことが政権与党の責務であつて、そのためにみずから汗をかかなければ、事態は打開をできません。いずれにしても、その努力を怠り、結果として特例公債法案の採決が予算成立から四カ月以上が経過してしまつたことの責任は政権与党にあることを、まず強く指摘するものであります。

以上、これまでの経緯を申し上げましたが、以下、賛成する理由を申し上げます。

これまで申し上げてきた経緯の中にあつて、民主党、自民党、そして公明党は、東日本大震災の発生以降、日本の国難に立ち向かうために、政党間の信頼関係の上に立つて政策協議を行つてきました。

特に、四月二十九日、平成二十三年度第一次補正予算に関し、三党の政策責任者において、子ども手当、高速道路無料化などの歳出を見直すこと、さらには、第一次補正予算でその財源措置として流用された年金積立金二兆五千億円を第二次補正予算で確保すること、そして、これらを前提

として、特例公債法案について真摯に検討する旨が合意されました。

これを受け、今日まで三党間で協議を続けた結果、八月四日には「子どもに対する手当の制度のあり方について」、さらには、同月九日には、その他の歳出見直し等に関する合意がなされたところであります。

具体的には、子ども手当は、これを廃止し、その上で、十月からの残り半年間は、平成二十四年度以降の児童手当法改正を前提として、特別措置法案にて対応する。また、支給額は、今年度月額一万三千円だったものを、三歳から十二歳までの第一子、第二子及び中学生は一万円に、ゼロ歳から三歳未満及び三歳から十二歳までの第三子以降は一万五千円にそれぞれ変更するとともに、二十四年度以降は所得制限を設けること。高速道路無料化は、来年度予算の概算要求において計上しないこと。高校無償化及び農業戸別所得補償についても、政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討する。子ども手当の見直しによる歳出削減について、今後の補正予算において減額措置することとし、その旨特例公債法案の附則に明記すること。一次補正で流用された年金積立金は、第三次補正予算の編成の際に復興債で補てんすることなどが確認されました。

要するに、私なりに解釈すれば、結果的に、民主党マニフェストの破綻が事実上確定したということではないでしょうか。それを民主党みずから認めたという意味で、極めて重要かつ画期的であると考えます。

いずれにしても、これらの合意によって、公明党が求めてきた事項がおおむね充足されました。特に、今般の合意及び本法案の修正によって、子ども手当や高速道路無料化などの予算が減額補正

されることが担保されました。

また、折しも、世界経済そして日本を取り巻く環境は極めて厳しい局面に立たされております。特に、ギリシャを中心とした欧州の債務問題、米国債の格付の引き下げなどによって、急激な円高とともに、世界経済は危機に直面をしています。こうした状況下において、日本の政治が安定し、財政に対する信頼を確保することが重要ではないかと考えます。

さらに、今後、被災地における復旧復興をいよいよ本格化させなければなりません。

このような観点から、公明党としては、大局的に立ち、このたびの特例公債法案に賛成することとした次第であります。

ただし、公党間の合意は、極めて重いものです。特に政権党である民主党は、今後、だれが総理になろうとも、三党間の合意に基づいて、これを誠実に履行するよう強く求めるものであります。

さて、第三次補正予算の編成、円高対策を初めとする総合経済対策の策定、さらには、原発事故の収束と電力不足対策、二十四年度予算の編成など、課題はメジロ押しであります。しかしながら、全く政権の体をなしていない菅民主党政権では、国内はもちろん、日本外交も完全に行き詰まり、日に日に国益を損ねております。

震災から五カ月、いまだに心休まらない被災地の方々の心情を考えれば、まことに申しわけない限りであり、到底今の政治状況を放置することはできません。

また、まことに残念ながら、政府・民主党の脱官僚、政治主導は、ほとんど機能していないと言わざるを得ません。総理と閣僚は、全く好き勝手に発言し、行動している。政府と与党も一体化し

ていない。さらには、民主党の中もばらばらに映ります。

むしろ、真の政治主導を発揮したのは、野党を中心とする国会でありました。政府提出法案の不備を、野党が知恵を出して、決して二元対立に陥ることなく、粘り強くまとめていった。その典型が、今回の子ども手当をめぐる交渉であり、また、この特例公債法案であります。

菅総理と民主党には、猛省を促すとともに、みずからの言葉に責任を持っていたきたい。そのことを最後に申し上げ、私の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案とともに、総務委員長提出、運輸事業の振興の助成に関する法律案及び東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案の両案は委員会の審査を省略して、三案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨

弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

運輸事業の振興の助成に関する法律案(総務委員長提出)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、運輸事業の振興の助成に関する法律案、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。総務委員長報告及び趣旨弁明を求めます。総務委員長原口一博君。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
運輸事業の振興の助成に関する法律案
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案
(本号末尾に掲載)

〔原口一博君登壇〕
○原口一博君 ただいま議題となりました三法案につきまして申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務づけを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、同日片山国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、九日及び本日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、委員会提出の二法案につきまして、順次、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、運輸事業の振興の助成に関する法律案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響にかんがみ、当分の間の措置として、都道府県は、当該事業を営む者を構成員とする一般社団法人であつて当該都道府県の区域を単位とするもの及び当該事業を営む地方公共団体に対し、運輸事業振興助成交付金を交付するよう努めなければならないものとし、当該交付金の交付を受けた者は、その額を、旅客または貨物の輸送の安全の確保に関する事業等に充てなければならぬものとするものであり、当該交付

金の交付に要する経費は、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとしております。

本案は、各党間の協議を踏まえ、本日賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、運輸事業の振興助成に関する件について決議を行いました。

次に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情にかんがみ、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項の規定に基づく合併特例債を起すことができる期間の特例を定めようとするものであり、平成二十三年において合併特例債を起すことができる合併市町村であつて東日本大震災特別財政援助法第二条第三項の規定に基づく特定被災区域をその区域とするものが合併特例債を起すことができる期間を五年間延長することとしております。

本案は、各党間の協議を踏まえ、本日全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する件について決議を行いました。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、運輸事業の振興の助成に関する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山 善博君
財務大臣 野田 佳彦君
環境大臣 江田 五月君

○議長(横路孝弘君) の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

一、昨日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

(理事補欠選任)

一、昨日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 稲津 久君(理事赤松正雄君去る四日委員辞任につきその補欠)

文部科学委員会

理事 金森 正君(理事松宮勲君昨日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

辞任

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

補欠

赤松 正雄君

稲津 久君

浜本 宏君

柳田 和己君

高村 正彦君

平 智之君

相原 史乃君

柿沼 正明君

阪口 直人君

中野渡詔子君

中林美恵子君

中屋 大介君

西村智奈美君

橘 慶一郎君

長島 忠美君

古屋 圭司君

佐藤 茂樹君

赤嶺 政賢君

服部 良一君

柿沼 未途君

奥野総一郎君

後藤 祐一君

赤澤 亮正君

赤松 正雄君

緒方林太郎君

畑 浩治君

伊東 良孝君

稲津 久君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

平 智之君

中林美恵子君

古屋 圭司君

中野渡詔子君

大串 博志君

高井 美穂君

吉良 州司君

生方 幸夫君

打越あかし君

稲見 哲男君

石毛 鏡子君

齋藤 健君

小里 泰弘君

野田 毅君

遠山 清彦君

笠井 亮君

阿部 知子君

山内 康一君

畑 浩治君

緒方林太郎君

伊東 良孝君

稲津 久君

後藤 祐一君

奥野総一郎君

赤澤 亮正君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

法務委員

辞任

川越 孝洋君

熊谷 貞俊君

補欠

川村秀三郎君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

奥野総一郎君

後藤 祐一君

赤澤 亮正君

赤松 正雄君

緒方林太郎君

畑 浩治君

伊東 良孝君

稲津 久君

後藤 祐一君

奥野総一郎君

赤澤 亮正君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

補欠

畑 浩治君

緒方林太郎君

伊東 良孝君

稲津 久君

後藤 祐一君

奥野総一郎君

赤澤 亮正君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

官 報 (号 外)

松野 博一君 望月 義夫君

照屋 寛徳君 服部 良一君

柿澤 未途君 山内 康一君

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外二名提出)

一、去る九日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案(塩崎恭久君外五名提出)

国会法の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外五名提出)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

(議案受領)

一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案
二、去る九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

一、昨日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

一、昨日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案

(議案付託)

一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一四号)(予)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一五号)(予)

以上二件 災害対策特別委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外二名提出、衆法第二三三号)

法務委員会 付託

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、参法第一九号)(予)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出、参法第二〇号)(予)

以上二件 災害対策特別委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一九号)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参議院提出、参法第二〇号)

以上二件 災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外二名提出)

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案(塩崎恭久君外五名提出)

国会法の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外五名提出)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

(議案通知)

一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、参議院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移動者に係る措置に関する法律案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

(議案撤回通知書受領)

一、去る九日、参議院から、八月四日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出)

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東北自動車道無料化の制度設計に関する質問主意書(木村太郎君提出)

韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問主意書(津寛君提出)

放射性物質による土壌汚染地域における国の責任による除染の実施等に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する檢察審査会の議決に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「賠償機構法案に関する文書について」に関する質問主意書(渡辺喜美君提出)

豪雨における避難勧告に関する質問主意書(木村太郎君提出)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

学校給食における国産水産物の活用に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

我が国の資金循環の現状を踏まえた「社会保障・税一体改革成案」の遂行に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書(北村誠吾君提出)

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省欧州局ロシア課に新設された「日露経済室」に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

国民の財産たる過疎地域の支援に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

スマートインターチェンジの整備促進に関する質問主意書(稲津久君提出)

介護保険料に関する質問主意書(佐藤ゆうこ君提出)

被災者生活再建支援制度の基準に関する質問主意書(木村太郎君提出)

取調への可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

津波の観測態勢に関する質問主意書(木村太郎君提出)

我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

本年九月以降の内閣総理大臣の外交日程に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の仕事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出国勢調査にみる生産性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出北方領土における日露資源協力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員今津寛君提出中井衆議院予算委員長

の中国訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員と報道機関との関係に関する質問に対する答弁書

平成二十三年七月二十二日提出
質問 第三四五号
原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問主意書

提出者 小野寺五典

原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問主意書

我が国はこれまで、資源小国として原子力発電を推進し、国際社会の信頼と透明性を確保しつつ自らの原子力利用を厳格に平和的目的に限るとともに、国際社会における原子力の平和利用を適切に促進するための外交を実施してきた。

また、国際的な信頼性と透明性の確保の観点から、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を基本方針として、二国間及び多国間の原子力協力を推進してきた。

そのようななか、菅内閣では、海外における原子力発電の受注を成長戦略の重要な要素としてとらえ、今国会冒頭の施政方針演説においても、「私みずからベトナムの首相に働きかけた結果、原子力発電施設の海外進出が初めて実現しました。」と海外への売り込みと成果のアピールに積極的であった。我が国は現在、八つの国・機関と原子力協定を締結しており、また今国会においても、政府は、ヨルダン、ロシア、韓国、ベトナムとの原子力協定の承認を国会に求めている。しかし、七月二十日の衆議院予算委員会においてベトナムとの原子力協定の進捗状況についての質問に対し、菅総理は「外交手続きとして現在進んでいる」と答弁され、外相臨時代理の枝野官房長官も「従来の約束はしっかりと守っていくことが前提に

なっている」と答弁されたが、菅総理はこれを振り切るように「指摘された問題を含めて議論していきたい」と強調した。

また、菅総理は七月二十一日の参議院予算委員会、原子力発電所の輸出について、「安全性を高めて進める考え方がベースだが、もう一度きちんとした議論をしなければならぬ段階にきている」と答弁され、見直しの可能性を示唆されたが、枝野官房長官は七月二十一日の記者会見で、この首相答弁について、「見直しを示唆したとは受け止めていない」と発言されるように閣内不一致が露呈している。

今般の福島第一原発の事故を受け、原子力発電の安全性の議論がなされているなか、平成二十三年七月七日の参議院予算委員会において、菅総理は、「それまでの原子力発電所に対する考え方と、この事故を踏まえてその後の原子力発電所に対する考え方は、私の中でも大きく変化したこととはそれは素直に認めたい」「原子力発電所については徹底した安全の検証が国内的にも必要でありますし、国際的にもそのことをしっかりと踏まえなければなりません」「今後のベトナムとの協力関係についても徹底した安全性というものの確保が前提とならなければならぬ」と答弁した。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一 菅総理のいう国際的な原子力協力の前提である「徹底した安全性」というものの確保は、具体的にどのようなものになるのか。また、どのような主体が検証して「安全性の確保を判断することになるのか。いつまでに検証することになるのか。

二 「安全性の確保」がなされるまでは、国際的な原子力協力は凍結するのか。また、現在政府が

提出している四件の原子力協定の承認について、これを取り下げる意思があるのか。右質問する。

内閣衆質一七七第三四五号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

我が国としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電の安全性を世界最高水準まで高めていかなければならないと考えており、安全規制や規制行政の抜本的な改革に着手しているところである。なお、各国における原子力発電所の安全性の確保については、一義的には、当該各国が自国の責任の下で判断するものと考えられている。我が国の原子力技術に対する期待は、引き続き、幾つかの国から表明されており、諸外国が我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合に、我が国としては、相手国の意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有するものを提供していくべきであると考えている。

国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や国際原

子力機関（IAEA）における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に、我が国としての考え方を取りまとめる。

こうしたことを念頭に置きつつ、これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。こうした観点から、現在、国会に提出しているヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの二国間原子力協定についても、引き続き御承認をお願いしたいと考えている。

内閣衆質一七七第三四九号

平成二十三年七月二十六日提出

質 問 第 三 四 九 号

外務省職員の守秘義務に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員の守秘義務に関する質問主意書

一 秘密の定義如何。

二 職務の定義如何。

三 外務省職員は、職務上知り得た秘密を守る義務を負うか。負うのなら、その法的根拠如何。

四 外務省職員は、現職を退いた後も、職務上知り得た秘密を守る義務を負うか。負うのなら、その法的根拠如何。

五 かつて在ロシア駐留特命全權大使を務めた丹波貴氏が、外務審議官の役職に就いていた時期はいつからいつまでか、明らかにされたい。

六 丹波氏は、現在は既に外務省職員を退職している。丹波氏は、現職時、職務上知り得た秘密を守る義務を、現在も負っているか。

七 窃盗の定義如何。

八 外務省職員が、現職を退いた後も、同省の秘密指定文書を省外に持ち出し、自宅等に保管することは認められるか。認められるのなら、その法的根拠如何。

九 八で、認められないのなら、それは窃盗に該当すると考えるが、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第三四九号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の守秘義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の守秘義務に関する質問に対する答弁書

一 について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百条第一項に規定する「秘密」とは、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいうものと解している。

二 について

職務とは、職員に遂行すべきものとして割り当てられる仕事であると解している。

三、四及び六について

外務省職員の守秘義務については、特別職の外務公務員にあつては外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条第一項において準用する国家公務員法第百条第一項、一般職の職

員にあつては同法第百条第一項の規定により、「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とされている。

五について

丹波實元ロシア国駐節特命全權大使は、平成九年七月一日から平成十一年八月十六日まで外務審議官の職にあつた。

七について

窃盗については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百三十五条において、他人の財物を窃取した者を罰する旨を規定している。

八及び九について

外務省においては、秘密文書は厳格に管理されており、外務省の職員であつた者が、同省の秘密文書を庁舎外へ持ち出すことはないものと考えている。なお、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであると考えている。

平成二十三年七月二十六日提出
質 問 第 三 五 〇 号

外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問主意書

一般に、外務省職員の人事はどのような検討を経て、どのように決定されるのか説明された

い。
二 外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官の外務省政務三役以外の国会議員が、外務省人事を

決定することはあるか。あるのなら、直近の事例を三つ挙げられたい。

三 二の事例に対する外務省の評価如何。

四 外務審議官の任務如何。

五 外務審議官の人事が、内閣総理大臣によって決定されたという事例は過去にあるか。あるのなら、その事例をすべて挙げられたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三五〇号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい

が、外務省職員の任命は、特別職の外務公務員については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第八条第一項及び第二項の規定に

基づき外務大臣の申出により内閣が行い、常勤の一般職の職員については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第五十五条第一項の規定に基づき外務大臣が行っている。なお、一般職の職員のうち、外務審議官を含む幹部職員の任命は、あらかじめ内閣の承認を得た後に

行っている。

したがって、これらの外務省職員の任命を「外務省政務三役以外の国会議員」が行うことや、「外務審議官の人事が、内閣総理大臣によって決定」されることはない。

四について

外務審議官は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第五条第二項の規定により、命を受けて、外務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理することとされている。

平成二十三年七月二十六日提出
質 問 第 三 五 一 号

安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問主意書

東日本大震災から四ヶ月過ぎたが、仮設住宅は、約五万とされた必要数の七割程度の達成率である。建設から原則二年三ヶ月で取り壊すことになるが、報道によると、被災者の五十七パーセントが仮設住宅退去後の住む先が未だに決まっていないとしている。

今回の震災において、第一次補正予算については、一万戸分の復興住宅事業費など約千六百億円を計上しているものの、我が党が提言した国の補助率四分の四は受け入れられず四分の三に留まっており、財政力の弱い自治体などは地方債の発行に踏み切らざるを得ない厳しい状況となっている。

阪神淡路大震災の復興住宅建設では、市街地における希望を受け入れ、民間借り上げの大幅採用による取り組みを行ったものの、需給ギャップに苦しみ、また入居者を抽選で決めたため、地域のコミュニティが分断され、さらに高齢者の孤独死が相次ぎ大きな課題となった。

被災地の中では、元々公有地に乏しく津波を免れた高台に多くの仮設住宅が建てられたため、復興住宅の用地確保は容易ではなく、復興計画の検討と同時に用地選定を進めなくてはならない地域もある。今後相当な需要が見込まれ、工期など考慮すると今年度内に着工しなければ、多くの被災者が仮設住宅を退去した後の復興住宅が確保できなくなり、国として早急に被災地の意向を調査し、各自治体に対して財政的支援を更に手厚く行うことが急務と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 東日本大震災から四ヶ月過ぎたが、仮設住宅は、約五万とされた必要数の七割程度の達成率である。建設から原則二年三ヶ月で取り壊すことになるが、被災者の五十七パーセントが仮設住宅退去後の住む先が未だに決まっていない状況をどのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

二 震災での第一次補正予算の復興住宅事業費において、我が党が提言した国の補助率四分の四は受け入れられず四分の三に留まっており、財政力の弱い自治体などは地方債の発行に踏み切らざるを得ない厳しい状況となっていることについてどのように反省しているのか、管内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、復興住宅建設での需給ギャップ対策や、崩壊した地域のコミュニティ

の再生、さらに高齢者の孤独死を未然に防ぐことなどについて、今後国として自治体にとのような支援をしていくのか、管内閣の見解如何。

四 一、三に関連し、元々公有地に乏しく津波を免れた高台に多くの仮設住宅が建てられたため、復興住宅の用地確保が容易ではなく、復興計画の検討と同時に用地選定を進めなくてはならない地域に対して、国としてどのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

五 一、四に関連し、今後、復興住宅は相当な需要が見込まれ、工期など考慮すると今年度内に着工しなければ、多くの被災者が仮設住宅を退去した後の落ち着き先が確保できなくなるが、国としてどのように支援していくのか、管内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第三五一号
平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の実施、地方公共団体が行う低廉な家賃で賃貸する公営住宅の供給の支援等を通じて、東日本大震災により住

宅を失った被災者が恒久的な住宅を確保できるような取り組みを行っているところであり、平成二十三年度第一次補正予算において、当面必要な予算を確保したところである。

なお、応急仮設住宅については、地方公共団体が建設を必要としている戸数である約五万三千戸のうち、平成二十三年八月一日時点で約四万四千戸が完成しているところであり、また、応急仮設住宅の存続期間については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第十九号)により、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)による応急仮設住宅の存続期間の延長に関する特例措置を適用できることとしたところである。

二から五までについて

お尋ねについては、平成二十三年度第一次補正予算において、地方公共団体が行う被災者に賃貸する公営住宅の整備に要する費用に対する助成に必要な経費を計上しており、特に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二條第一項の規定による国の補助の対象となる公営住宅について、その用地の取得及び造成に要する費用の一部を新たに補助することとしたところである。また、地方公共団体が管理する公営住宅について、家賃低廉化事業を実施する場合、国がその事業費の一部を補助することにより、当該地方公共団体の負担の軽減を図っているところである。

施設及び高齢者生活支援施設等を併設する際のその整備に要する費用の助成等に必要な予算を確保したところである。

政府としては、今後とも、被災者の需要に応じ、被災者が恒久的な住宅を確保できるよう、地方公共団体が行う様々な取組を支援してまいりたい。

平成二十三年七月二十七日提出
質問 第三五二号
今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問主意書

提出者 服部 良一
今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問主意書

全国の原子力発電所が順次定期点検入りする一方で、早期再稼働が困難となる中で、今夏の電力需給がひっ迫していると強調されている。また、このまま原発の再稼働が進まなければ、今冬、さらには来夏の電力供給が不足するとの見通しが示されている。しかしながら、枝野官房長官らが強調しているように、電力需給のために安全性を犠牲にすることは許されない。それ以前に、政府及び各電力会社の電力需給に係る情報開示は未だ不十分であり、検証可能な基礎情報が提供されていない。十分な説明がないままに数字だけが一人歩きすれば、必要以上に危機感が煽られかねず、過度の節電等の弊害をもたらす懸念がある。また、原発の再稼働を進めたいが故に、需要の過大想定と供給力の過少見積りに基づく見通しを提示しているのではないかとこの疑念を払拭する説明も得られていない。

今必要なことは、電力需給に係る情報を全面的に開示し、客観的データに基づいて幅広く議論をし、有効な対策を推進することである。それでこそ、節電に対する広範な理解と協力を得ることができるのであり、必要以上のエアコン使用回避、過度な生産抑制等の悪影響も回避できる。よって、以下の通り質問する。

一 現在示されている最大電力想定は、本年三月時点で各電力会社が提出した供給計画に記載されたものではなく、記録的猛暑となった昨夏の最大電力(H1)又はこれに基づき算出された数字となっている。また、基本的に、東日本大震災の影響を勘案して再計算した様子も伺えない。停電を起こさないための想定であるという説明だけでは説得的でない。なぜこのような最大電力想定を引き上げを行ったのか、各電力会社毎に根拠となるデータとともに説明されたい。

二 今夏の最大電力想定には節電の効果が反映されていない。確かに、対策がない場合の想定を示すことに意味なしとはいえないが、現在のよう最大電力と供給力のみを与えてそのギャップを強調する仕方は脅迫的で、不適切である。工場の操業シフトなど大口需要家の節電策については把握できているはずであり、構造的節電効果とも言える領域を特定することは可能である。また、七月二五日の参議院予算委員会では、七月二五日の参議院予算委員会では、答弁があつた通り、需給調整契約により削減可能な総量は一千万キロワット以上であることが明らかになっている。さらには、家庭を含む小口需要家についても、この間の傾向から一定の予測は可能であると思われる。よって、次の諸点につき電力会社管内毎に説明されたい。

(一) 大口需要家による節電策(四及び九で示す自家用発電設備及び特定規模電気事業者の活用を含む)によって最低限確保されている最大電力時の需要削減量

(二) 需給調整契約により確保されている需要削減量

(三) 家庭を含む小口需要家による節電策によって最低限確保されていると見込まれる、最大電力時の需要削減量(九に示す住宅用太陽光発電設備等の寄与を含む)

(四) 以上を控除した場合の、最大電力想定三 最大電力時の需要構造(部門別、地域別、大口・小口の別によって示されるものを言う。以下同じ)については、資源エネルギー庁が東京電力管内について行った粗い推計が示されているのみであり、それによって「家庭が三割」という数字だけが一人歩きし、家庭に過剰な節電圧力がかかっている。無理なく効果的に節電を行うためには客観的データが必要である。ついては、可能な限り実績データに基づき、最大電力時の需要構造を示されたい。その際、検証可能なように、根拠データも示されたい。

四 いわゆる「埋蔵電力」があるのかないのかが、大きな話題となっているが、政府及び各電力会社は自家用発電設備の現況及び活用可能性について十分に説明できているとは言えない。ついで、以下の諸点につき、電力会社管内毎に、かつ共同火力等卸供給に用いられているものその他の自家用発電設備とを区分して、データを示されたい。

(一) 自家用発電設備の容量合計、そのうち稼働不能な容量(理由毎に分類したもの)

(二) 自家用発電設備の昨夏の稼働率及び今夏の想定稼働率

(三) 電力各社の当初供給計画において盛り込まれていた自家用発電設備の容量

(四) 特定規模電気事業者に供給している自家用発電設備の容量(可能であれば、当初想定と今夏の追加対策とに区分して示すこと)

(五) 今夏において追加的に供給力に算入する自家用発電設備の容量

(六) 事業者等が自家用発電設備の稼働率を高めて自家消費を増加し、又は特定規模電気事業者からの調達を増加すること等により減少する最大電力時の電力会社に対する需要量

五 各電力会社は長期計画停止火力を抱えているが、現時点で今夏稼働するのは東京電力横須賀火力の一部のみである。残りの火力については、早期起動が困難であり、「二一三年かかる」となどと説明され、具体的な見通しが示されていない。一方で、起動にはそこまでの時間を要しないと指摘もある。この間、被災し又は故障した火力が押し並べて当初の説明より早く復旧しているという事実もある。ついては、長期計画停止火力の各号機毎に、起動の具体的見通しとその技術的根拠を示されたい。

六 火力発電設備については、大気温上昇による出力減少があると説明されているが、十分に根拠が示されているとは言えない。よって、設備毎に減少幅、及び実績値等の根拠データを示されたい。

七 揚水発電所については、概ね設備容量未満の数字で供給力に算入されているが、その根拠を説明するとともに、夏期の出力実績値を示されたい。また、実績値に基づく保守的想定を行っている場合には、過度の保守性を排除し、今夏

の気候や水量等の傾向から再評価して、現実的な想定幅を示す必要があると考えるが、そのようにして再計算した供給力見通しを示されたい。

八 一般水力発電所についても、概ね設備容量の六割程度の数字で供給力に算入されている。これについては、過去三十年の実績の最低位帯の値を取った等の説明がなされている。しかし、七で述べたことと同様に、過度の保守性を排除し、今夏の気候や水量等の傾向から再評価する必要があると考える。ついては、現在示されている供給力見通しの根拠、夏期出力の実績値及び再計算した供給力を可能な限り設備毎に細分化して示されたい。

九 再生可能エネルギー(大規模水力を除く。以下同じ)については、需給両面においてその寄与が説明されていない。ついては、以下について明らかにされたい。

(一) 各電力会社の供給力に算入されている再生可能エネルギー発電設備(他社受電分を含む)及びそれらの供給力

(二) 特定規模電気事業者等を通じて供給されており、電力会社の供給見通しに算入されていない再生可能エネルギーの供給力及び、その内、今夏の需給対策として見込まれる追加供給力

(三) 最大電力時における住宅用太陽光発電設備の稼働容量

(四) 住宅用太陽光発電設備及び家庭用蓄電池等の利用による最大電力抑制効果(電源等の別により示すこと)

右質問する。

内閣衆質一七七第三五二号
平成二十三年八月五日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員服部良一君提出今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員服部良一君提出今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問に対する答弁書
一について
今夏の最大電力の想定に関して、東北電力株式会社(以下「東北電力」という。)及び東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)については、計画停電不実施の原則を維持し、電力需給バランスの確保に万全を期すとともに、電力需要のピーク時間帯における需要の抑制幅を目安として示すため、「夏期の電力需給対策について」(平成二十三年五月十三日電力需給緊急対策本部決定)において、平成二十二年夏の最大電力を参考として想定した値を用いている。また、東北電力及び東京電力以外の一般電気事業者についても、同様の考え方に立つて、電力需給バランスの確保に万全を期すとともに、電力需要のピーク時間帯における需要の抑制幅を目安として示すため、「今夏の需給見通し」(西日本五社の今夏の需給対策について)(平成二十三年七月二十日電力需給に関する検討会合決定)別紙三において、各一般電気事業者の供給区域内における平成二十二年夏の最大電力又は平成二十三年夏の最大電力見通しのいずれか高い値を用いている。

二について

各需要家における節電の取組は多様であること、需給調整契約のうち計画調整契約については、既に各一般電気事業者の需要見通しに含まれており需給ひっ迫時の削減量として計算することは適切ではないこと、随時調整契約については、同契約に基づく削減量は需要家側の電力使用状況に左右されるものであることから、現時点で最低限確保されている電力需要の削減量について、お示しすることは困難である。

三について

東京電力の供給区域におけるお尋ねの「最大電力時の需要構造」については、経済産業省のホームページに掲載している。

四の(一)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「及び稼働不能な容量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。)に基づく報告によれば、平成二十三年三月末において、出力千キロワット以上の自家発電設備を設置する者が有する発電設備(以下「自家発電設備」という。)の最大出力は、北海道電力株式会社(以下「北海道電力」という。)の供給区域において約二百三十六万キロワット、東北電力の供給区域において約七百三十二万キロワット、東京電力の供給区域において約千六百五十七万キロワット、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)の供給区域において約五百五十五万キロワット、北陸電力株式会社(以下「北陸電力」という。)の供給区域において約七十一万キロワット、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)の供給区域において約六百八十五万キロワット、中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)の供給区域において約七百二十七万キロワット、四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)の供給区域において約二百二十万キロワット、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の供給区域において約五百四十一万キロワット、沖縄電力株式会社(以下「沖縄電力」という。)の供給区域において約十一万キロワットである。また、平成二十三年七月に行った自家発電設備に関する調査(以下「自家発電設備調査」という。)によれば、休止中の自家発電設備の設備容量は、北海道電力の供給区域において約五万キロワット、東北電力の供給区域において約五万キロワット、東京電力の供給区域において約二万キロワット、中部電力の供給区域において約十五万キロワット、北陸電力の供給区域において約二万キロワット、関西電力の供給区域において約十四万キロワット、中国電力の供給区域において約十一万キロワット、四国電力の供給区域において約十萬キロワット、九州電力の供給区域において約十四万キロワットである。

四の(二)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「の意味するところが必ずしも明らかではないが、報告規則に基づく報告によれば、自家発電設備について、平成二十二年八月における発電電力量を、最大出力で同期間稼働した場合の発電電力量で除して得た稼働率は、北海道電力の供給区域において約四十四パーセント、東北電力の供給区域において約五十七パーセント、東京電力の供給

区域において約五十二パーセント、中部電力の供給区域において約六十パーセント、北陸電力の供給区域において約三十三パーセント、関西電力の供給区域において約六十パーセント、中国電力の供給区域において約六十パーセント、四国電力の供給区域において約五十九パーセント、九州電力の供給区域において約五十七パーセント、沖縄電力の供給区域において約二十九パーセントである。なお、今夏の想定稼働率については試算していない。

四の(三)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般電気事業者の供給計画によれば、自家発電設備等からの供給力は、北海道電力においては約五十九万キロワット、中部電力においては約八十三万キロワット、北陸電力においては約九万キロワット、関西電力においては約二百六十九万キロワット、中国電力においては約九十万キロワット、四国電力においては約五十二万キロワット、九州電力においては約百三十万キロワットである。なお、東北電力及び東京電力の供給計画については、東日本大震災の影響を踏まえ、今後提出されることとなっている。

四の(四)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「の意味するところが必ずしも明らかではないが、自家発電設備調査によれば、自家発電設備から特定規模電気事業者に供給している電力は、北海道電力の供給区域において約六万キロワット、東北電力の供給区域において約三十四万キロワット、東

京電力の供給区域において約二百七十七万キロワット、中部電力の供給区域において約十四万キロワット、関西電力の供給区域において約二十六万キロワット、中国電力の供給区域において約八十一万キロワット、四国電力の供給区域において約十四万キロワット、九州電力の供給区域において約三十四万キロワットである。

四の(五)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「の意味するところが必ずしも明らかではないが、各一般電気事業者によれば、平成二十三年八月において、供給計画における供給力に追加して自家発電設備等から受ける供給力は、関西電力においては約三十万キロワット、四国電力においては約十四万キロワットである。なお、東北電力及び東京電力については、東日本大震災の影響を踏まえ、今後、供給計画が提出されることになっているため、追加的に受ける供給力についてお答えすることは困難である。

四の(六)について

お尋ねの「卸供給に用いられているもの」とその他の自家発電設備とを区分して「の意味するところが必ずしも明らかではないが、自家発電設備の稼働状況は、設置者の利用形態により多様であること等から、「減少する最大電力時の電力会社に対する需要量」についてお答えすることは困難である。なお、自家発電設備調査によれば、九時から二十時の間に、一般電気事業者等へ売電可能と回答のあった電力量は、北海道電力の供給区域において約三万キロワット、東北電力の供給区域において約一万キロワット、東京電力の供給区域において約十三万キロワット

ト、中部電力の供給区域において約三万キロワット、北陸電力の供給区域において約二万キロワット、関西電力の供給区域において約十一万キロワット、中国電力の供給区域において約四万キロワット、四国電力の供給区域において約四万キロワット、九州電力の供給区域において約一万キロワットである。

ロワット、中部電力においては約二百九十三万キロワット、北陸電力においては約十萬キロワット、関西電力においては約二百三十万キロワット、中国電力においては約百十八万キロワット、四国電力においては約四十二万キロワット、九州電力においては約百十一万キロワットである。

各一般電気事業者によれば、それぞれ長期間停止している火力発電所については、設備の劣化が進んでおり、部品の調達若しくは交換又は大規模な補修等が必要であるため、その起動の可否及び起動見通しについて、現時点でお答えすることは困難である。

各一般電気事業者においては、夏の水力発電の供給力については、天候等による変動が大きいことから、過去の実績を踏まえ確実に見込める数値で評価することとしている。なお、一般電気事業者によれば、平成二十年から平成二十二年までの各年の八月における各一般電気事業者の水力発電の設備容量に対する出力の割合の平均については、北海道電力においては約六十九パーセント、東北電力においては約五十五パーセント、東京電力においては約六十三パーセント、中部電力においては約六十三パーセント、北陸電力においては約五十二パーセント、関西電力においては約六十一パーセント、中国電力においては約五十三パーセント、四国電力においては約六十八パーセント、九州電力においては約六十四パーセントである。

一般に、夏は気温が上昇し、タービンに吸入する空気の密度が低下するため、火力発電設備に投入する燃料の量を減らさざるを得ず、その結果、発電出力が低下するものと承知している。なお、過去の事例によれば、発電出力が平均で約十三パーセント低下するとされている。

九の(二)について
お尋ねの点については、報告を受けておらず、お答えすることは困難である。

揚水発電は、夜間に供給される電力によりくみ上げられる水の量及び昼間に揚水発電以外の電力供給のみでは需要を賄えない時間の長さ等により供給力が評価されるため、必ずしも設備容量の全てを供給力として計上できない。なお、一般電気事業者によれば、平成二十年から平成二十二年までの各年の八月において揚水発電の出力が最大であった日における最大出力の平均は、北海道電力においては約二十八万キロワット、東北電力においては約六十九万キロワット、東京電力においては約四百七十八万キロワットである。

各一般電気事業者によれば、平成二十三年八月における各一般電気事業者の供給力として算入されている再生可能エネルギー発電設備及びその供給力は、東北電力においては地熱発電設備で約十四万キロワット、東京電力においては地熱発電設備で約〇・三万キロワット、九州電力においては地熱発電設備で約十七万キロワットである。

九の(三)について
お尋ねの「最大電力時における住宅用太陽光発電設備の稼働容量」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、国内で導入されている住宅用太陽光発電設備の設備容量の合計値は、一般社団法人太陽光発電協会等によれば、平成二十二年末時点で約二百九十七万キロワットである。

九の(四)について

お尋ねの「最大電力抑制効果」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、太陽光発電については、晴天時には出力が増加し、曇天時には出力が減少するため、現時点では安定的な供給力として見込むことは困難である。また、家庭用蓄電池は、現時点では普及段階にあるとは言いが、標準的な利用形態が確立していないため、当該設備を利用することが供給力にどの程度寄与するのかお答えすることは困難である。

平成二十三年七月二十七日提出
質問 第三五三号

国勢調査にみる生産性に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

国勢調査にみる生産性に関する質問主意書
先月二十九日、総務省が公表した二十十年国勢調査の抽出速報集計結果によると、六十五歳以上の高齢者人口の割合は二十三・一パーセント、十五歳未満の子どもの人口の割合は十三・二パーセントで、それぞれ世界最高と最低を更新し、先進国

の中で日本の少子高齢化が最も速い結果となった。また、労働力人口は五年間で三百万人減少し六千二百四十万人となり、かつて高度成長期には現役世代十一・五人で一人を支えればよかったが、現在は二・八人で一人を支えることになる。現行の社会保障制度における現役世代及び企業の負担への依存が最早限界にきていることを示すものである。

高齢化は都市部より地方が深刻だが、一般世帯の一世帯あたり人数は東京都が二・〇五人と最も少ない。これは約半分の世帯が一人暮らしか夫婦であることが考えられ、県別の人口動態をみた場合、首都圏は高齢化率が二十から二十一パーセントに留まっただけのもの、今後において一人暮らしが急加速することを孕んでおり、孤独死の危険性を極めて憂慮するものである。

また、就業者人口については、医療・福祉が平成十七年比で一・九ポイント伸び、六百十六万人、製造業、建設業は現民主党政権の「雇用空洞化政策」、「コンクリートから人への政策」の影響を被り、それぞれ〇・七ポイント減、一・〇ポイント減となり、建設業など地方の雇用を支えてきた産業から医療・福祉へシフトしていることが窺える。これまで開発と大規模な設備投資に頼まぬ努力をし、輸出に貢献してきた製造業や、地方における雇用の受け皿にもなっている建設産業など、生産性の高い産業を支援し現役世代の労働生産性を高め、年金、医療、介護など社会保障制度の効率化について真剣に取り組むことが喫緊の課題と考える。

従って、次の事項について質問する。
一 今回の総務省が公表した二十十年国勢調査の

抽出速報集計結果をどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、県別の人口動態をみた場合、首都圏は高齢化率が二十から二十一パーセントに留まっただけのもの、今後において一人暮らしが急加速することを孕んでおり、孤独死の危険性を極めて憂慮するが、今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

三 かつて高度成長期には現役世代十一・五人で一人を支えればよかったが、現在は二・八人で一人を支えることになる。現行の社会保障制度における現役世代及び企業の負担への依存が最早限界にきていると考えるが、どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

四 民主党の円高に対する無策、雇用空洞化政策を嫌い、我が国製造業企業の海外事業展開がさらに進んだ場合、国内の中小・零細企業はどのようなことになるのか。また、生産性はどのように推移すると見るのか、菅内閣の明確な見解如何。

官 報 (号 外)

五 一〇四に関連し、建設業など地方の雇用を支えてきた産業から医療・福祉へシフトしていることが窺えることから、今後において産業構造の変化により、専門・技術職やサービス職などの雇用が増加すると見込まれる。一方、求人側の求める技能・能力とかみ合わないミスマッチによる失業が、完全失業率の七割以上を占めていると聞く。この現役世代のミスマッチ解消に向けてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

六 一〇五に関連し、地方における雇用の受け皿にもなっている建設産業を守り、「コンクリー

トも人も大切である」との姿勢を示し、併せて生産性の観点から、付加価値の高い社会資本の前倒し整備を進めることが早急に必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第三五三号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国勢調査にみる生産性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出国勢調査にみる生産性に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年国勢調査の抽出速報集計結果は、抽出による誤差を含んだ速報結果であるが、その結果をみると、我が国の人口は世界の国の中で最も少子高齢化が進んでいること、「単独世帯」（一人暮らしの世帯をいう。）の割合が上昇を続けていること、「製造業」や「建設業」に従事する者の割合が低下する一方で「医療、福祉」に従事する者の割合は上昇が続いていることなどの状況が認識できる。

二について

政府としては、一人暮らしの高齢者等の孤立死を防止するため、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域における高齢者等に対する見守り活動や関係機関の連携等を支援するとともに、先進的な取組を地方公共団体等に対

して広く情報提供しているところであり、今後ともこれらの取組を進めてまいりたい。

三について

御指摘については、本年六月三十日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」において、社会保障改革の基本的考え方として、「必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り」、「給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う」とし、また、社会保障の安定財源確保の基本的枠組みとして、「国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する」としていることを踏まえて、対応することとしている。

四について

我が国の製造業が海外への事業展開を進めることが国内の中小企業の経営に対して及ぼす影響については、海外へ事業展開した企業が海外で材料等を調達することにより生産が減少する面がある一方、当該企業からの調達増により生産が増加する面もあると考えられるところであり、一概にお答えすることは困難である。また、生産性の推移についても、一概にお答えすることは困難である。

五について

政府としては、御指摘の「求人側の求める技能・能力とかみ合わないミスマッチによる失業」を解消するため、引き続き、求職者に対

し、その能力・適性を踏まえたきめ細かな職業相談・紹介を公共職業安定所において行うとともに、介護・福祉、医療、子育て、情報通信など成長が見込まれる分野における職業訓練を実施して求職者の能力の向上を図ることにより、就職の促進を図ってまいりたい。

六について

政府としては、社会資本整備については、国民にとって本当に必要なものかどうかを見極め、真に必要なものを戦略的かつ重点的に進めることが重要であると考えている。

平成二十三年七月二十七日提出
質問 第三五四号

リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問主意書

一 リーガルマインドの定義に関する外務省の認識如何。

二 リーガルマインドは、外務省職員、特に条約等を所掌する国際法局に所属する職員に求められる資質であるか。

三 過去に、リーガルマインドがない、またはリーガルマインドに欠ける者が、また自らそのことを認め、公言している者が、旧条約局、国際法局の局長の任に就いたことはあるか。

四 三で、あるのなら、それは我が国の国益上適切な人事であったか。外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第三五四号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

一般に、お尋ねの「リーガルマインド」について確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねの「求められる資質」につき一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

外務省職員の人事については、当該職員の能力等を総合的に判断し、適材適所の観点から行っており、お尋ねのような事例は確認していない。

平成二十三年七月二十八日提出
質 問 第 三 五 五 号

北方領土における日露資源協力に関する質問
主意書

提出者 木村 太郎

北方領土における日露資源協力に関する質問
問主意書

昨年十一月、メドベージェフ大統領の国後島訪問後、ロシアは、領土問題について中韓両国と共同する方針を鮮明にし、本年五月十五日には、東日本大震災発生後初めて、イワノフ副首相ら五閣

僚が、又はとも我が国の中止要請を無視し、国後、択捉両島を視察した。間髪入れず同月二十四日には、韓国国会「独島領土守護対策特別委員会」の姜昌一委員長ら民主党議員三人が、我が国に対して何らの手続き或いは通告もなく、「日本との領有権問題がある地域の支配・管理状況の視察」を訪問目的にし、恣意的ともとれるロシア極東ユジノサハリンスクから国後島へ入った。これらは震災後においても、引き続きロシアが領土主権を固定化する方針に変わりのない姿勢を示したものである。

このような中、日本経済新聞がロシア極東連邦管区のイシャエフ大統領全権代表に書面インタビューを行ったが、それによると、同代表から北方領土周辺海域での原油・ガスの共同開発を提示し、日露間の領土問題において、新たに「資源」を巡る重要な課題が追加された。さらに、日本が応じなければ、中国、韓国など他国との共同開発に乗り出すことも言及しており、その傲岸なる態度は留まるところを知らない。

平成二十四年にはウラジオストックで開かれる予定のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議で公表するとしているが、現段階において、ロシアの主権を認めるが如き共同経済活動に参加するとすれば、領土問題がさらに棚上げされ、ロシア国内でも益々領土返還に反対の声が高まり、由々しき事態に発展する恐れを極めて憂慮するものである。

従って、次の事項について質問する。

一 本年五月十五日、東日本大震災発生後初めて、イワノフ副首相ら五閣僚が国後、択捉両島を視察し、間髪入れず同月二十四日には、韓国国会議員らが、我が国を歯牙にもかけず、ロシア極東ユジノサハリンスクから国後島へ入った

ことは、依然ロシアが領土主権を固定化する方針に変わりのない姿勢を示したものと考えるが、どのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 日本経済新聞の書面インタビューでロシア極東連邦管区のイシャエフ大統領全権代表が、北方領土周辺海域での原油・ガスの共同開発を提示し、日露間の領土問題において、新たに「資源」を巡る重要な課題が追加されたことについて、どのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。但し、「去る二月の日露外相会議において、議論することが決まった『共同経済活動』の具体策として提案されたもの」とするが如き、慇懃無礼な答弁を期待しない。

三 二に関連し、日本が応じなければ、中国、韓国など他国との共同開発に乗り出すことも言及しているが、他国とはどのような国名が考えられるのか、またこれについてどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

四 二・三に関連し、東日本大震災後の原子力発電の減少に関連して、プーチン首相が極東における化石燃料の生産拡大を指示し、日本企業とウラジオストックにLNG工場を建設するための調査で合意したとしているが、現政府はこの情報を把握しているのか。また、サハリン1の天然ガスを将来的にこの基地を使い、LNG化して我が国に供給していくのか、菅内閣の見解如何。

五 二・四に関連し、日露間において、新たに「資源」を巡る重要な課題が追加されたことを受けて、エネルギー分野の協力を検討する作業部会が近日中に立ち上がると聞くが、その進捗状況はどのようなになっているのか、菅内閣の見解如何。

六 五に関連し、今秋、ロシアで関係閣僚や民間企業幹部などによる日露の円卓会議が開かれると聞く。当然、新総理の下での関係大臣の出席となると期待するが、現時点においてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

七 二・六に関連し、現段階において、ロシアの主権を認めるが如き共同経済活動に参加するとなれば、領土問題がさらに棚上げされ、ロシア国内でも益々領土返還に反対の声が高まることは必至と考えるが、菅内閣の見解如何。

八 二・七に関連し、中露間において、東シベリアの油田から中国に原油を運ぶパイプラインが完成し、本格的な供給が既に始まっている。しかし天然ガスについては、先月、胡錦濤国家主席は訪露中に価格面で不服とし妥結を見送った。ロシアは我が国を取り込むことによって、資源における覇権の優位性が得られ、対中交渉も有利に進められると目論んでいると考えるが、どのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

九 震災後、カタルやインドネシア、オーストラリアなどの国からLNGの供給増の申し入れ、さらには米国を中心とした地中の岩盤層に眠る原油・天然ガスを生産するための開発事業も進行中ときくが、これらの進捗状況はどのようなになっているのか、菅内閣の見解如何。

十 我が国の官民によるサハリン石油ガス開発が、長年に亘り莫大な資金を投下してきた「サハリン1」は中露間のパイプラインを利用し中国に売却する計画だったが、その後の進捗状況はどのようなになっているのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三五五号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出北方領土における日露資源協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出北方領土における日露資源協力に関する質問に対する答弁書

書

一について

御指摘のイワノフ・ロシア連邦副首相らによる択捉島及び国後島訪問は、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れず、また、我が国民の感情を傷つけるものであり、受け入れられない。また、姜昌一議員ほか二名の大韓民国の国会議員による国後島訪問は、ロシア連邦の査証を取得して北方四島に入域する等あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき行為であり、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないと考えている。いずれにせよ、ロシア連邦が法的根拠なくして我が国固有の領土である北方四島を占拠していることは我が国として受け入れられるものではなく、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続き、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

二及び三について

ロシア側から御指摘の書面インタビューにあるような提案は受けておらず、仮定の御質問に

お答えすることは差し控えたい。

四及び十について

本年三月十九日、プーチン・ロシア連邦首相が、東日本大震災を踏まえて、日本へエネルギーの追加供給を行う準備がある旨の表明等を行ったと承知している。また、本年四月二十五日、日本企業とロシア国営ガス会社ガスプロムが、ウラジオストク市周辺における天然ガス利用プロジェクトの共同事業化調査の実施に関する合意文書に署名したと承知している。

サハリンIプロジェクトにおける天然ガス開発によつて生産される天然ガスの販売先については、当該プロジェクトの実施主体である事業者が決定するものであるが、現時点では決定していないと承知している。

五について

お尋ねについては、本年三月二十二日にセーチン・ロシア連邦副首相からエネルギー協力に関する提案がなされたことを受けて、日露両政府により、本年七月二十六日、モスクワにおいて、「石油・天然ガス分野における協力に関する日露ワーキング・グループ」の第一回会合が開催されたところである。

六について

本年二月十一日にモスクワで開催された「貿易経済に関する日露政府間委員会」において、前原外務大臣(当時)及びフリステンコ・ロシア連邦産業貿易大臣は、日本国外務大臣及びロシア連邦産業貿易大臣並びに日露両国の企業関係者が参加する日露経済に関する円卓会議を開催することで原則的に一致した。

これを受け、外務省は、開催場所及び時期を含め、同円卓会議の開催に向けた調整をロシア

側と行っているところである。

七について

北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で、何ができるかについて検討を続けているところである。

八について

御指摘のように「ロシアは我が国を取り込むことによつて、資源における覇権の優位性が得られ、対中交渉も有利に進められると目論んでいる」か否かを含め、東シベリアの天然ガスをめぐる露中間の交渉に関するロシア側の意図については、政府としてお答えする立場にない。

九について

LNGの売買に係る具体的な契約交渉は民間ベースで行われており、政府としてその詳細は承知していないが、各電力会社においては、東日本大震災等に伴う本年度上期の追加的なLNG需要については必要量をおおむね確保したと聞いている。また、技術革新により、米国を中心に、頁岩に含まれる天然ガス等の開発が進められており、日本企業の参画する開発プロジェクトも増加していると承知している。

平成二十三年七月二十八日提出
質問 第三五五号

原子力発電所の安全基準に関する再質問主意書

提出者 稲田 朋美

原子力発電所の安全基準に関する再質問主意書
本年七月四日提出「原子力発電所の安全基準に

関する質問主意書」(質問第二九五号)で、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全基準について明らかにすることを求めたが、本年七月十二日受領、答弁第二九五号(内閣衆質一七七第二九五号)における答弁は、極めて曖昧で不明確な内容であった。さらに、上記質問主意書提出後、九州電力株式会社玄海原子力発電所(以下「玄海原発」という。)について、いったん地元自治体に再稼働の了承を要請し、了承を得た直後、ストレステストを経なければ再稼働を認めない態度を豹変させた。

そのため、原子力発電所の立地する自治体や周辺住民は困惑の度を増し、益々不安にさいなまれている。

そこで、次の事項について質問する。

一 答弁第二九五号記載によれば、「各電気事業者に対し、炉心損傷等のシビアアクシデントが万一発生した場合でも迅速に対応するために直ちに取組むべき措置として、緊急時における発電所構内通信手段の確保、水素爆発防止対策等の実施を指示し、当該指示に対する各電気事業者からの報告を踏まえ、現地での立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、これらの措置が適切に実施されていることを確認している」とのことであるが、例えば、万が一、関西電力株式会社大飯原子力発電所、同高浜原子力発電所、同美浜原子力発電所、日本原子力発電株式会社敦賀原子力発電所、独立行政法人日本原子力開発機構原子炉廃止措置開発センター(ふげん)、同高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)においてシビアアクシデントが生じた場合、これらの原子力発電所所在地周辺において、それぞれ具体的にはどのような

被害や影響が生じると想定しているのか、明らかにされたい。

二 もんじゅは冷却材としてナトリウムを使用しており、配管が損傷するなどして冷却材が漏出した場合には重大な事態を招くおそれがある。もんじゅにおいてシビアアクシデントが発生し、ナトリウムが漏出した場合で最悪の場合にはどのような事態になるのか。その場合の安全対策としてどのような措置がとられているのか、明らかにされたい。

三 答弁第二九五号によれば、「福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成二十三年三月三十日に各電気事業者に指示した緊急安全対策の実施状況について、立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、原子炉の炉型によらず、炉心を管理された状態で維持し冷温停止状態につなげることができるとの対応の順の整備や必要な機器の配備を行っていること、防潮堤の整備や建屋の水密化など中長期対策を計画していることなどを確認して」おり、さらに「各電気事業者に対し、炉心損傷等のシビアアクシデントが万一発生した場合でも迅速に対応するために直ちに組み込むべき措置として、緊急時における発電所構内通信手段の確保、水素爆発防止対策等の実施を指示し、当該指示に対する各電気事業者からの報告を踏まえ、現地での立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、これらの措置が適切に実施されていることを確認している」とのことであり、これを踏まえ、定期検査で停止中の玄海原発の再稼働をいったん決定したものと考えているが、その後、政

府は「ストレステスト」を経なければ再稼働を認めない方針に転換した。これは、従前、再稼働を認めていた答弁第二九五号記載の安全基準では安全性に問題があったということか、そうでないならば、なぜ再稼働を延期する必要があるのか、明らかにされたい。

四 答弁第二九五号に記載された安全基準に基づく確認で原子力発電所の安全性に問題がないとすれば、なぜ、いったん安全基準を定め、それに従って対策を行い、再稼働まで要請しておきながら、急にストレステストを行うことになったのか。欧州においてストレステストを行っているから日本も行うというのでは、あまりに場当たり的で、主体性に欠けるが、ストレステストを導入しなければならなくなった理由を明らかにされたい。

五 経済産業省の説明によると、ストレステストは、シミュレーションによりどのくらいの地震や津波でどのように破壊が進行するか確認し、想定する地震や津波に対する余裕度を算出するテストであるとのことであり、このテスト自体によって原子力発電所が安全であるか否かを判定するものではないとのことである。停止中の原子力発電所の再稼働の可否や原子力発電所の安全性は、ストレステストにより算出された余裕度を見て、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、内閣特命担当大臣が判断するが、具体的な判断基準は設定されていないとの説明であるが、技術的には素人の閣僚が、何を根拠に再稼働の可否や安全性を判断するのか、明らかにされたい。

六 もんじゅについても、他の原子力発電所と同様にストレステストを実施し、再稼働の可否や

安全性を判断することである。技術的には素人の閣僚が明確な基準もなく再稼働の可否や安全性を判断するということは、政策的、政治的判断とならざるを得ないと考えるが、それならばなぜ、もんじゅの所管大臣である文部科学大臣が判断権者に含まれないのか、明らかにされたい。

七 再稼働を検討する他の原子力発電所と異なり、もんじゅに関するストレステストについては一次評価は行わず、二次評価のみを行うとのことであるが、なぜ、もんじゅについては一次評価を行わないのか。また、もんじゅは他の発電所とは全く異なる方式、技術、冷却材を使用した原子炉なのだから、他の原子力発電所とは異なる独自のテストを行うべきであると考えるが、なぜもんじゅについて独自のテストを用意しないのか。それぞれ理由を明らかにされたい。

八 答弁第二九五号では、万が一、原子力発電所においてシビアアクシデントが発生しても安全性を維持できるとしており、他方、経済産業省の説明ではストレステストはあくまで計算上のシミュレーションであってテストの実施のために原子力発電所を停止する必要があるとのことである。それならば、安全性の確認できた原子力発電所は再稼働させ、電力供給を安定させて東日本大震災の復興や日本経済の立て直しに注力しつつ、並行してストレステストを行えば足りるはずである。なぜ、東日本大震災の復興や日本経済の立て直しに注力する必要がある、しかも電力需要が増大するこの時期に、原子力発電所の再稼働を延期して電力需給を逼迫させ、東日本大震災の復興や日本経済の立て直しを妨

害するような方法でストレステストを行うのか、その理由を明らかにされたい。

九 今回行うストレステストの一次評価においては、設計上の強度で計算を行うとのことであるが、その強度の想定において、建設から三〇年、四〇年を経た高経年による強度の劣化も想定しているのか、明らかにされたい。

一〇 答弁第二九五号によれば、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「浜岡原発」という。）について運転を停止すべきと判断した根拠は、「平成二十三年一月一日から三十年以内にマグニチュード八程度の想定東海地震が発生する可能性が八十七パーセントと極めて切迫していることに加え、想定東海地震は東北地方太平洋沖地震と同じプレート間地震であるため、大規模な津波の襲来の可能性が高いことが懸念される」とのことであるが、福島第一原発において平成二十三年一月一日から三〇年以内にマグニチュード八程度の地震が発生する可能性は零パーセントであったことからすると、浜岡原発以外の原子力発電所も大規模な地震に襲われる可能性が福島第一原発以上にあることは浜岡原発と同じであり、浜岡原発だけ停止を要請する理由にはならない。福島第一原発よりも大規模な地震が生じる可能性の高い原子力発電所の中で、なぜ、浜岡原発だけ全面停止を求めたのか、その理由を明らかにされたい。

一一 平成一五年一月二七日名古屋高裁金沢支部判決は、もんじゅについて安全審査に瑕疵があるとして原子炉設置許可を無効としたのに対し、平成一九年一〇月二六日静岡地裁判決は浜岡原発について安全性に問題はないとして運転差し止めを求める原告らの請求を棄却した。訴

訟において一度は安全性に問題があるとされたもんじゅの方が、一度も安全性に問題があると判示されたことのない浜岡原発よりも安全だとする根拠は何か、明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第三五六号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員稲田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稲田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する再質問に対する答弁書

一について

経済産業大臣が、平成二十三年六月七日に発出した「平成二十三年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」に示されている「シビアアクシデント」が御指摘の各原子力発電所において発生した場合に想定される周辺への具体的な被害や影響についての評価は行っていない。

二について

高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）については、発生頻度は極めて低いが結果は重大である事象として、一次主冷却系配管の大きな破損によるナトリウム漏えい等を想定し、その対応措置について評価を行った結果、原子炉格納容器の内圧や温度の上昇を抑え、外部への放射性物質の放散を適切に抑制す

るための十分な対応措置をとっていることが認められ、設置が許可されている。なお、現段階においては、これ以上の技術的には起こるとは考えられない事象の評価は行われていない。

三、四及び八について

我が国の原子力発電所については、稼働中の発電所は現行法令下で適法に運転が行われており、定期検査中の発電所についても現行法令にのっとり安全性の確認が行われている。さらに、これら発電所については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、緊急安全対策等の実施について経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）による確認がなされており、従来以上に慎重に安全性の確認が行われている。他方、定期検査後の原子力発電所の運転再開に関しては、保安院による安全性の確認について、理解を示す声もある一方で、疑問を呈する声も多く、国民・住民に十分な理解が得られているとは言い難い状況にある。こうした状況を踏まえ、政府において、原子力発電所の更なる安全性の向上と、安全性についての国民・住民の安心と信頼の確保のため、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価（以下「総合的安全評価」という。）を実施するものである。

五について

総合的安全評価については、内閣府原子力安全委員会（以下「原子力安全委員会」という。）による確認の下、保安院において、評価の手法や評価の実施計画を作成し、これに沿って、事業者が評価を行うとともに、その結果について、保安院が確認し、さらに、原子力安全委員会が

その妥当性を確認することとなる。その上で、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、原子力発電所の安全性について、国民・住民の安心と信頼の確保がなされたかどうかを見極め、運転再開の可否を判断することとなる。

六について

もんじゅの安全性に関する判断は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）等に基づき経済産業大臣が行うこととされている。

七について

もんじゅについても、他の原子力発電所と同様に、定期検査を経て起動準備が整った段階で、総合的安全評価の一次評価を行うこととなる。また、総合的安全評価については、設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性に関して、それぞれの発電所の設計や設備の状況等に即して、総合的な評価を行うことを求めている。もんじゅについても、その設計や設備の状況等に即した評価が行われる。

九について

総合的安全評価においては、高経年化による影響も含めて総合的に評価することを求めている。

一〇及び一一について

中部電力株式会社浜岡原子力発電所についてのみ全号機の運転を停止すべきと判断した理由は、先の答弁書（平成二十三年七月十二日内閣衆質一七七第二九五号）十についてでお答えしたとおりであり、もんじゅについては、そのような事情は認められない。

平成二十三年七月二十八日提出
質問 第三五七号

中井衆議院予算委員長の中国訪問に関する質問主意書

提出者 今津 寛

中井衆議院予算委員長の中国訪問に関する質問主意書

中井衆議院予算委員長（以下、中井委員長とす）が、七月二十一日、二十二日の両日、中国・長春で北朝鮮の宋日昊・朝日国交正常化交渉担当大使と極秘に接触し、その際、政府の拉致問題対策本部の職員（以下、職員とす）が休暇を取って同行したとの報道（平成二十三年七月二十六日付の産経新聞）があった。これを踏まえ、以下、質問する。

一 政府は、中井委員長が、北朝鮮の宋日昊・朝日国交正常化交渉担当大使と中国・長春で会談したという報道を把握しているか。把握しているのであれば、この報道は事実か。

二 中井委員長の訪中に、職員が同行したという報道があるが、この報道は事実か。また、中井委員長の会談等に、職員が同席した事実があるか。

三 中井委員長並びに職員が使用した旅券は、公用旅券か私用旅券か。

四 職員の航空機代やホテル代など、現地滞在費の負担は誰がしたのか。個人で支払ったなら、誰にいつ支払ったのか。その領収書を提出できるのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三五七号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員今津寛君提出中井衆議院予算委員長の中国訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今津寛君提出中井衆議院予算委員長の中国訪問に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知しているが、報道のような事実があるか否かについては承知していない。

二について

御指摘の拉致問題対策本部事務局の職員（以下「本件職員」という。）は、休暇を取得の上、御指摘の中井衆議院予算委員長（以下「中井氏」という。）の中国訪問に私的に同行した。本件職員によれば、本件職員は現地においては中井氏の観光に同行したとのことであるが、その他については確認できなかった。

三について

中井氏が使用した旅券の種類については、政府として、お答えする立場にない。また、本件職員によれば、本件職員が使用した旅券は、一般旅券であるとのことである。

四について

本件職員によれば、中井氏の中国訪問に係る移動・宿泊等の手配は中井氏側が全て一括して行い、本件職員の負担分は、本件職員が中井氏

側に現金で支払ったとのことである。なお、職員の休暇中の私的な支払については、政府として、その領収書の提出を求める立場にない。

平成二十三年七月二十八日提出
質 問 第 三 五 八 号

外務省職員と報道機関との関係に関する質問
主 意 書

提出者 浅野 貴博

外務省職員と報道機関との関係に関する質問
問 主 意 書

一 リークの定義如何。

二 外務省は報道機関に、外交等に関する情報をリークしているか。

三 丹波寛元外務審議官が自身の著書『わが外交人生』の中で「次に、情報をリークしたときは、低姿勢で感謝されるが、もし問題になった場合記者とこちらとの立場は逆転する、ということ。安保課長の時、ある極秘情報を政策的判断もあって記事に出した。しかし、当時の政府首脳が烈火の如く怒り、犯人さがしがはじまったので、私は記者に夜半電話して事情を話して守ってくれるよう頼んだところ、『やあ、丹波さん、まかしておいて』と、頭を下げて頼むのはこちらになって完全に立場が逆転してしまっただ。」と述べている。丹波氏に限らず、外務省職員が、自身が知り得た極秘情報を自身の政策的判断によって報道機関にリークすることは認められているか。認められているのなら、その法的根拠如何。

四 外務省職員が、自身が知り得た極秘情報を自身の政策的判断によって報道機関にリークする

ことに對する同省の見解如何。右は、我が国の外交、ひいては我が国の国益にどのような影響を与えるか。右質問する。

内閣衆質一七七第三五八号
平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員と報道機関との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員と報道機関との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「リーク」の定義については、例えば、「秘密や情報などを意図的に漏らすこと。（出典 広辞苑）」とされていると承知している。外務省としては、対外的に説明が必要な場合には、報道機関に対し、適時適切に情報の発信を行っている。

三及び四について

特別職の外務公務員にあつては外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百条第一項、一般職の職員にあっては同法第百条第一項の規定により、「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」とされている。

仮にお尋ねのようなことがあつた場合に「我

が国の外交、ひいては我が国の国益」に与える影響については、個々の事案により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

平成二十三年七月二十八日提出
質 問 第 三 五 九 号

外務省職員による情報操作に関する質問
主 意 書

提出者 浅野 貴博

外務省職員による情報操作に関する質問
意 書

本年七月二十二日の東京新聞二十五面に、「本音のコラム 情報操作」との題の、元外務省主任分析官である佐藤優氏の寄稿が掲載されている。その内容は以下の通りである。

「外務審議官、駐口大使を歴任した丹波実氏の回想録『わが外交人生』（中央公論新社）に、情報操作術に関する興味深い記述がある。

『ブリーフの際あまり質問されたくない、追及されたくないという案件の場合、どの時間帯を選ぶかが重要。午前十一時半が正解である。五分間のブリーフだけで、一斉に飛び出していく。NHKは正午のニュースがあり、新聞は夕刊の締め切りをむかえている』

『反対にじっくり聞いて欲しいブリーフは、普段の日の午後三時頃がいい。また、NHKの夜七時のニュースは、翌日の朝刊の報道ぶりを引っぱるから、NHKの記者との関係を通じてうまくやるのが可能』

丹波氏は、外務官僚が記者を操作することは当然と考え、『プレスとわれわれは持ちつもたれつ

の関係で(中略)うまく助けてあげること、利用あるいは利用される余地がある」とうそぶく。

この記述は丹波氏が国連局長当時、課長級の中堅幹部に対する講義のメモから引用されている。外務省が組織的に情報操作を行っていたことの重要証拠だ。

また、丹波氏は自らが極秘情報の漏洩した事実を認めている。国民の知る権利を確保する観点から、丹波氏を国会に招致し、外務官僚のリークと情報操作について徹底的に究明する必要がある。」右の記事を踏まえ、質問する。

一 外務省として、前文の記事を読み、その内容を把握しているか。

二 前文の記事の中では、丹波實元外務審議官の著書『わが外交人生』の中の記述が引用されている。丹波氏は、著書の中にあるように、かつて外務省国連局長を務めていたと承知するが、その時期を明らかにされたい。

三 丹波氏の著書の百七十七ページに、「なお、筆者の国連局長時代に課長、首席事務官を務めた人たち二〇〇〜三〇人ほどがときどき集まって先輩幹部の失敗談などを聞く会があった。筆者がこの会で話をしたメモ(時期不明)がたまたまのこっているのをこれをこの章の最後に載せておきたい。」との記述の後に、「丹波實 国連局長講話」との小見出しがあり、その中で百二十三ページの「四 プレスとの関係」との小見出しで、前文の記述へと続いているが、丹波氏が国連局長時代、右のような「講話」を行ったという事実はあるか。

四 三の講話は、対外的にオープンにされることを想定されていたものか。

五 前文の記事の中にあるように、外務省とし

て、午前十一時半に報道関係者へのブリーフを行うという事実はあるか。

六 五で、あるのなら、それはどのような理由に基づくものか。丹波氏が著書で述べているように、あまり質問をされたくない、追及されたくない案件についてブリーフを行う場合に、この時間帯を選ぶのか。

七 前文の記事にあるように、外務省として、午後三時頃に報道関係者にブリーフを行うという事実はあるか。

八 七で、あるのなら、それはどのような理由に基づくものか。丹波氏が著書で述べているように、じっくりと報道関係者に聞いてほしい外交案件についてブリーフを行う場合に、この時間帯を選ぶのか。

九 前文の記事にあるように、外務省として、NHKの午後七時のニュースが翌日の朝刊の報道ぶりをリードすることから、NHK記者との関係を重視しているという事実はあるか。

十 前文の記事に書かれている、外務省職員による情報操作は、同省の方針として各職員に指示をし、行わせているものか。

十一 十で、そうであるのなら、それは適切か。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三五九号
平成二十三年八月五日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員による情報操作に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員による情報操作に関する質問に対する答弁書

一及び五から十一までについて

お尋ねの記事については承知しているが、丹波實氏が外務省在職中にいかなる考えで報道関係者への対応を行っていたかについては承知していない。外務省としては、対外的に説明が必要な場合には、それぞれの報道機関に対し、適時適切に情報の発信を行っている。

二について

丹波實氏が外務省国際連合局長であった時期は、平成三年一月二十二日から平成四年七月十三日までである。

三及び四について

お尋ねの「講話」については、行われたか否かを含めて外務省として承知しておらず、お答えすることは困難である。

平成二十三年七月二十八日提出
質問 第三六〇号

外務省職員による情報管理に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員による情報管理に関する質問主意書

丹波實元外務審議官の著書『わが外交人生』の七十三ページの「第九章 北米局に異動」以降に、「当時の永田町や霞が関の状況についてはすでに多くの書物も刊行されているし、著書が付け加えることはほとんどない。筆者の記憶に鮮明なのは

この折の訪米である。八月二十九日に予定されていた閣議決定まで行った中東貢献策について、あらかじめアメリカに打診するため八月二十七日、二十八日の二日間ワシントンを訪問し、国防総省、ホワイトハウスの各高官に説明し、同時に二日間のうちに二度にわたって、これら三つの米側機関の各高官たちと会議形式で会談したのである。」二十八日の会議が終わってから、とりあえずアメリカ側の感触を電話で報告すると渡辺外務審議官から折り返され、「今の話は聞いたが、これは電話で報告するのではなく、あの君の奇妙な字で書いてそれをFAXで大至急送って欲しい。そうでもしなければ、君の冷静な報告からは迫力や緊迫感が伝わらない」。そこで大至急書いて送信したのが、七十七ページ以下の文章である。後日「丹波メモ」と言われるようになったFAX報告で、東京には二十九日の早朝に届き、海部俊樹総理の官邸、中山太郎外務大臣、橋本龍太郎大蔵大臣などに配布され(小沢一郎自民党幹事長にももちろん配布された)、橋本大臣からは、「このFAX報告は運輸大臣(大野明)を含め政府部内に広く配布せよ」との指示があり、外務省はそのとおり処理した。この報告は、『極秘』のはずであったが、広く配布され「丹波メモ」と呼称されてプレスも堂々と報じ、久米宏さんの『ニュースステーション』でも、TV画面にこのメモが映し出されるほどになってしまった。」との記述がある。右を踏まえ、質問する。

一一九〇年八月二十七日と二十八日、当時国連局長であった丹波氏はワシントンを訪問しているが、その任務如何。

二 丹波氏は二日間の訪問の中で、米国防総省、ホワイトハウスの要人と面会している

ものと承知するが、面会相手の官職氏名を明らかにされた。

三 前文で触れているが、一九九〇年八月二十八日、丹波氏が当時の渡辺幸治経済担当外務審議官から電話を受けたというのは事実か。

四 三の電話には、秘密保持のための防諜措置は取られていたか。

五 丹波氏の著書の七十七ページ以降、「日本の中東貢献策に対する米国の反応」と題する、「丹波メモ」と言われた、丹波氏手書きの外務大臣あての書類が掲載されている。著書の中にあるように、これがアメリカから外務本省にファックスで届けられたというのは事実か。

六 公文書の定義如何。

七 「丹波メモ」は公文書に該当するか。

八 前文で触れているが、著書では「丹波メモ」は極秘指定がなされていたとのことであるが、右は事実か。

九 前文で触れているが、著書では「丹波メモ」が広く政府部内で配布され、また報道関係者の手にも渡り、テレビ画面で映し出されたとのことであるが、右は秘密保持の観点上、適切であったか。外務省の見解如何。

内閣衆質一七七第三六〇号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出「外務省職員による情報管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員による情報管理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の訪問は、丹波實外務省北米局審議官（当時）が、日本の対中東支援策について米側と協議するためのものであり、同審議官は、ジャクソン国家安全保障会議特別補佐官（当時）、キミット国務次官（当時）、アンダーソン国務次官補代行（当時）、ローエン国防次官補（当時）等と面会した。

三及び四について

お尋ねの「電話」については、外務省が保有する文書においては確認することができないため、外務省としてお答えすることは困難である。

五及び七から九までについて

現在までに外務省で保有している文書を確認した範囲では、御指摘の著書に掲載された書類を確認するに至っておらず、お尋ねの内容についてお答えすることは困難である。

公文書とは、一般に、公務所又は公務員が職務上作成する文書を意味するものと承知している。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員木村太郎君提出「森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問に対する答弁書」
衆議院議員橋慶一郎君提出「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出被災地での窃盗等の犯罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問に対する答弁書

平成二十三年七月二十九日提出
質問 第三六一号

森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問主意書

低迷する国内林業の活性化と山村での雇用創出を目指し、一昨年末に政府は「森林・林業再生プラン」を策定し、木材自給率を今後十年で現在の二十四％から五十％に引き上げるとしたが、効率的な林業生産基盤の確立のため、今後より一層の路網整備が求められている。

また、本年五月の台風二号や今月の台風六号などによる集中豪雨の頻発、さらに地震などによる大規模な山地災害が発生している中、これまで以上の治山対策が必要となってきた。

脊梁山脈や奥地水源林に広がる国有林の九割を占める保安林の公益機能を充実させるための管理経営を力強く推進し、併せて生物多様性や生態系

の問題を含めた環境保全対策など、各森林管理局、森林管理署及び支署、森林技術センター他、組織一体となった実効性ある取り組みが益々重要となつていくと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 「森林・林業再生プラン」では、木材自給率を今後十年で現在の二十四％から五十％に引き上げるとしたが、果たして実現できるのか、その進捗状況を示されたい。また、それぞれの項目ごとに具体的な目標年次を掲げ実行すべきと考えるが、管内閣の見解如何。

二 森林・林業再生プラン実践事業として、昨年二月に全国十四の公募箇所から審査を行い、五箇所の先進地区を決定したが、その後においての進捗状況はどのようになつているのか示されたい。

三 林業再生のためには、森林から木材利用まで循環し持続させる仕組みが必要不可欠と考えるが、具体的に今後どのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

四 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた海岸防災林の本格的復旧に必要な予算の確保を含め、これまで以上に必要となる治山対策について、平成二十三年度第三次補正予算及び平成二十四年度予算ではどのように財源を確保し、反映させていくのか、管内閣の見解如何。

五 四に関連し、「森林・林業再生プラン」に基づく路網整備について、平成二十三年度第三次補正予算及び平成二十四年度予算ではどのように財源を確保し、反映させていくのか、管内閣の見解如何。

六 国有林の九割を占める保安林の公益機能を充実させるための管理経営を力強く推進し、併せ

て生物多様性や生態系の問題を含めた環境保全対策など国による一体的な管理運営と実行体制が益々重要となるが、全国に分布する現在の各森林管理局、森林管理署及び支署などの組織体制について、不利な地理的条件や気候条件など様々な事情を抱える地域によっては必要十分とは言いい切れない。国として組織体制のさらなる確保に向けて、今後どのように進めていくのか、菅内閣の見解如何。

七 林業就業者の高齢化が進む中で、若者等の就業者を確保し、育成に努めるための「緑の雇用担い手対策」の進捗状況を示されたい。

内閣衆質一七七第三六一号
平成二十三年八月九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問に対する答弁書

一について

木材自給率を五十パーセントに向上させるための取組については、御指摘の「森林・林業再生プラン」の実現に向けた具体的な方策として、農林水産省において平成二十二年十一月三十日に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を公表し、その中で、施策ごとの具体的な工程表として、「森林・林業再生プラン実行プログラム

ム」を示すとともに、平成二十三年度予算において、林業事業体等に対し、路網の整備、森林施業の集約化等を支援する森林管理・環境保全直接支払制度を新たに措置している。また、平成二十三年七月二十六日に閣議決定した「森林・林業基本計画」においても、同プランの実現に向けた目標及び施策を示したところである。

二について

平成二十一年度第二次補正予算において措置した森林・林業再生プラン実践事業については、平成二十二年二月に当該事業を実施する地区を選定し、林業事業体等を対象にした森林施業に関する研修、路網の整備、高性能林業機械を活用した間伐等の実施に対する支援を行い、平成二十三年三月で終了している。

三について

先の答弁書(平成二十二年十一月三十日内閣衆質一七六第一八二号)三についてでお答えしたとおりである。

四及び五について

お尋ねの「治山対策」及び「路網整備」のための財源については、今後の予算編成過程において引き続き検討していく考えである。

六について

お尋ねの「国として組織体制のさらなる確保」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国有林野の管理及び経営については、「森林・林業基本計画」において、国有林野が有する公益的機能を重視する管理及び経営を一層推進するとともに、森林・林業の再生に貢献するため、国有林野事業の債務を区分経理した上で、組織及び事業の全てを一般会計に移行する

ことを検討するものとしている。

七について

緑の雇用担い手対策事業は、平成十八年度から平成二十二年まで実施し、同事業により合計約六千二百人の新規就業者を確保したところである。なお、平成二十三年度からは、新たに「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を実施している。

平成二十三年七月二十九日提出
質 問 第 三 六 二 号

「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問主意書

書

厚生労働省の子育て支援施策の一環として、平成二十年度第二次補正予算により「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」が都道府県に措置され、平成二十二年までの期限措置として保育所の整備、放課後児童クラブの支援、妊婦健康診査の公費助成等に充てられてきたところである。さらに、平成二十二年補正予算により、「安心こども基金」は九六八億円をもって事業実施期限が平成二十三年度末まで延長され、「妊婦健康診査支援基金」についても一一一億円をもって公費助成が平成二十三年度末まで継続することとなった。地方自治体においては、二つの基金を用いて様々な施策が展開されており、住民サービスも改善していることから、平成二十三年度に基金が終了する事態は避けるべきであると考ええる。し

かるに、二つの基金に充てる国費は補正予算で措置されてきたため、厳しい財政状況の下で通常予算で手当するためには、他の施策から財源を捻出しなければならぬと思われる。ついては、二つの基金の現状及び今後の取り扱いについて以下五項目にわたり質問する。

一 平成二十三年度における「安心こども基金」に基づく主要事業を伺う。

二 「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する地方自治体の厚生労働省への要望について、把握されている内容を伺う。

三 二つの基金に基づく施策は、期限措置として導入されたものである。現場の実情からして、子育て施策として当面継続すべき内容を多く含んでいるものと思うが、厚生労働省の見解を伺う。

四 平成二十三年度第三次補正予算での二つの基金の積み増し措置を検討してはと考えるが、厚生労働省の見解を伺う。

五 現在、子ども手当の見直しについても検討が進められている。その一環として財源を捻出し、二つの基金に基づく施策を恒久化すべきと考ええるが、厚生労働省の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一七七第三六二号

平成二十三年八月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員橘慶一郎君提出「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの平成二十三年度における「安心こども基金」の主要事業は、待機児童の解消のための保育所の整備、地域の実情に応じた子育て支援活動に対する支援、ひとり親に対する就業の支援、児童養護施設の生活環境の改善、児童虐待防止対策の強化等である。

二 について

お尋ねについては、平成二十三年七月二十九日現在、「安心こども基金」について、二十四の地方公共団体等から、また、「妊婦健康診査支援基金」について四十五の地方公共団体等から、それぞれ厚生労働省に対して、これらの基金により実施している施策を平成二十四年度以降も実施できるよう、これらの基金及び施策の継続等が要望されている。

三から五までについて

厚生労働省としては、「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」により実施している施策は、子どもや子育てに関する支援を充実させていく上で重要な役割を果たしていると認識しており、これらの基金及び施策の今後の取扱については、今年度中に検討してまいりたい。

平成二十三年七月二十九日提出
質問 第三六三号

北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問主意書

一 政府、特に外務省として、我が国固有の領土である北方領土を巡る問題を解決し、ロシアと平和条約を締結すべく、今日までロシアと粘り強い交渉を行ってきたものと承知するが、これまでの口口による北方領土交渉の経緯につき、説明されたい。

二 かつて外務審議官を務めた丹波實氏が、中央公論新社より『わが外交人生』を上梓した。その百六十五ページに、『忍と我慢の時期』との見出しの後に、

「筆者の見るところもつとも厄介な問題は、自民・民主両政権とも、日本が北方四島返還を求めるのは、歴史を通じて正義を求めることであるという認識に欠け、この一〇年ぐらいの間に、『二島返還論』『面積折半論』『三・五島論』『政治解決論』『二+α論』など、まるでバナナの叩き売りのような外交をやってきたことである。しかも『三・五島論』なるものは、元外務次官を務めた人物の発言であり、それに東京大学の国際政治学者まで賛意を表明するというのだから、東大もずいぶんいい加減な大学に成り下がったものである。麻生太郎総理時代には『政治解決論』もあった。国益のために頑張ったご自分の祖父は草葉の陰で泣いているであろう。鳩山総理にいたっては、祖父が国後・択捉で頑張ったからいまの日本が頑張れるのに、北国の某大手紙とのインタビューで、『自分の胸にあったのは『二+α』だった』と公言していた。」との記述があるが、外務省として、右を承知しているか。

三 二の丹波氏の著書の中にある『二島返還論』の

定義に関する外務省の認識如何。

四 外務省として、過去十年の間、三の『二島返還論』というスタンスで、ロシアとの北方領土交渉に臨んだことはあるか。

五 二の丹波氏の著書の中にある『面積折半論』の定義に関する外務省の認識如何。

六 外務省として、過去十年の間、五の『面積折半論』というスタンスで、ロシアとの北方領土交渉に臨んだことはあるか。

七 二の丹波氏の著書の中にある『三・五島論』の定義に関する外務省の認識如何。

八 二で触れたように、丹波氏は著書の中で「しかも『三・五島論』なるものは、元外務次官を務めた人物の発言であり」と述べているが、過去に『三・五島論』を訴えた外務次官はいたか。また外務省として、過去十年の間、七の『三・五島論』というスタンスで、ロシアとの北方領土交渉に臨んだことはあるか。

九 二の丹波氏の著書の中にある『政治解決論』の定義に関する外務省の認識如何。

十 二で触れたように、丹波氏は著書の中で「麻生太郎総理時代には『政治解決論』もあった。国益のために頑張ったご自分の祖父は草葉の陰で泣いているであろう。」と述べているが、外務省として、麻生太郎元総理が『政治解決論』を訴えたことと認識しているか。また外務省として、『政治解決論』というスタンスで、ロシアとの北方領土交渉に臨んだことはあるか。

十一 二の丹波氏の著書の中にある『二+α論』の定義に関する外務省の認識如何。

十二 二で触れたように、丹波氏は著書の中で「鳩山総理にいたっては、祖父が国後・択捉で頑張ったからいまの日本が頑張れるのに、北国

の某大手紙とのインタビューで、『自分の胸にあったのは『二+α』だった』と公言していた。」と述べているが、外務省として、鳩山由紀夫前総理が『二+α論』を訴えたことと認識しているか。

また外務省として、『二+α論』というスタンスで、ロシアとの北方領土交渉に臨んだことはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三六三号

平成二十三年八月九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

一、四、六、八、十及び十二について

政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本方針を堅持しつつ、平成三年後半以降、ロシア側より新たな姿勢が示されたことを踏まえ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件について柔軟に対応する考えの下、ロシア連邦との交渉を行ってきた。本年開催された主な会議について申し上げます。二月十一日、モスクワにおいて日露外相会談が、三月十四日、パリにおいて主要国首脳会議参加国外務大臣会合の機会を捉えて日露外相会談が、五月二十七日、ドー

ヴィルにおいて主要国首脳會議の機会を捉えて日露首脳會談が開催され、日露両国は、北方領土問題に関する協議を継続していくこと等について一致している。

二について
御指摘の著作にある御指摘の記述については、外務省として承知している。

三、五、七、九及び十一について

お尋ねの用語については、一般的に確立した定義はないと承知している。また、個人の著作で用いられている用語の定義について、政府としてお答えする立場にない。

平成二十三年八月一日提出
質問 第三六 四号

食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問主意書

私は、平成二十二年六月七日に「農業農村整備事業の必要性に関する質問主意書」(質問第五四四号)を提出したが、これに対しての答弁書(内閣衆質一七四第五四四号)は、全く農業の現場を直視しておらず、日本の農業の将来をも歯牙にもかけない内容のものであった。更に、同年十一月九日には、「営農・生産の源泉たる農業農村整備事業に関する質問主意書」(質問第一四三三号)を提出し、その答弁書(内閣衆質一七六第一四三三号)においても同様、木で鼻を括った答弁に終始し、期待外れを免れなかった。

多くの食料供給県では、東日本大震災を受けて、その役割を積極的に果たすべく、また主食用

米の安定的な供給を図る観点から、平成二十三年産米の生産数量目標の都道府県間調整について引き受けの努力をしているところである。しかし、基幹水利施設などの老朽化が進み、その機能が農業用水の安定供給に著しく支障を来し、ひいては施設の維持管理費を圧迫しており、それぞれの地域における豊かな環境を維持・保全していくため、機能低下している様々な農業用施設の更新整備を早期に実施することが喫緊の課題となっている。また河川流域においては堰の劣化・老朽化が激しく、常に災害の危険に晒されている地域もあり、農業農村整備事業、なかんずく国営土地改良事業については食料を安定的に供給するための農業生産基盤を整備するその性格上優先させることが不可欠であり、併せて治水等の多面的な機能を維持する上においても、農家の皆さんの活力ある営農・生産の源泉であると考えらる。

従って、次の事項について質問する。

一 多くの食料供給県が東日本大震災を受けて、その役割を積極的に果たすべく、また主食用米の安定的な供給を図る観点から、平成二十三年産米の生産数量目標の都道府県間調整に関する引き受けの努力をしていることについて、どのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

二 一に関連し、基幹水利施設などの老朽化が進み、その機能が農業用水の安定供給に著しく支障を来し、ひいては施設の維持管理費を圧迫していることについて、国としてどのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、河川流域における堰の劣化・老朽化が激しく、常に災害の危険に晒されている地域について、どのように分析し対応していくのか、管内閣の見解如何。

四 一・三に関連し、国営事業等の調査・計画及

び実施に当たって、地場産業育成、地産地消の観点から、各地元企業の積極的な活用を推進すべきと考えるが、管内閣の見解如何。

五 欧米先進国を俯瞰しても、災害や不況時における公共事業は必要不可欠なものとするが、管内閣の見解如何。

六 農業農村整備事業及び国営土地改良事業について、平成二十四年度予算ではどのように財源を確保し反映させていくのか、管内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第三六四号
平成二十三年八月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問に対する答弁書

一について

東日本大震災の発生に伴い、宮城県及び福島県において、平成二十三年産米の生産数量目標に即した米穀の生産を行うことが困難となったことから、生産数量目標の削減を希望する両県と、当初の生産数量目標を超える数量の米穀を生産することができている状況にあり、削減した数量に係る生産数量目標の増加を希望する道府県との間で、具体的な数量を調整し、その結果、十二道県が、生産数量目標の増加を引き受けた

ものと承知している。

二及び三について

お尋ねの「基幹水利施設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、堰を含む農業水利施設の老朽化の進行に対しては、これまで、事業の実施地区の施設を一体的に更新することを基本としていたが、現在は、補修又は更新が必要となる施設を計画的かつ効率的に整備していくことを基本として対応しているところである。

四について

国営土地改良事業の調査、計画及び実施に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第四条第一項の規定により作成した「平成二十三年度中小企業者に関する国等の契約の方針」(平成二十三年六月二十八日閣議決定)に従い、地域の中小企業者の受注機会の増大を図っているところである。

五について

公共事業の一つである農業農村整備事業については、地域経済の活性化に資するものと認識している。また、災害復旧事業については、農地、農業用施設等の早期復旧のために不可欠な公共事業であり、東日本大震災に対処するため、平成二十三年度第一次補正予算においても約六百八十八億円を計上している。

六について

お尋ねの「国営土地改良事業」を含む農業農村整備事業のための財源については、平成二十四年度予算の編成過程において引き続き検討していく考えである。

平成二十三年八月一日提出
質問 第三六五号

被災地での窃盗等の犯罪に関する質問主意書

提出者 馳 浩

被災地での窃盗等の犯罪に関する質問主意書

東日本大震災発生以後、被災地域での、窃盗や空き巣といった犯罪被害が相次いで報告されている。その多くが震災の混乱に乗じた犯罪と考えられ、停電や避難により無人となった民家や商店などが狙われている。

中でも、原発事故により避難を余儀なくされている地域の被害は深刻な状況にあり、避難を続ける住民が被害に気がついていないケースも多く、住民から防災面に関する要望が多く寄せられている。このような状況に対応するため、パトロールや防犯活動の強化などを独自に取り組んでいる地域も存在する。

震災につけ込んだ火事場泥棒は被災者の気持ちを踏みにじる卑劣な行為であり、取り締まりを徹底し、地域住民の安全と安心の確保が求められている。

従って、次の事項について質問する。

- 一 東日本大震災発生以後、被災地域における窃盗等の犯罪発生件数及び摘発件数について示されたい。関連して、その被害額ほどの程度の規模になるものと把握しているか示されたい。
- 二 被災地を狙った犯罪行為は主に、どのような手口で誰の手により行われていると考えられるか。被災県外在住者や外国人による犯罪事例も存在すると言われるが、その実情について政府

の見解を示されたい。

三 被災地での窃盗等の犯罪に対し、取り締まりや警備態勢はどのようにして行われているか、政府の見解を示されたい。

四 窃盗以外の犯罪事例について、どのような類の事例が報告され、問題になっているか、政府の把握するところを示されたい。

五 福島第一原子力発電所周辺の避難区域等、原発事故の影響で避難している住民は、国の指示に従い、十分な防犯体制を取ることも出来ないまま、住居を空けることを余儀なくされた。そのような状況で窃盗等の被害に遭われた住民に対し、国や東電の責任をどのように認識し、補償や賠償等の必要性について考えているのか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一七七第三六五号
平成二十三年八月九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出被災地での窃盗等の犯罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出被災地での窃盗等の犯罪に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁の統計によると、岩手県、宮城県及び福島県（以下「三県」という。）において平成二十三年三月から六月までの期間に警察が認知した窃盗犯の総件数は一万千二百二十九件、その被害総額は約三十七億円であり、また、三県における同期間中の窃盗犯の検挙件数は二千七百七十

六件である（これらの数値は、いずれも暫定値である。）。

二について

警察庁の統計によると、三県において平成二十三年三月から六月までの期間に警察が認知した窃盗犯の総件数は、前年同期に比べ減少しているが、「空き巣」、「出店荒し」、「ＡＴＭ破り」、「自動車盗」等の手口によるものの件数は増加している。

また、三県において平成二十三年三月から六月までの期間に警察が窃盗犯で検挙した者のうち、犯行時の居住地が三県以外である者及び外国人の割合は、それぞれ約七パーセント、約一パーセントである。

三について

警察においては、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の警察官等約八千人に加え、それ以外の都道府県警察から一日当たり最大約四千八百人の警察官等を三県に派遣するなどし、組織を挙げて、行方不明者の捜索等のほか、住民が避難した地域におけるパトロール活動の強化や検問の実施、犯罪発生時の初動捜査の強化等、安全・安心を確保するための諸活動を行っているところである。

四について

お尋ねについては、例えば、平成二十三年六月に宮城県警察において震災後の瓦礫の処理に便乗して廃棄物の不法投棄を行った者を検挙した事例を把握しているが、三県における同年三月から六月までの期間の刑法犯の認知件数は、前年同期に比べ減少している。

五について
政府としては、東京電力株式会社福島第一原

子力発電所の事故の発生以来、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づき、原子力災害の拡大を防止するため、避難のための立退きに係る指示を行う等の適切な対応を行ってきたところである。同原子力発電所の事故に伴い避難した者が受けた窃盗等の被害に係る賠償については、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律に基づき、具体的事実に即して判断されるべきものと考えている。

平成二十三年八月一日提出
質問 第三六六号

再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

再生エネルギー特別措置法案の対象となる

北海道内の発電施設に関する質問主意書

現在衆議院で審議が進められている、風力や太陽光、地熱などの再生可能エネルギーにより発電された電力を、電力会社に一定期間固定価格で買い取らせることを義務付ける再生エネルギー特別措置法案につき、菅直人内閣総理大臣は、本年六月二十七日の記者会見で、特例公債法案と第二次補正予算案と同様に、その成立を自身が総理の座を降りる条件としてしていると承知する。右二〇〇三年に施行された、再生可能エネルギーにより発電された電力を、電力会社に一定の割合を使用することを義務付ける新エネルギー利用特別措置法（ＲＰＳ法）の内容を踏まえ、以下、質問する。

一 再生可能エネルギー特措法案が成立することで、ＲＰＳ法は廃止されることとなっていると承知するが、改めてそれぞれの内容並びに関連

性につき、説明されたい。

二 再生可能エネルギー特措法案の対象となる発電施設の要件につき説明されたい。本年七月三十一日付北海道新聞の報道によると、右はRPS法施行以前に建てられた施設は、同法案適用の対象外となることであるが、右は事実か。

三 二で、事実なら、それはなぜか説明された。

四 北海道は約二十五万七千五百キロワットの電力を風力から出力している地域である。二の適用条件に従うと、再生可能エネルギー特措法案により買収される電力は、そのうちのわずか四割にとどまり、六割が対象外となることであるが、右に関する事実関係を説明された。

五 RPS法施行前か否かを問わず、全ての地域の全ての再生可能エネルギー発電施設が再生エネルギー特措法案の適用対象とされるべきであり、そうでなくては、同法案の成立以前に、自らリスクを覚悟で再生可能エネルギーの導入に挑戦した各自治体の努力が報われないと考えるが、同法案の成立に総理の座を賭して取り組んでいる菅総理の見解を述べられたい。右質問する。

内閣衆質一七七第三六六号

平成二十三年八月九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問に対する答弁書

一について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「RPS法」という。）は、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）について、電気事業者に対し、毎年度、一定の量の利用を義務付ける法律である。一方で、今通常国会に提出している「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」（以下「再生可能エネルギー特措法案」という。）は、再生可能エネルギー電気について、電気事業者に対し、国が定める一定の期間及び価格で調達することを義務付ける法律である。

政府としては、再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図るため、電気事業者が行う再生可能エネルギー電気の調達について国がその期間と価格を定めることにより再生可能エネルギー電気の供給がより経済的に成り立つよう、再生可能エネルギー特措法案を今通常国会に提出したところである。

また、再生可能エネルギー特措法案では、量に制限なく電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の調達を義務付けることから、再生可能エネルギー特措法案附則第七条において、RPS法を廃止することとしている。同時に、RPS法の廃止により既にRPS法に基づき電気事業者が再生可能エネルギー電気を供給している既存の発電設備の運転に不測の悪影響が出な

いように、再生可能エネルギー特措法案附則第八条において、RPS法第九条に基づく経済産業大臣の認定を受けた発電設備については電気事業者による従来の調達が継続されるよう、所要の経過措置を設けている。

二及び三について

再生可能エネルギー特措法案の対象となる発電設備の要件については、再生可能エネルギー特措法案第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準に具体的に規定することとしているが、国会での審議等を踏まえつつ、例えば再生可能エネルギー特措法案の施行日以降に再生可能エネルギー電気の供給を開始するものであること等を定めることを予定している。

再生可能エネルギー特措法案は再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図ることをその趣旨としており、御指摘の「RPS法施行以前に建てられた施設」のように既に再生可能エネルギー電気の供給を行っている発電設備については、再生可能エネルギー特措法案に基づく電気事業者の調達義務の対象とすることは考えていない。これは、再生可能エネルギーの新規の導入が図られないにもかかわらず、国民負担の追加的な発生が懸念されるため、制度導入に当たっては追加的な国民負担を最小限に抑えるとの観点から適切ではないと考えているからである。

四について

二及び三についてでお答えしたとおり、北海道における既設の風力発電設備は、再生可能エネルギー特措法案に基づく電気事業者による調達義務の対象とはならない。一方で、一についてでお答えしたとおり、再生可能エネルギー特措法案附則第八条において設けているRPS法

の経過措置により、RPS法第九条に基づく経済産業大臣の認定を受けた発電設備については、電気事業者による従来の調達が継続されるものと考えている。

五について

一についてでお答えしたとおり、今般、再生可能エネルギー特措法案の施行に際し、RPS法は廃止するものの、RPS法の効力の一部を引き続き残すような経過措置を設けており、RPS法に基づき電気事業者が再生可能エネルギー電気を供給している既存の発電設備についても電気事業者による従来の調達が継続されることが想定され、これらの設備を用いて発電を行う者が直ちに予期せぬ採算性の悪化等に直面することはないものと考えている。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成二十三年八月九日

提出者

東日本大震災復興特別委員長 黄川田 徹

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となつていことと鑑み、国が被害を受けた市町村に代わつて災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により生じた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。第四条第四項において「廃棄物処理法」という。))第二条第一項に規定する廃棄物をいう。をいう。

(国の責務)

第三条 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)を行うものとする。

- 一 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総

合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3 環境大臣は、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

4 第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

(費用の負担等)

第五条 前条第一項の規定により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

2 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの(前項後段の規定により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。)について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 国は、前項に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置)

第六条 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、海に流出した災害廃棄物に関し、その処理について責任を負うべき主体が必ずしも明らかでないことに鑑み、指針を策定するとともに、早期に処理するよう必要な措置を講ずるものとする。

6 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務の委任)

第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところに

より、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の増進をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

理 由

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

- 1 平成二十年度一般会計歳入歳出決算
平成二十年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額八十九兆二千八百九十九億二千九百五

十三万円余であり、この歳入決算額には、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、歳入歳出決算上の不足額七千八百八十一億七千五百六十七万円余を補てんするため、同額が決算調整資金から組み入れられており、また、歳出決算額は八十四兆六千九百七十三億九千五百四十四万円余であり、差引き四兆五千八百八十三億三千四百四十九万円の剰余を生じている。この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十一年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額八十八兆九千一百二十二億二千七百七十一万円余(当初予算額八十三兆六千三百三十三億三千九百九十一万円余、予算補正追加額十三兆六千二百三十八億六千六百七十七万円余、予算補正修正減少額七兆七千七百三十九億四千三百九十七万円)に比し、二千九百七十億六千六百八十一万円の増加となっている。

歳出においては、予算額八十八兆九千一百二十二億二千七百七十一万円余(当初予算額八十三兆六千三百三十三億三千九百九十一万円余、予算補正追加額九兆九千三百九十七億五千二百三十三万円余、予算補正修正減少額四兆八百九十八億七千九百三十三万円余)に前年度繰越額二兆千四百四十八億八千五百三十六万円余を加えた歳出予算現額九十一兆二百六十億九千八百七十七万円余に対し、支出済歳出額は八十四兆六千九百七十三億九千五百四十四万円余であり、その差額は六兆三千二百八十七億三百三十三万円余である。このうち、翌年度繰越額は四兆五千八百八十三億三千四百四十九万円余(明許繰越四兆四千六百六十七億七千五百四十四万円余、事故繰越

千一億五千九百四十四万円余)、不用額は一兆八千七百七十八億六千八百五十四万円余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成二十年度末現在五百七十五兆三千六百二十九億八千五百四十七万五千二百二十億四千三百九十八万八千円余であり、この債務のうち、公債は五百四十七兆五千二百二十億四千三百九十八万八千円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十年度末現在四十七兆四千九百七十三億五百六十六万八千円余である。

2 平成二十年度特別会計歳入歳出決算

平成二十年度の特別会計の数は二十一であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百八十七兆七千三百九十五億二千九百八十四万八千円余、歳出三百五十九兆九千九百八十二億二千三百八十二万八千円余である。また、翌年度繰越額の合計額は十二兆九千九百二十億四千四百一十一万八千円余、不用額の合計額は十一兆七千六百二十五億三千八百五十五万八千円余である。

債務負担額は、平成二十年度末現在二百八十四兆四百四億九千八百六十万八千円余である。この債務のうち、公債は百三十二兆九千八百七十一億三千四百一十一万八千円余、借入金は三十七兆九千二百三十一億五千九百九十九万八千円余、政府短期証券は百八兆四千八百二十六億三千三百六十六万八千円余である。

3 平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額五十六兆八千八百五十七億八千七百七十九万八千円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十五兆五千二百八十三億九千九百七十四万八千円余であ

り、差引き六千五百七十三億八千六百五十五万八千円余が平成二十年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十年度政府関係機関決算書

平成二十年度の政府関係機関の数は九であり、その収入支出の決算額の合計は、収入一兆八千二百四十八億四千二百九十二万八千円余、支出一兆七千八百四十七億三千六百二十万八千円余である。

二 議決の内容

平成二十年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 政府は、財政規律を維持し、財政に対する信認を確保するため、平成三十三年以降に降において国と地方の公債等残高の対国内総生産比を安定的に低下させるよう、歳入・歳出両面にわたる取組を行う必要がある。効果が不透明な施策については費用対効果の観点から見直すとともに、新たな政

策の財源は既存予算の削減等によって安定的に確保することを原則とし、国の総予算の全面的な見直しを徹底すべきである。あわせて、国の資産売却、国家公務員の総人件費削減等を強力に進めていくべきである。また、特別会計については、ゼロベースで見直しを行い、事務事業の聖域なき見直し等により、無駄の排除や資金等の有効活用を徹底すべきである。

(2) GDPギャップの解消はデフレ脱却や円高対策の観点からも重要である。公共事業は即効性ある有効需要を創出するとともに、将来の経済成長の芽となる内需拡大のための基盤づくりに資するものであり、高速道路等のミッシングリンクの解消、アジアの活力を取り込む港湾・空港の整備等を積極的に進めるべきである。また、事業を進めるに当たっては、国民にとつて真に必要なものかどうか見直し、優先順位付けを行うとともに、既存の社会資本ストックの急速な老朽化に対応し戦略的な維持管理、更新を進めるべきである。

(3) 独立行政法人改革に当たっては、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、高額な給与・報酬等の見直しなどを行い、更なる無駄の削減をして、抜本的な見直しを進めるべきである。また、公益法人については、非効率な事業を洗い出し、全面的に見直すべきである。

公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法にのっとり、内閣による人事管理機能の強化を図り、幹部人事の一元的管理に関する制度を確実に実施すべきである。また、天下りを根絶するため、定年

まで働ける環境づくりを行うべきである。

(4) 年金、医療、介護等については、国民の信頼を得られる持続可能なシステムとするため、給付と負担の関係を明らかにして、明確なビジョンを示すとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供するため、的確な医師の需給見通しを踏まえた医師養成数の増加、処遇の改善による医療・介護従事者の確保を進め、国民各層が納得できる社会保障制度を確立すべきである。

特に、医療・介護・健康関連分野については、安全の確保や質の向上を図りつつ利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築すべきである。また、少子化の流れを食い止めるため、保育所等における待機児童の解消策の強化、出産環境の整備充実等の子育て支援に積極的に取り組むべきである。さらに、住宅セーフティネット対策の強化による高齢者世帯等の居住の安定を図るとともに、障害者の移動の利便性及び安全性の向上を増進するため、公共交通機関のバリアフリーの促進や障害者に対する支援策の一層の充実を図るべきである。

(5) 雇用対策については、経済成長政策を戦略的に実行して、経済成長による雇用の拡大を基礎とすべきである。失業しても速やかに再就職することが可能な社会の構築に全力を尽くすとともに、働きかたの多様性を維持しつつ、正規雇用の維持・拡大、非正規労働者の待遇改善、総合的な就労・生活支援、若年者を中心とした雇用対策の拡充などにより、国民すべてが意欲と能力に応じて働ける社会を実現すべきである。

(6) 学力の向上やいじめ、不登校等各般の課

題に的確に対応した質の高い学校教育を実現すべきである。そのために、学校教育に関する公財政支出の確保等に努め、よりきめ細やかな教育指導を実現できるよう、質の高い教員を確保し、現場の教職員に対する適切な支援体制の整備・強化や、不登校児童生徒を支援しているフリースクール・サポート校等との一層の連携の推進に努めるとともに、地方公共団体間の財政力による教育費格差の解消に努めるべきである。また、高等教育の教育費負担を軽減するため、経済的支援に積極的に取り組むべきである。

(7) 地産地消、農商工連携などの推進や、国産木材の利用率の向上、水産業の安定した経営への支援等を通じ、農林漁業の持続性強化や食料安全保障の確立を図るべきである。さらに、口蹄疫問題については、再発防止に万全を期すとともに、影響を受けた方々の生活支援・経営再建対策に取り組むべきである。

(8) ODAについては、透明性・効率性を確保するとともに、他の援助国や国際機関、NGOとの協調・連携を深めることで、援助対象国のニーズに合った無駄のない援助を行うべきである。

(9) 地方警察官の増員を行う場合には、警察官一人当たりの負担人口や事件、事故の発生状況等都道府県間の各種負担の差異にも配慮して、警察官定員の適正な管理に努めるべきである。また、犯罪被害者団体、被害者支援団体への財政支援を含め、犯罪被害者のための施策を拡充していくべきである。

(10) 東日本大震災への対応に当たっては、前例にとらわれないあらゆる必要な措置を早急に実施し、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興の実現に全力で取り組むとともに、本震災を契機に、将来にわたり災害に強く、持続可能な地域社会の実現に努めるべきである。また、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所事故については、情報公開を徹底し、国内外のあらゆる英知を結集して一刻も早い収束を図るとともに、健康及び環境への被害の拡大回避、地域住民等に対する補償・救済対策に万全を期するべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成二十三年八月十日

決算行政監視委員長 新藤 義孝
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成二十年度中の国有財産の増減額は、総増加額三十九兆五千八百四十七億八千九百八十一万四円余、総減少額四十二兆三千八百三十四億二千七百九十八万四円余であり、差引き純減少額は二兆七千九百八十六億三千八百七十七万四円余である。

これを平成十九年度末現在額百五兆千六百七十六億七千五百二十二万四円余から差引きすると、平成二十年度末現在額は百二兆三千六百九十億三千六百九十四万四円余である。

平成二十年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産三十四兆六千七百九十六億八千一百一十一万四円余、普通財産六十七兆六千八百九十三億五千五百八十二万四円余であり、区分別では政府出資等六十一兆八百三十九億六千一百万四円余、土地十九兆六千六百二十一億五千九百八十四万四円余、立木竹六兆七千九百四十九億七千五百九十九万四円余、工作物六兆四千七百七億七千四百二十九万四円余、建物四兆五千九百九十四億四百四十六万四円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等三十四兆六千九百六十二億五千六百二十三万四円余、土地一兆八千四百七十七億五千三百三十八万四円余、工作物一兆三千二百七十五億四百五十万四円余であり、減少が政府出資等三十八兆九百六十二億五千四百十三万四円余、土地一兆九千七百四億三千三百二十七万四円余、工作物一

兆千八百七十三億八千六百四十二万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。
右報告する。

平成二十三年八月十日

決算行政監視委員長 新藤 義孝
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成二十年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額二千八百十五億八千四百五十七万円余、総減少額二千七百八十八億三千二百二十九万円余であり、差引き純増加額は二十七億五千二百二十八万円余である。

これを平成十九年度末現在額一兆八百五十九億三千六百五十万円余に加算すると、平成二十年度末現在額は一兆八百八十六億八千八百七十九万円余である。

平成二十年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆五百二十六億三千四百四十九万円余、緑地の用に供するもの百三十四億七千五百二十四万円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増加が二千七百二十一億千一百一十万円余、減少が二千六百八十六億五千六百二十四万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。
右報告する。

平成二十三年八月十日

決算行政監視委員長 新藤 義孝
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

右 国会に提出する。

平成二十三年一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成二十四年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される

同項の公債に係る収入は、平成二十三年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二十三年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。
なお、本案は、内閣より基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに法律の施行期日を公布の日とする修正の申出があり、本

院においてこれを承諾したものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、平成二十三年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずる必要がある。別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成二十三年度一般会計予算(第二次補正後)において、特例公債の発行により総額三十六兆九千八百八十億円が措置されている。
右報告する。

平成二十三年八月十日

財務金融委員長 石田 勝之
衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

附 則 (小字は修正)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右 国会に提出する。

平成二十三年四月五日

内閣総理大臣 菅 直人

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条—第十三条)	
第二章 総務省関係(第十四条—第十六条)	
第三章 文部科学省関係(第十七条—第二十条)	
第四章 厚生労働省関係(第二十一条—第五十六条)	
第五章 農林水産省関係(第五十七条—第八十六条)	
第六章 経済産業省関係(第八十七条—第九十五条)	
第七章 国土交通省関係(第九十六条—第一百六十五条)	
第八章 環境省関係(第一百六十六条—第一百八十九条)	
附則	
第一章 内閣関係	
(災害対策基本法の一部改正)	
第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。	
第十六条第四項中「する」を「した」に改め、	
「は、」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第五項を次のように改める。	
5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、	

第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。
第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。
第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。
(家庭用品品質表示法の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。
第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又

は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができ、

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「必要があると認めるときは」を削り、「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなれば」を「速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければ」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。
第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第六項中「を」を「変更する場合」を「変更」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)」は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。))及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次のを「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。))及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第二項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第八条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項第八号を削り、同条第三項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第六条中「管理者等は」の下に「、前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により実施方針を公表したときは」を加える。

(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第九条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次のを「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第四条第三項及び第六項」を

「第四条第四項及び第七項」に改める。

第四条第二項第一号中「及び名称並びに特性」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十一項を」を「第十二項」に、「第二項第五号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「構造改革特別区域計画が」を「場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第四号を」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 構造改革特別区域の名称及び特性
二 構造改革特別区域計画の意義及び目標
三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

第六条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」を「第四条第四項から第十二項まで」に改める。

第七条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第九条第一項中「第四条第八項各号」を「第四

条第九項各号」に改め、同条第三項中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」の下に「並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「同条第八項又は第十一項」を「同条第九項又は第十二項」に、「第二十條第八項又は第十一項」を「第二十條第九項又は第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項
二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

第三十二条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地域再生法の一部改正)

第十二条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号の目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号及び第六号を削り、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項中「第三項各号」を「第四項各号」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「地域再生計画が」を「場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十二項まで」に改める。

第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第九条中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第十条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第九項各号」に、「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第十二条第二項第二号及び第五項第一号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二十一条中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十三条第二号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第十三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合には」を「ために」、「も

のとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取の下に」を行う場合には、当該聴取を加え、「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に、「聴く」を「聴くよう努める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。

第十七条中「第十一、第十三項及び第十二条」を「及び第十一、第十三項」に、「同条中」第九、第十二、第十五号を「第十二、第十五、第十九条第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項に、「第十六条第二項第五号」を「前条第一項」と、「官民競争入札等監視委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならぬ」、第十六条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従つて評価

を行うものとする」に改める。

第十八条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次にを」をおおむね次に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次にを」をおおむね次に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次にを」をおおむね次に改め、同項第四号中「の目的」を「目的」に改める。

第十九条中「とあるのは」第十八条第二項第五号と、「を」に規定する評価の基準に従って、「に改め」、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、」を削り、「あるのは」その評価を「あるのは」第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四条第一項中「次にを」実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に改める。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十一号の二を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の

定めをする場合を除くほか」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長が」を削り、「これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。

別表第一地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る。)、同条第八項に改め、同表社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第二号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同項第三号中「市町村(指定都市及び中核市を除く。)」を「町村」に改め、同表公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)」に改め、同表道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の項第一号中「及び第三項」を「第二十一項及び第二十二項、第六十九項、第七十、条並びに第七十二条第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項中「都道府県」の下に「又は市」を

加え、同表都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項第一号中「ロ」を「ハ」に改め、「に限る」の下に「ロにおいて同じ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

別表第一都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項第二号中「第百三十九条の三各号」を「第百三十九条の四各号」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第二号中「第六十一条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第六十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項(第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。))及び第三項の規定により処理することとされている事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

別表第一環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第百九十二条第一項(土地の試掘等

に係る部分に限る。)、第百九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第三号中「第六十一条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同表公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項中「市町村」を「町村」に改め、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第三号中「第六十四条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項第三号中「第百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項中「市町村」を「町村」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「(平成十九年法律第九十四号)」を削り、「地方債」の下に「第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることと認められるもの並びに」を加え、同項を同条第十一項

とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「地方債」の下に「第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。」を加え、「昭和二十五年法律第二百一十一号」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項中「政令で定める」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体(実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。)であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額(第七項において「協議不要基準額」という。)を超えないもの(第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。)は、政令で定める公的資金(以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。)以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合(第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。)は、第

一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債
二 第六項の規定による届出をした地方債
三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金(政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。)との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入

(政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。)が歳出(政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。)に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度の執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなればならない。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令

で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起し、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなればならない。この場合において、その超えることとなつた

日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

第五条の四第一項各号列記以外の部分中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

第五条の四第一項第五号中「協議をせず」の下に「若しくは同条第六項の規定による届出をせず」を加え、同項第六号中「協議をし」の下に「若しくは同条第六項の規定による届出をし」を加え、「許可に」を「届出又は許可に」に改め、同条第三項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号中「昭和二十七年法律第二百九十二号」を削り、同条第四項及び第五項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十条の三中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）」、同条第八項に改める。

第三十三条の五の七第二項中「第五条の四第一項」を「第六項並びに第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に、「将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。）を「同項第四号に規定する将来負担比率」に改め、同条第五項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の七第六項中「第五条の三第四項」を「第五条の三第九項」に改める。

第三十三条の八第一項中「第五条の三第一項」の下に「及び第六項」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の八の二第二項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「に改め、同条第二項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは

は」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条第三号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第十三条第一項中「協議をすること」の下に「及び同条第六項の規定による届出をすること」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第三章 文部科学省関係

（社会教育法の一部改正）

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（図書館法の一部改正）

第十八条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他を」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（博物館法の一部改正）

第十九条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を削る。

第二十二条中「委員の」の下に「任命の基準、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第二十条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第四章 厚生労働省関係

(地域保健法の一部改正)

第二十一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

第二十二條第一項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二中、「厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に関して計画を作成し、これ」を削る。

第二十一条の五の六第四項中「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第二項第六号」に、「第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号」を「第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める

使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。)が禁錮」を「が禁錮」に改め、同項第五号中「又は申請者の役員等」を削り、同項第六号中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第七号中「(申請者)の下に」を「(法人に限る。以下この号において同じ。)」を加え、同項第八号を次のように改める。

八 削除

第二十一条の五の十五第二項第十一号中「申請者の役員等」を「申請者」に、「であつた者」を「又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。の管理者であつた者)」に改め、同項第十二号中「又は申請者の役員等」を削り、同項に次の二号を加える。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

第二十一条の五の十五に次の一項を加える。

都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「又はその役員等」を削り、「第八号又は第十二号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同項第十一号中「の役員等」を「が法人である場合において、その役員等」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の十の二第二項中「又は第十七条第一項の指導(保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。)」を「(同法第十九条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に改める。

第二十四条の九第二項中「除く。の下に」及び「第三項」を加える。

第二十四条の十七第一号中「又はその役員若しくは当該指定障害児入所施設の長(以下この条において「役員等」という。)」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号

又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三号又は第十四号」に改め、同条第十一号中「又はその役員等」を「が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の二十八第二項中「第二十一条の五の十五第二項」の下に「(第四号、第十一号及び第十四号を除く。)」を、「(おいて)の下に」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(第十一号において「役員等」という。)」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第五号又は第十三号」に改め、同条第十一号中「役員等」を「役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人」に改める。

第五十六条の八第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第四項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなればならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第五十六条の九第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。 (理容師法の一部改正) 第二十三条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。 第十七条を次のように改める。 第十七条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定(第四条及び第十一条の四第二項を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市長又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。 (墓地、埋葬等に関する法律の一部改正) 第二十四条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第五項中「都道府県知事」の下に「市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。」を加え、「うけた」を「受けた」に改める。 第三章の二を削る。 (興行場法の一部改正) 第二十五条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。 第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。 第二条第二項中「が都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)」を加える。	第七條の二を削る。 (旅館業法の一部改正) 第二十六条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「第九条の二を除き、」を削り、同条第三項第三号中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)」を加える。 第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。 (公衆浴場法の一部改正) 第二十七条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。 第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。 第二条第三項中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)」を加える。 第七条の二を削る。 (民生委員法の一部改正) 第二十八条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。 第十八条中「厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に関して計画を樹立し、これ」を削る。 (医療法の一部改正) 第二十九条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第八号中「厚生労働省令」の下に「並びに同項の規定に基づく都道府県の条例」を加える。 第七条第四項中「厚生労働省令」の下に「並び	に第二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。 第七條の二第一項から第三項までの規定中「標準」を「基準」に改め、同条第四項中「標準」を「基準」に、「医療計画において」を「都道府県の条例の」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」の下に「定める基準に従い都道府県の条例」を加える。 第十八条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「開設者は」の下に「厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより」を加え、「但し」を「ただし」に改める。 第二十一条第一項中「は、厚生労働省令の下に」(第一号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例」を加え、同項第一号中「歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同項第十二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」の下に「(第一号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例」を加え、同項第一号中「歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例、」及び「及び歯科医師のほか、都道府県の条例」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例、」と改め、同項第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病床を有する診療所の従	業者及びその員数(厚生労働省令で定めるものに限る。))については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 第二十三条の二中「基づく厚生労働省令」の下に「又は都道府県の条例」を加える。 第三十条の四第五項及び第六項中「標準」を「基準」に改める。 (身体障害者福祉法の一部改正) 第三十条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。 第十二条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「(次項において「相談援助」という。))」を加え、同条第三項中「行う」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができ 第二十九条第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五條第二項」を「第六十五條第三項」に改める。 第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を
---	--	--	---

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(保護施設の基準)

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設定者は、第一項の基準を遵守

しなければならない。

第四十一条第三項中「第三十九条に規定する基準の外、左の」を「第三十九条第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当てる」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第三十九条に規定する基準」を「第三十九条第一項の基準」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第三十二条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上」を「仕上げ」に、「終つた」を「終わった」に、「終わらない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。又は特別区については、市又は特別区)」を加える。

第十四条第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)
第三十三条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に改

め、「都道府県知事」の下に「(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは、都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)にと、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。の事業場」と、「第二十三条の三」とあるのは「第十九条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十二条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。

第二十二条第六項中「都道府県知事」の下に「(第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。)」を加える。

(社会福祉法の一部改正)

第三十四条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四

十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第百三十五条」を「第百三十四条」に改める。

第十四条第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第二十条中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。

第三十条第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

二 第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長の長を「市長」に改める。

第六十二条第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五条の見出しを「(施設の基準)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定め

るものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十七条及び第八十八条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 削除

第二百二十四条第二項、第三百三十一条第四号及び第五号並びに第三百三十二条を削る。

第三百三十三条中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第三百三十二条とし、第三百三十四条を第三百三十三条とし、第三百三十五条を第三百三十四条とする。

別表指定都市及び中核市の項中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表市町村指定都市及び中核市を除く。）の項中「市町村（指定都市及

び中核市を除く。）」を「町村」に改める。

第三十五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

（市の区域内で行われる隣保事業の特例）

第七十三条 市の区域内で行われる隣保事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合においては、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第五十五条第一項中「第六十九条第一項」の下に「（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十一条第三号中「第三項まで」の下に「（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第三十六条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改める。

（美容師法の一部改正）

第三十七条 美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

（読替規定）

第二十條 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条第五項及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（水道法の一部改正）

第三十八条 水道法（昭和三十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「布設工事」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」を加え、同条第二項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第十九条第三項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第四十六条第二項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市」の削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「保健所を設置する市」の削る。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第三十九条 知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十七号の一部を次のように改正する。

第三十七号の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

第二十二條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第二十三條に次の一号を加える。

三 第十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

第二十五條第一号及び第二号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第四号」に改める。

第二十六條第一号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条第二号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第四号」に改める。

（薬事法の一部改正）

第四十条 薬事法（昭和三十一年法律第四百十五

第四十條 薬事法（昭和三十一年法律第四百十五

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七條第三項及び第十條において同じ。)」を加える。

第二十一條の見出しを「(都道府県知事等の經由)に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第三項及び第七十五條第二項において同じ。)」を加える。

第二十六條第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九條第二項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、「第八條の二第一項若しくは第二項を削り、「第七十二條の二から」を「第七十二條の二、第七十二條の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八條の二第一項若しくは第二項又は第七十二條の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

第六十九條の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第七十條第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。
第七十六條の三第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。
第七十六條の七第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の八第二項及び第八十條の二第八項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。
第八十一條の見出しを「(都道府県等が処理する事務)」に改め、同条中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一條の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第四項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條並びに第七十二條第三項」に改める。
第八十三條第一項中「動物」との下に「、第四

条第一項中「都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七條第三項及び第十條において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを、「維持」との下に「第二十一條第一項中「都道府県知事(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第三項及び第七十五條第二項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)」を「保健所を設置する市」に改める。

第八十七條第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。
第八十九條第四号中「第六十九條第四項」を「第六十九條第五項」に改める。
(母子及び寡婦福祉法の一部改正)
第四十一條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。
(母子保健法の一部改正)
第四十二條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第十八條中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。
第十九條第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第三項を削る。
第二十條第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。
第二十一條第一項中「費用」の下に「及び第二十條の規定による措置に要する費用」を加え、同条第二項を削る。
第二十一條の二を次のように改める。
(都道府県の負担)
第二十一條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十條の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。
第二十一條の三中「第二十一條第二項」を「第二十一條」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち、第二十條の規定による措置に要する費用」を加える。
第二十一條の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四十三条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同条第三項中「第五条第二項から第四項まで及び第六項」を「第五条第三項及び第四項」に、「同条第六項及び前項」を「前二項」に、「第五条第四項及び第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を表すよう努めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第十六条第二項中「次項において「職業能力開発短期大学等」という。」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九条第一項中「定める基準」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に

規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設(「職業訓練(厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。)」

第二十三条第二項中「前項に規定するもの」を「職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)」並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四条第四項を削る。

第二十七条第五項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八条第一項中「除く」の下に「以下この項において同じ」を、「受けた者」の下に「(都

道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者」を加える。

第三十条の二第一項中「ものを除く」の下に「以下この項において同じ」を、「定める者」の下に「(都道府県が設置する公共職業能力開発施設を行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者)であつて、」を加え、「者を除く」を「者以外の者」に改め、同条第二項中「規定する職業訓練」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行うものを除く。)」を加える。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第四十四条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前条第二項、第三項及び第五項」を「前条第三項」に、「同条第五項及び前項」を「前二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県勤労青少年福祉事業計画においては、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第二十条中「及び第七条第三項」及び「第七条第三項」を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第四十五条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次に掲げる」を「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見通しに関する」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三 前二号に掲げる目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

四 第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

六 計画の達成状況の評価に関する事項

第十三条第一項及び第十四条第一項中「第九条第二項第二号」を「第九条第三項第二号」に改める。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第四十六条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第八項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「から第五号まで」を「及び第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域雇用開発計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 二 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

第六条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項第八号中「地域雇用創造協議会」を「第二条第三項第四号に規定する協議会(以下「地域雇用創造協議会」という。)」に改め、同号を同項第五号とし、同

条第四項を削り、同条第三項中「次項において同じ」を削り、「議を経なければならない」を「意見を聴くように努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 自営雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 二 自営雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

第六条第五項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十二条第二項第二号中「第六条第二項第八号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第十八条第二項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)
第四十七条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「において、」の下に「おおむね」を加え、「を記載しなければならない」を「について定めるものとする」に改め、同条第四項中「これを公表するとともに」を削る。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第四十八条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「あらかじめ」の下に「当該事項に係る部分について、」を加える。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第四十九条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第五号を削り、同条第八項中「これ」の下に「公表するよう努めるとともに」を加え、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第七条第五項第五号を削り、同条第九項中「これ」の下に「公表するよう努めるとともに」を加え、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項の次に次の一項を加える。

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する方針
- 三 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第五十一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号を削り、同条第五項中「提出するとともに、公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

第六十四条第一項中「及び第五項から第九項まで」を「第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)」に改め、「第四十三号の下に(結核指定医療機関に係る部分を除く。)」を加える。
(健康増進法の一部改正)
第五十二条 健康増進法(平成十四年法律第百三

号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第五十三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第九条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第五十四条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」を「第七号を除く」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第三十七条第二項中「及び第四項」を「から第

五項まで」に改める。

第三十八条第三項中「(第四号、第十号及び第十三号を除く)」を「及び第四項に改める」。

第五十条第三項中「(第一項第十二号を除く)」を削る。

第五十一条の十九第二項及び第五十一条の二十第二項中「(以下略)」の下に、「第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほかを加える。

第八十四条第三項中「最低基準」を「基準に」、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第八十八条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項」を「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「ときは」の下に、「第二項に規定する事項について」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス又は指定相

談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(がん対策基本法の一部改正)

第五十五条 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「変更しなければ」を「変更するよう努めなければ」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次に掲げる」を「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院(以下単に「病院」という)に関する」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項のほか、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項

二 次条に規定する関係者の連携に関する事項

第五章 農林水産省関係
(競馬法の一部改正)

第五十七条 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の七第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 競馬活性化計画には、前項各号に掲げる事

第九十六条の四前段中、「第四十九条」を削り、「第六十五条まで」の下に、「第八十八条」を加え、同条後段中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、「第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事の認可を受けて」とあるのは「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」とを削り、「負担したものと」の下に、「第六十四条中「第一百三条の二第二項」とあるのは「第一百三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項において読み替えて準用する第八十八
条第一項の応急工事計画については、第九十
六条の二第六項の規定を準用する。

第百十三条の二第二項中「及び都道府県」を
「都道府県及び市町村」に、「行なう」を「行う」
に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を
「都道府県知事又は市町村長」に、「国営土地
改良事業又は都道府県営土地改良事業を土地
改良事業」に改める。

第百十三条の三第二項第二号中「第九十六
条の四」を「第九十六條の四第一項」に改める。

第百十六條中「第九十六條の四」を「第九十六
條の四第一項」に、「本条」を「この条」に、「確定
日附」を「確定日付」に改める。

第百十七條中「第九十六條の四」を「第九十六
條の四第一項」に改める。

第百二十二條第二項中「及び第九十六條の三
第五項」を削り、「並びに第八十七條の三第六
項」を、「第八十七條の三第六項」に改め、「第十
三項」の下に、「第九十六條の二第七項並びに第
九十六條の三第五項」を加え、「第九十六條の
二第七項」を削る。

第百二十三條の二中「第九十六條の四」を「第
九十六條の四第一項」に、「行なう」を「行う」に
改める。

第百三十六條第二項中「第九十六條の四」を
「第九十六條の四第一項」に改める。
(森林病虫害等防除法の一部改正)

第六十條 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法
律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第七條の六第四項中「公表する」を「公表する

よう努める」に改める。

第七條の十第二項中「定める」を「定めるよう
努める」に改め、同条第三項中「聴くとともに、
都道府県知事に協議しなければを聴かなけれ
ば」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を
「公表するとともに、都道府県知事に報告しな
ければ」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第六十一條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百
二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「する」には、あらかじめ」
を「したときは、速やかに、その旨を」に、「協
議しなければを通知しなければ」に改める。

(漁港漁場整備法の一部改正)

第六十二條 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律
第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「二十日間」を「おおむね二
十日間の期間を定めて」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第六十三條 植物防疫法(昭和二十五年法律第百
五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第四項中「農林水産大臣に協議
し、その同意を得なければ」を「これを告示する
とともに、その旨を農林水産大臣に報告しなけ
れば」に改め、同項ただし書及び同条第五項を
削る。

第二十五條第一項中「前条第五項の」を「前条
第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に
改める。

第二十七條第一項中「第二十四條第五項の」を
「第二十四條第四項の規定による」に、「基き」を
「基づき」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第六十四條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律
第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三條の三第二項第九号を削り、同条第四項
中「公表しなければを公表するよう努めなけ
れば」に改め、同項を同条第五項とし、同条第
三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。

3 家畜改良増殖計画には、前項各号に掲げる
事項のほか、家畜に関する試験及び研究に関
する事項その他の家畜の改良増殖を図るため
に必要な事項を定めるよう努めるものとす
る。

(農地法の一部改正)

第六十五條 農地法(昭和二十七年法律第二百二
十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「これらの権利を取得する者
(政令で定める者を除く。がその住所のある市
町村の区域の外にある農地又は採草放牧地につ
いて権利を取得する場合その他政令で定める場
合には、都道府県知事の許可」を削り、同項第
九号中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改
め、同条第三項中「又は都道府県知事」を削り、
「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「又は
都道府県知事」及び「その農地又は採草放牧地
の存する市町村の長に」を削り、「その旨を」の
下に「市町村長に」を加え、同条第六項中「又は
都道府県知事」を削る。

第三條の二第一項及び第二項中「又は都道府
県知事」を削る。

第四條第一項第五号及び第五條第一項第四号

中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改める。

第二十六條第一項中「第三條第一項の規定に
より都道府県知事の許可を要する事項又は」を
削る。

第五十七條第一項中「第九十六條の四」を「第
九十六條の四第一項」に改める。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一
部改正)

第六十六條 酪農及び肉用牛生産の振興に関する
法律(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を
次のように改正する。

第二條の三第二項第一号を削り、第二号を
第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ
繰り上げ、第七号を削り、同条第五項中「公表
しなければを公表するよう努めるとともに、
第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び
第三項に規定する事項に係る部分を農林水産大
臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第六
項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第
三項中「ときは」の下に「当該都道府県計画に
定める第二項第一号に掲げる事項について」を
加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次
に次の一項を加える。

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げ
る事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化
に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近
代化を図るために必要な事項を定めるよう努
めるものとする。この場合において、その内
容は、基本方針の内容と調和するものでなけ
ればならない。

第二條の四第二項中第一号を削り、第二号を
第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ

繰り上げ、第七号を削り、同条第三項中「前条第三項から第五項まで」を「前条第四項から第六項まで」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」「第二項第一号」とあるのは「第二條の四第二項第一号」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第二條の四第二項第二号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならぬ。

第五條中「変更しようとする」を「変更した」に、「あらかじめ農林水産大臣に協議しなければ」を「遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第六十七條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の三第一項中「都道府県知事は」の下に「果樹農業振興基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならぬ」を「定めるものとする」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを削り、同

第五項を同条第六項とし、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「同項各号」の下に「及び前項各号」を加え、「定めるものとする」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

これを提出しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

5 主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならぬ。

一 果樹農業の振興に関する方針

第八條第一項中「作成しなければならぬ」を「作成することができる」に改める。

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

第八條第二項中「提出するとともに、その概要を公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「作付面積、生産数量及び出荷数量に関する」に改め、同項各号を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

第七條第一項中「ときは、遅滞なく」を「場合において」に改め、「図るため」の下に「特に必要がある」と認めるときは「を加え、」定めなければならぬ」を「定めることができる」に改める。

四 果実の加工の合理化に関する事項

第九條第一項第二号中「に係る開発計画の達成」を「における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大に改め、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「都道府県が開発計画を定めた場合において、当該」を加える。

五 その他必要な事項

第七十二條 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二條の四「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第四條第二項中第二号及び第三号を削り、第

第三條第一項中「第二條の三第五項」を「第二條の三第六項」に改める。

第一條第二項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣に

第六條第一項中「振興山村の振興に関する基本方針の協議」を削る。

第一條第二項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣に

第七條の二第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣に

第六條第二項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣に

官 報 (号 外)

四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大纲を定めるよう努めるものとする。 一 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標 二 農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標 三 その他必要な事項 第五条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 一 導入される工業等への農業従事者の就業の目標 二 工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標	三 その他必要な事項 (沿岸漁場整備開発法の一部改正) 第七十三条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第七条の二第二項第五号から第七号までを削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項に」を「第二項に」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならぬ。 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項 二 前項第二号の種類の属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項 第十五条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改める。 第十六条第一号中「第七条の二第三項第一号」を「第七条の二第四項第一号」に改める。 第十九条第一号中「第三項」を「第四項」に改め	る。 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正) 第七十四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。 第二条の二第三項を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第三項とする。 第三条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。 第四条第一項及び第二項中「第二条の二第四項」を「第二条の二第三項」に改める。 (地力増進法の一部改正) 第七十五条 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「地力増進対策指針には、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くよう努めなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。 (集落地域整備法の一部改正) 第七十六条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「集落地域の位置及び区域に関	する基本的事項を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。 第五条第三項中「当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに」を削り、「次項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 集落地区計画については、前項に規定する事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を都市計画に定めるよう努めるものとする。 第七条第二項中「においては、」の下に「その区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、同項第二号中「前号の」を「当該」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の」を「当該」に改め、同項を同項第二号とし、同条第三項中「前項第一号」を「前項」に改める。 (市民農園整備促進法の一部改正) 第七十七条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「定めるものとする」を「定め
--	---	--	---

ることができ、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

(獣医療法の一部改正)

第七十八条 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「都道府県は」の下に、「基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない」を「定めるものとする」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 獣医師の確保に関する目標
- 二 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
- 三 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
- 四 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十九条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号及び第三号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第一号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、前項各号に掲げる事項のほか、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 基盤整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、農林業その他の事業の活性化の目標その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第十四条第二項第二号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第八十条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項について」を削り、「なるべきもの」の下に「として、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区(以下「整備地区」という。))の設定に関する事項を定めるほか、おおむね次に掲げる事項」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、同項を同条第六項とする。

第五条第二項中「においては、」の下に「整備地区の区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

第五項中「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第八十一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 就農促進方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、青年等の就農促進に関する基本的な方向を定めるよう努めるものとする。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第八十二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項第三号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正)

第八十三条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県は」の下に「基本方針に即して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を定めるものとする。

3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の目標
二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項
三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

(有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正)
第八十四条 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。
(有機農業の推進に関する法律の一部改正)

第八十五条 有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)
第八十六条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成する」を「区域において定住等及び地域間交流を促進する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同条第十一項中「第四項から第六項まで、第八項」を「第五項から第七項まで、第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「について」を「のうち同項第二号及び第三号に掲げる事項については」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 活性化計画の目標
二 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項
三 その他農林水産省令で定める事項

第七条第一項中「第五条第七項各号」を「第五条第八項各号」に改める。

第十一条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第六章 経済産業省関係
(ガス事業法の一部改正)
第八十七条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「都道府県知事の下に」又は市長を、
「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十二条の三「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。
(工場立地法の一部改正)
第八十八条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「当該都道府県」の下に「内の町村」を加え、「次項」を「第三項」に、「地域準則」を「都道府県準則」に改め、同条第三項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準

則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「市準則」という。)を定めることができる。

第六条第一項中「次の事項を」の下に「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては」を、「都道府県知事」という。)の下に「当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長(以下単に「市長」という。)を加える。

第七条第一項中「都道府県知事」を「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「その届出した都道府県知事又は市長」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項第一号中「地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が」に、「地域準則」を「都道府県準則又は市準則」に改める。

第十条第一項及び第十一條第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第十二条及び第十三条第三項中「都道府県知

事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。 第十五条の四を次のように改める。 第十五条の四 削除 (電気用品安全法の一部改正) 第八十九条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。	「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。 第五十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 第五十七条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 (中小小売商業振興法の一部改正) 第九十二条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 (発電用施設周辺地域整備法の一部改正) 第九十三条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第十条第二項中「経費の概算その他主務省令で定める事項」を「及び経費の概算」に改める。 (計量法の一部改正) 第九十四条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。 第一百五十五条を次のように改める。 第一百五十五条 削除 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正) 第九十五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 第二十五条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「第	三号」を「第二号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。 第七章 国土交通省関係 (水害予防組合法の一部改正) 第九十六条 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第三項中「二付テハ」を「ヲ定メタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ認可ヲ受クベシ」を「二届出ツベシ」に改める。 第七十八条中「事件ハ」を「事件アリタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ許可ヲ受クベシ」を「二届出ツベシ」に改める。 第七十九条及び第八十条を次のように改める。 第七十九条及第八十条 削除 (水防法の一部改正) 第九十七条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。 第七條第四項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改める。 第三十二条第二項中「諮るとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければ」に改める。 (公営住宅法の一部改正) 第九十八条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。	第六條を次のように改める。 第六條 削除 第七條第一項中「都道府県計画」を「住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七條第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に改める。 第三十七條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。 3 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積 二 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造 第三十八條第一項中「前条第五項(同条第六項)を「前条第六項(同条第七項)に改める。 第四十条第一項及び第四十四條第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。 第五十四條中「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に改める。 附則第二項中「第六條及び」を削る。 (道路法の一部改正) 第九十九条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。 第十七條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又	第五十五條の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正) 第九十条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。 第八十三条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「都道府県」の下に「又は市」を加える。 第九十四条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 第九十五条の二の中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 (消費生活用製品安全法の一部改正) 第九十一条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第四十二条第三項中「都道府県知事」の下に	平成二十三年八月十一日 衆議院会議録第三十八号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
---	--	---	--	---	--

は指定市以外の市を、指定市以外の市又は町村に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第二十四条の三中「国土交通省令」を「条例(国道にあつては、国土交通省令)」に改める。

第二十五条第一項中「国土交通大臣の許可を受けて」を削り、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第四項を次のように改める。

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の見出しを「(有料の橋又は渡船施設の工事の検査)」に改め、同条第一項中「による許可を受けた」を「により料金を徴収しようとする」に改め、同条第二項中「前条第一項の許可に係る同条第三項第一号」を「前条第三項の規定による届出に係る同項第一号」に、「同条第五項の規定による変更の許可に伴い変更されたものを含む。」を「同条第四項の規定による工事方法の変更(同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)に係る届出があつたときは、その変更後のもの」に、「許可を受けた」を「届出をした」に改め、同条第五項中「許可を受けた」を「前条第一項の規定により料金を徴収しようとする」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八条の三ただし書中「政令」を「道路管理者である地方公共団体の条例(国道にあつては、政令)」に改める。

第四十八条の四第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「(第一号に掲げる施設を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例(国道にあつては、政令)で定める施設

第四十八条の五第二項第二号及び第三項、第四十八条の六並びに第四十八条の七第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。
第九十七条第一項第三号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第百条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一号ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、離島振興計画は、離島の振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

(土地区画整理法の一部改正)

第百一条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「定を」を「定めを」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

び第五号」を「及び第四号」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第百二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第八条第一項第二十六号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十条第一項、第十二条第一項及び第十四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十八条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条に」、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十八条第三項及び第四項を次のように改める。

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者(第一項の規定により

道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

第十八条第五項及び第六項を削る。

第十九条第一項中「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

有料道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第四項及び第五項を削る。

第二十条第一項中「第十八条第一項の許可を受けた」を削り、「地方公共団体に対し当該許可を」「地方公共団体に対し第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出であつて同条第二項第一号、第五号又は第六号に

掲げる事項の変更に係るものを含む。次条第四項並びに第二十七条第一項及び第四項において同じ。に改める。

第二十一条第四項を次のように改める。

4 有料道路管理者は、第十八条第二項の規定による届出した後、当該届出に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「この法律」を「第三条第一項、第十条第一項若しくは第十二条第一項」に改め、「受けた道路」の下に「又は第十八条第二項の規定による届出に係る道路」を加え、同条第四項中「第十八条第一項の許可を受けたを」「第十八条第二項の規定による届出に係る同項第二号の」に、「当該許可を受けたを」「当該届出に係る」に改める。

第二十九条第三項中「第八条第一項の許可を受けた」を削る。

第四十九条第一項中「受けて、」を「受けて、第十八条第一項の規定により、」に改め、同条第五項中「同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可」を「及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出」に改める。

第五十条第五項中「の許可又は」を「又は」に、「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に改め、同条第七項中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可」と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の

許可」と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十条第一項に改め、同項後段中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第百三条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「技術的基準」の下に「を参酌して条例で定める基準」を加え、同条第二項中「行う」を「行うよう努める」に改める。

第四条第一項中「の総計は、」を「（以下同じ。）の総計の」に、「の百分の二をこえて」を「に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二を超えて）に、」内でこれをこえる」を「を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内」でこれを超える」に改める。

（空港法の一部改正）
第百四条 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。
第十二条第三項を削り、同条第二項中「次条」

を「次項及び次条」に、「前項」を「第一項」に、「定めようとするときは」を「定めたとときは、国土交通省令で定めるところにより」に、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「変更しようとする」を「変更した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の空港供用規程は、基本方針に適合するものでなければならない。
第十二条に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）が第二項の規定に適合しないと認めるときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
第三十七条第一号を次のように改める。

一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者
第四十三条を第四十四条とし、第四十条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条中「第三十七条」の下に「又は前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（駐車場法の一部改正）

第百五条 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中

官 報 (号 外)

「次に掲げる事項のうち必要な」を「おおむね次に掲げる」に改め、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第八条第二項中「国土交通省令」を「条例」に改める。

第十二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という」に改める。

第十三条第一項及び第四項、第十四条並びに第十八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十一条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)
第一百六条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項を削り、同条第四項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条の三第一項中「及び第三項」を削る。

(下水道法の一部改正)

第一百七条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「構造は、」の下に「公衆衛生上重大な

危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

第二十一条第二項中「ところ」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第二十八条第二項中「政令」の下に「で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例を加える。

(住宅地区改良法の一部改正)

第八十条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の四」を「第三十六条の三」に改める。

第九条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積を行なう」を「堆積を行おう」に改め、「都道府県知事」の下に「(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附した」を「付した」に改め、同条第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、

柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二條第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十六條の三を削る。

第三十六條の四中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、同条を第三十六條の三とする。

第三十七條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第九條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第一百十條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「次に」を「おおむね次に」に、「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第七條第一項中「共同溝整備計画に定められるべき」を「建設しようとする」に、「前条第二項各号に掲げる」を「当該共同溝整備計画に定めようとする」に改め、同条第二項中「修正して共同溝整備計画を作成し」を「修正して修正後の事項を」に、「について共同溝整備計画を作成し」を「を修正しない旨を」に改め、「当該共同溝整備計画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を」を削り、同条第三項中「共同溝整備計画」の下に「に定めようとする事項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十六條第一項中「の市」を「の市町村」に改め、「第十七條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう市」を「行う市又は町村」に、「市」を「市町村」に、「市を除く」町村を「市町村を除く」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第一百一十條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない」を「作成することができ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。

第三條に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、近郊整備区域建設計画又

は都市開発区域建設計画の変更について準用する。

第四条第一項中「次の各号に掲げる事項につきその大綱を」次に掲げる施設の整備に関する事項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 住宅用地、工場用地等の宅地
 - 二 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設
 - 三 公園、緑地等の空地
 - 四 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
 - 五 河川、水路及び海岸
 - 六 住宅等の建築物
 - 七 学校等の教育文化施設
 - 八 その他政令で定める主要な施設
- 第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- 二 産業の業種、規模等に関する事項
- 三 土地の利用に関する事項

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第一百二十二条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第二十七条第二項を削る。
第四十三条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「第二十七条第二項」を削り、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第

二十七条」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「これを表示する標識を設置しなれば」を「における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなれば」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正)

第十四条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(特定交通安全施設等整備事業の実施)

第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)に即して、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

(特定交通安全施設等整備事業の実施計画)

第五条 前条の場合において、都道府県公安委員会及び道路管理者は、内閣府令・国土交通

省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出することができる。

2 実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めるものとする。

3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第六条第二項及び第三項中「定めるもの」の下に「(前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。)」を加える。

第八条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第十五条 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、

「事項について」を「事項を」とし、「と協議しなれば」を「次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。」に届け出なければならぬ。同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6 第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合に

においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

第九条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十条中「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

第十二条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市」とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一

項の指定都市(以下「指定都市」という。))の」と、「市」とあるのは「指定都市」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四

条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市」とあるのは「指定都市」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十五条第三項を削る。

第十七条第二項中「都県」の下に「又は市」を加

え、「市町村」を「都県又は町村」に改める。

第十九条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第一百六条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項及び第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「公表しなればならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第四項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四条第三項中「（次条第一項において「指定都市」という。）」を削る。

第五条第一項ただし書中「指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその長。次条において同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。次条第一項及び第二項において「都道府県知事等」という」に改める。

第六条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正）

第一百七条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、「おいて」の下に「、関係県知事は」を加え、「あらかじめ」を「あらかじめ、」に、「得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければならない」を「得なければ」に改め、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第四条中「の各号」及び「につきその大綱」を削り、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三 産業の業種、規模等に関する事項

四 土地の利用に関する事項

第五条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）

第一百八条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、「特定保全区域に係る保全区域整備計画以外の保全区域整備計画にあつては」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の同意をし、又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

第九条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「事項について」を「事項を」に、「と協議しなければ」を「。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ」に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四

項の次に次の二項を加える。

5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6 第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

第十条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十一条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第十三条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市」とあるのは「指定都市」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八

項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条第三項を削る。

第十八条第二項中「府県」の下に「又は市」を加え、「市町村」を「府県又は町村」に改める。

第二十条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第百十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「次の」を「おおむね次に掲げる」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條第四項を削る。

第四十条第二項中「きくとともに、関係行政機関の長に協議しなければ」を「聴かなければ」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第百二十条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「次に」を「第一号」に改め、「事項を定める」の下に「もの」とするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 都市計画の目標

第六条の二第二項第三号中「前号」を「第一号」に改める。

第七条の二第二項中「で必要なものを定める

ものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八条第一項及び第二項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第三項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるもの」とするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、同項第三号中「その他」を「面積その他の」に改める。

第十条の二第二項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「定めるもの」とするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の三第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の四第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十一条第一項中「で必要なものを定めるも

のとする」を「を定めることができる」に改め、

同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の四第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるもの」とするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の五第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるもの」とするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一

号とし、同項に次の二号を加える。

二 当該地区計画の目標

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

第十二条の五第五項中「当該再開発等促進区又は開発整備促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるもの」とするとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 土地利用に関する基本方針

第十二条の五第六項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第七項中「のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第十二条の十中「第十二条の五第五項第一号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第十四条第二項第十一号中「第三十二條第二項第二号」を「第三十二條第二項第一号」に、「第三十二條第二項第三号」を「第三十二條第二項第二号」に改め、同項第十二号中「同条第二項第四号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第十三号中「第九條第二項第二号」を「第九條第二項第一号」に改める。

第十五条第一項第四号中「緑地保全地域」の下に「(二)以上の市町村の区域にわたるものに限る。」を加え、同項第六号中「政令で定める小規模な」を削り、「を除く」を「にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る」に

改め、同項第七号中「市街地開発事業等予定区域」の下に「第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。」を加える。

第二十条第二項中「において」を「備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により」に改める。

第二十三条第一項中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「管轄する都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、「都道府県知事が」を「都道府県知事等が」に改める。

第二十七条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十三条第一項第五号イ中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同号二中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改め、同項第七号、第十二号及び第十三号中「崖崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第五十二条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもち、前項の規定による許可があつたものとみなす。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改める。

第五十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第五十四条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「以下次条」を「次条」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「前条第一項本文」を「同条第一項本文」に、「きたす」を「来す」に改め、同条第三項中「たたちに」を「直ちに」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十七条第一項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十八条の二第一項中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積を行なう」を「堆積を行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

二第二項に改める。

第八十条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十一条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改め、「(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第二項及び第三項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十二条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十四条中「指定都市等」を「市」に改める。

第八十七条の二第二項中「同項第四号」を「同項第二号」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

第八十七条の三を削り、第八十七条の四を第八十七條の三とする。

第八十七条の五第一項第一号中「次号」を「第三号」に改め、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十五条第一項の規定により市が処理

することとされている事務

第八十七条の五を第八十七條の四とする。

第九十一条中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第九十二条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二百一十一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第二条の三第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第五条の見出し中「設定義務」を「設定」に改め、同条中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第七条の四第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改める。

第七条の五第一項及び第二項並びに第七条の六第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改める。

第七条の七中「都道府県知事等」を「土地買収者」に改める。

第六十条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。第六十二条第一項及び第四百四十二条第一号において「立入許可権者」という。)を加える。

第六十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事(市の区域内において施行者(第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第二項及び第四百四十二条第三号において「試掘等許可権者」という。)の」に、「都道府県知事が」を「試掘等許可権者が」に改める。

第六十二条第一項中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に改める。

第六十六条第一項中「堆積」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び

第四百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。)を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項中「付加増置」を「付加増置」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第九十八条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「うえで」を「上で」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九十九条の三第三項中「施行者は」を「施行者(都道府県及び市町村を除く。)」に改め、「都道府県又は」及び「市町村」を削る。

第九十九条の八第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三百三十三条第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に關する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等(市のみが設立した地方

住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第三百三十九条の三第一項第二号中「第六十一条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項、第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。

第三百三十九条の三第二項第三号中「第六十一条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加える。

第四百四十一条の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改め、同条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第四百四十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)

第二百二十二条 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)の一部を次のように改

正する。
第二条第一項中「及び茨城県稲敷郡菱崎町」を削る。

第七条第一項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一号を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、周辺開発地区整備計画には、人口の規模及び土地の利用に關する事項を定めるよう努めるものとする。

第八条第一項中「関係市町の長を」つくば市長に、「作成し、国土交通大臣に協議しなければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「及び」を「又は」に改める。

第十条及び第十二条中「及び周辺開発地区整備計画」を「周辺開発地区整備計画が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

第二百三十三条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第二百二十四条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四項第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。 (公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第二百二十五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。	第二十九條の二中「市町村」を「町村」に改める。 (新都市基盤整備法の一部改正) 第二百二十六条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第四十九條の見出し中の「認可等」を削り、同条第一項中「定め、国及び地方公共団体以外の者にあつては都道府県知事の認可を受け、市町村にあつては、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない」を「定めることができる」に改め、同項後段を削る。 (都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正) 第二百二十七条 都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。	イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 口 第十七條の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 ハ 第二十四條第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項 ニ 第五十五條第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に關し必要な事項 五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項 六 緑化地域における緑地の推進に関する事項 七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑地の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の推進に関する事項 第四條第四項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第五項中「第二項第三号イ」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「市町村」を「町村」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。	り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第六條第一項中「は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて」を「(市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。)は」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項を」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「都道府県を」を「都道府県等」に、「関係市町村」を「都道府県にあつては関係町村に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。 第六條第二項の次に次の一項を加える。 3 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。 一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 二 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に關し必要な事項 第七條第一項中「都道府県」を「都道府県等」
第四項第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。 (公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第二百二十五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 第四條第一項中「所在する市町村」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村」に、「都道府県知事」を「都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長」に改める。 第五條第一項中「都道府県知事に対し」を削り、「所在する市町村の長を経由して」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し」に改める。 第六條第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。 第九條第一項第四号イ中「同条第二項第三号又は第四号」を「同条第二項第二号又は第三号」に改め、同号ロ中「第五條第二項第三号」を「第五條第二項第二号」に、「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改める。 第二十九條を次のように改める。 (大都市の特例) 第二十九條 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。	第二百二十八條 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第四條第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加え、第三号を次のように改める。 三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二條第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項 第四條第二項に次の四号を加える。 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に關する事項で次に掲げるもの	イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 口 第十七條の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 ハ 第二十四條第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項 ニ 第五十五條第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に關し必要な事項 五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項 六 緑化地域における緑地の推進に関する事項 七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑地の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の推進に関する事項 第四條第四項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第五項中「第二項第三号イ」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「市町村」を「町村」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。	り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第六條第一項中「は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて」を「(市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。)は」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項を」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「都道府県を」を「都道府県等」に、「関係市町村」を「都道府県にあつては関係町村に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。 第六條第二項の次に次の一項を加える。 3 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。 一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 二 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に關し必要な事項 第七條第一項中「都道府県」を「都道府県等」

に、「緑地保全地域である旨を表示した標識を設けなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その区域が緑地保全地域である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「行為」の下に「(緑地保全地域内における標識の設置に係るものに限る。)」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八条第一項、第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第九項第八号中「第十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次節において単に「市民緑地契約」という。)」を「市民緑地契約」に改める。

第九条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十三条中「同条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」を削り、「ときは、」の下に「都道府県知事にあつては」を加え、「市町村」を「町村」に、「限る。」を「を」に改め、以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、に改め、同条第三項中「市町村又は前項の」を「都道府県、町村又は」に改める。

第十八条中「前条第二項の」を削り、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第四条第二項第三号口(2)」を「第四条第二項第四号口」に改める。

第二十条第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二号第二項第三号」を「第三十二号第二項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。

第二十一条中「都道府県」を「都道府県等」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十三条中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「及び第六項」を削り、「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、第十条第二項において準用する第七

条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十四条第三項第一号中「第六条第二項第二号口」を「第六条第三項第二号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号口(3)」を「第四条第二項第四号八」に改め、同条第四項中「都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長)」を「都道府県知事等」に、「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「市町村」を「都道府県又は町村」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第一項中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改める。

第五十五条第二項中「第四条第二項第三号八」を「第四条第二項第五号」に、「同号ホ」を「同項第七号」に改め、同条第五項中「又は第一項の緑地管理機構」及び「当該事項について」を削り、「と協議し、」を「に当該事項を届け出、」に改め、「第三号に定める者」との下に「当該事項について」を加え、同項第一号中「首都圏近郊緑地保全区域」の下に「(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。)」を加え、「次項」を「以下この条及び第五十八号第二項」に、「指定都市の区域」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

下この条において「指定都市」という。の区域」に改め、同項第二号中「次項」を「第八項」に、「都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長)」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項第二号中「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

7 第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号口に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

第五十八条中「緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。」を削る。

第六十条第一項中「第四条第二項第三号ホ」を「第四条第二項第七号」に改める。

第七十七条第三号中「第八条第二項」の下に「の規定による都道府県知事等の命令」を加える。

(生産緑地法の一部改正)

第二百二十九条 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「これを表示する標識を設置しなければを」における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「行為」の下に「(生産緑地地区内における標識の設置に係るものに限る。)」を加える。

(国土利用計画法の一部改正)

第三百三十条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければ」に改める。

第八条第四項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めなければならない」に改め、同条第五項中「これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければ」に改める。

第九条第十三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改める。

第五条第一項第五号ロ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「定めるよう努める」に改める。

第七条第一項中「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。)」を加える。

第十二条の見出しを「(施行地区)」に改め、同条中「その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第二十四条第一項第一号ロ(2)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「定めるよう努める」に改める。

第二十六条第一項中「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。)」を加える。

第六十四条第一項前段中「かき、さく」を「垣、柵」に改め、「都府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第二項において同じ。)」を加える。

第六十七条第一項中「堆積」を「堆積」に改め、「都府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長)」を加える。

第七十三条第六号を削る。

第一百条第一項中「ならず、施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければ」を削る。

第一百四十四条第一項中「都府県知事」の下に「(第七十一条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。)」を加える。

第九十九条の二第二項第三号中「第六十四条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加える。

(国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部改正)

第三百三十二条 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、同条第二項中「及び経費の概算並びに流動人口の状況」を「経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項」に改め、同条第三項を削る。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)

第三百三十三条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「公表しなければ」を「公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「あらかじめ」の下に「第二項各号に掲げる事項に係る部分について」を加え、「第二項第二号及び第三号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項について定めるよう努めるものとする。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

第三百三十四条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には」を「前条第一項の場合において」に、「ものとする」を「ことができる」に改

め、同条第二項中「おいては、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第七条の二とする。

第六条の次に次の見出し及び一条を加える。

(道路交通騒音の減少等のための措置)

第七条 第五條第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、当該沿道整備道路の構造、交通の状況等を勘案して当該沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 沿道整備道路の道路管理者は、前項に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第九条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 沿道の整備に関する方針

第九条第四項中「当該沿道再開発等促進区に關し必要な次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 土地利用に関する基本方針

第九条第五項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第六項中「のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第九条の六及び第十条第一項中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第十条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に改め、「ものとする」の下に「とともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」を加え、同条第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律關係に関する事項として」を加え、同条第四項中「市町村」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(第十条の七において「指定都市等」という。)を除く。)」を加える。

第十条の七第一項中「沿道整備権利移転等促進計画」の下に「指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、」を加え、同条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を「指定都市等」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正) 第百三十五条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「定める事項は、次のとおり」を「は、おおむね次に掲げる事項を定めるもの」に改める。

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)

第百三十六條 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

(半島振興法の一部改正)

第百三十七條 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、半島振興計画には、振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第百三十八條 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五条第二項第四号」を「第五条第二項第三号」に改める。

第五条第二項中「の各号」を削り、第二号を削り、同項第三号中「及び当該区域」ことの整備の方針に関する事項を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、

同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 第一条に規定する整備の方針に関する事項

二 重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

三 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

第六条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第四項から第七項まで」に改める。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正) 第百三十九條 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町」を「木津川市、京都府相楽郡精華町」に改める。

第五條第一項中「作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、建設計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第六條第一項中「の各号」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、建設計画には、各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第七條中「第五條第一項(同条第四項)を」第五條第二項(同条第五項)に改める。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第百四十條 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地

域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

第八條第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十條第二項中「第七條第四項」を「第七條第五項」に改める。

第二十三條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項

第二十四條第一項第二号中「から第七号まで」を「から第五号まで」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十五條第二項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改める。

第三十五條第一号中「第七條第二項第四号」を「第七條第二項第三号」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第百四十一條 大都市地域における宅地開発及び

鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第七号を削り、同条第七項中「同項第一号から第六号まで」を「同項各号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五條第一項ただし書を削り、同条第二項中「第九項」を「第八項」に、「前項本文」を「前項」に改める。

第十三條第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第百四十二條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第二項第一号から第五号まで」を「第二項各号」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画においては、指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

第七條第一項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に改める。

第八條第一項中「第六條第六項」を「第六條第七項」に改める。

第十二條及び第十七條第二項中「第六條第三項」を「第六條第四項」に改める。

第十八條中「第二十三條において「指定都市」という。」を削る。

第十九條第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十一條第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二條第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二十六條の見出しを「(施行地区)」に改め、同条中「その面積が二ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第三十一條第一項中「掲げる事項」の下に「及び同条第三項に規定する事項」を加える。

第三十三条第一項及び第三十六条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第四百三十三条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「基本計画」を「前項に規定するもののほか、基本計画」に、「定める」を「定めるよう努める」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基本計画においては、活用行事及び特定事業等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第四条第五項中「前項の規定により主務大臣に協議しよう」とを「基本計画を定め、又はこれを変更しよう」とに改め、「あらかじめ」を削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければ」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正)

第四百四十四条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第八条第一項第二号及び第三号を削り、同項

第四号中「並びに当該区域ごとの整備の方針に関する事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号から第十号までを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項各号に掲げるもののほか、関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 整備等の目標

二 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

三 産業構造の高度化に関する事項

四 環境の保全に関する事項

五 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

六 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項

第八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 整備等の目標

二 人口の規模及び土地の利用に関する事項

三 開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

四 産業構造の高度化に関する事項

五 環境の保全に関する事項

六 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十五条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加える。

第三条、第五条第一項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第四百四十六條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとするとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十五条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加える。

第三条、第五条第一項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第四百四十六條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとするとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十五条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加える。

第三条、第五条第一項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第四百四十七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない」を「電線共同溝整備計画を定めることができる」に改め、同条第三項中「前項の」を「道路管理者は、前項の規定により」に、「には」を「を」に改め、同条第四項中「場合においては、」を「ときは、当該計画において」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路管理者は、第二項の規定により電線共

同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

第八条第三項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「第五条第二項及び前条」を「第五条第四項及び前条」に、「第五条第二項及び第三項」を「第五条第二項から第四項までの規定」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改める。

第二十二條第二項中「除き、」の下に「第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る」を加え、同条第三項第二号中「当該道路の新設又は改築の下に」(第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築を伴うものに限る。)を加え、同条第四項中「電線共同溝を」前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝に改める。

第二十七條第一項中「の市」を「の市町村」に改め、「第十七條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行う市」を「行う市又は町村」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第一百四十八條 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長」を削る。

第十五條第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「(昭和四十年法律第二百二十四号)」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第百四十九條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第十三條第一項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十條第一項中「公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれかに」、同法を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三條第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第二十一條第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する国土交通省令で定める

基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれかに」改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第三十二條第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定めるを」都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

第三十二條第三項及び第四項中「のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「定めることができる」に改める。

第三十四條第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に、「とする」を「するとともに」、第七号に掲げる事項を定めることができる」に改め、同項第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加える。

第百九十一條第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加える。

第百九十二條第一項中「さく」を「柵」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百九十七條第一項中「堆積」を「堆積」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項から第五項まで、第七項及び第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十三條第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十六條第三項中「施行者は」を「施行者(都道府県及び市町村を除く。)」に改め、「都道府県又は」及び「市町村」を削る。

第二百四十一條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百三十三條第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二百七十七條第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅

供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二百八十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「第四十二條第二項」を「第五十二條の二第二項」に、「前項ただし書」を「前項」に、「指定都市等の長」を「市長」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百九十一条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百九十三条第四項、第二百九十四条並びに第二百九十五条第一項、第二項、第四項及び第五項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第二百九十八条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第三百十一条第一項第二号中「第二百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第二百九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第二百九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三條第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

第三百十一条第二項第三号中「第二百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加える。

第三百十八條第一号及び第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第五十條 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)

第五十一條 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針に おいては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

二 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第五十二條 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四條第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。の長」を削る。

第十七條第一項中「遅滞なく」を削り、「その」を「おおむねその」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第三十三條第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「(昭和四十年法律第二百二十四号)」を加える。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第五十三條 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十四條 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四條、第十五條、第十九條及び第二十條中「第四條第一項の指針」を「基本方針(第四條第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合)には、当該指針」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)
第五十五條 都市再生特別措置法(平成十四年

法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「(行政庁)」の下に「。次条第二項において同じ。」を加える。

第四十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合においては、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第四十六條第二項中「次に」を「第一号から第五号までに」に改め、「記載する」の下に「もの」とするとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努める」を加え、同項第一号中「区域」の下に「及びその面積を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成するため」を「区域内における都市の再生」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

第四十六條第二項第七号を削り、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同条第五項中「第二項第三号イからハまで」を「第二項第二号イからハまで」に改め、同条第七項中「第二項第三号イ」を「第二

項第二号イに、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同条第八項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同条第十項中「第二項第三号イ若しくはハ」を「第二項第二号イ若しくはハ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。 第四十六条の二第三項中「前条第二項第三号イからハまで」を「前条第二項第二号イからハまで」に改める。 第五十一条第一項中「第四十六条第十六項後段(同条第十七項)を「第四十六条第十五項後段(同条第十六項)に改め、同条第四項中「第八十七条の二第二項から第七項まで」を「第八十七条の二第三項から第八項まで」に改める。 第五十七条の二第二項中「行政庁」の下に「。次条第二項において同じ。」を加える。 (マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正) 第百五十六条 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第九条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第七項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改める。	該町村の長」に改める。 第十一条第一項本文を次のように改める。 第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、施行マンシヨンとなるべきマンシヨンの敷地(これに隣接する土地を合わせて施行再建マンシヨンの敷地とする場合における当該土地(以下「隣接施行敷地」という。を含む。))の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該マンシヨンの敷地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。 第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条、第十四条第一項並びに第二十四条第三項第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。 第二十五条第一項を次のように改める。 組合は、理事長の氏名及び住所を、都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンシヨンの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。 第二十五条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。 第三十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「とあるのは「施行マンシヨン及び」を「とあり、及び「当該マンシヨン」とあるのは「施行マンシヨン又は」に改める。 第三十八条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項中「の市町村	長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。 第四十一条の二第三項及び第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十八条、第四十九条第一項並びに第五十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。 第五十一条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「施行マンシヨンの所在地の市町村長を経由して」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項に後段として次のように加える。 この場合において、施行マンシヨンの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。 第五十一条第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十五条、第九十四条第一項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条並びに第九十九条第一項から第三項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。 第百二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。 第百十八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。 一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件	に該当する者 二 次に掲げる条件に該当する者 イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。 ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。 第百十九条第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。 一 特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者 二 次に掲げる条件に該当する者 イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。 ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。 第百二十条第一項中「高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者 一 高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者 二 次に掲げる条件に該当する者
---	---	---	--

イ 賃貸住宅の入居者又は国土交通省令で定める同居者が国土交通省令で定める年齢以上で当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める年齢以上であること。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百二十六条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百二十八条を次のように改める。

第百二十八条 削除

第百三十一条中「市町村」を「町村」に改め、「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第百三十四条第二号及び第三号、第百三十五条第二号及び第三号並びに第百三十八条第九号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第百五十七条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国土交通省令で定める」の下に「基準を参酌して都道府県当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。」の条例で定める」を加え、同条第六項中「当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項及び第八項において同じ。」を削る。

第二十四条第一項中「定める」の下に「基準を参酌して都道府県(当該保全調整池が指定都市

等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおいて同じ。」の条例で定める」を加え、同条第二項中「同条第六項中「当該雨水貯留浸透施設」とあるのは、当該保全調整池」とを削る。

(景観法の一部改正)

第百五十八条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第一百条」に、「第一百条」を「第一百一条」に改める。

第七条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第九十八条第一項を加え、「都道府県に代わって」を「第九十八条第一項の規定により」に、「を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た」を「(同条において「景観行政事務」という。)を処理する」に改め、同条第七項を削る。

第八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同条第十項中「第二項第五号ホ」を「第二項第四号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第五号二」を「第二項第四号二」に、「第二号及び第五号二」を「及び第四号二」に、「同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分」を「第三項に規定する事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第五号ロ」を「第二項第四号ロ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同

条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第九条第四項中「前条第二項第五号ロ」を「前条第二項第四号ロ」に改め、同条第五項中「前条第二項第五号ホ」を「前条第二項第四号ホ」に改める。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第十六条第七項第四号中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改め、同項第五号中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に改め、同項第七号中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に改め、同項第九号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第四号」に、「第三十一条第二項第一号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第十八条第一項中「第百二条第四号」を「第百三条第四号」に改める。

第四十七条中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第五号ハ(1)」を

「第八条第二項第四号ハ(1)」に、「同条第二項第五号ハ(1)」を「同条第二項第四号ハ(1)」に改める。

第五十条中「第八条第二項第五号ハ(2)」を「第八条第二項第四号ハ(2)」に改める。

第五十一条第一項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に、「同条第二項第五号ハ(3)」を「同条第二項第四号ハ(3)」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に、「同条第二項第五号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(4)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第五号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第五号ハ(5)」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第五号ハ(6)」を「第八条第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第五号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項第五号二」を「第八条第二項第四号二」に改める。

第五十七条第一項中「又は都道府県知事」を削り、「農地法」を「同法」に改める。

第六十条中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に、「同条第二項第五号ホ」を「同条第二項第四号ホ」に改める。

第六十三条第四項中「第一百一条第三号」を「第一百一条第三号」に改める。

第二十五条第二項中「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第六項」を「第七項」

に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)」を削り、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項を、」同条第三項の町村又は同条第四項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。 第二十七条第二項中「公表しなければ」を「当該提案をした者に通知しなければ」に改める。 第三十一条第六項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第三十二条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改め、同条第三項中の「認可を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改める。 第三十四条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第三十六条第二項中「基準」の下に「を参酌し			て都道府県の条例で定める基準」を加え、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第三十九条第一項中「第二十五条第二項第五号」を「第二十五条第二項第四号」に、「すべて」を「全て」に改める。 第四十三条第二項を削り、第三項を第二項とする。 第四十五条第四項、第四十六条及び第四十七条中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。 第五十条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。 第五十四條第二項中「第二十五条第十項及び第十一項」を「第二十五条第十一項及び第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。 第五十六条中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。 (広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正) 第百六十三条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。 第三条第四項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。 第五条第二項第一号を削り、同項第二号中「前号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第二号とし、同
	項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。 第八条第一項第一号中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。 第十九条第一項及び第二項中「第五条第二項第三号及び第四号」を「第五条第二項第二号及び第三号」に改める。 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正) 第百六十四条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第十一条第一項及び第十六条第一項中「遅滞なく」を削り、「そのを」をおおむねそのに、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことのできる」に改める。 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正) 第百六十五条 地域における歴史的風致の維持及		び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 第五条第六項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第十一項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第九条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。 第二十四条第一項中「この条」の下に「及び第二十九条」を加える。 第二十六条第一項中「遅滞なく」を削り、「その位置」を「おおむねその位置」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことのできる」に改める。 第二十九条の見出し中「市町村長」を「町村長」に改め、同条第一項中「認定市町村指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。」を「認定町村」に改め、同条第二項中「認定市町村」を「認定町村」に、「第四条第二項第三号口(2)」を「第四条第二項第四号口」に、「掲げる事項」を「同号口から二までに掲げる事項」に、「都道府県」を「都道府県等」に、「第七条第一項」を「第二十四条第一項」に、「市町村又は第六十八条第一項」を「町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」とい

う。」を「市町村又は前項を」都道府県、町村又は緑地管理機構に、「前項を」緑地管理機構に、「市町村が」を「都道府県又は町村が」に改める。

第三十一条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号から第四号までに掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同項に次の三号を加える。

- 二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標
 - 三 当該区域の土地利用に関する基本方針
 - 四 当該区域の整備及び保全に関する方針
- 第三十一条第三項中「前項第二号を」前項第三号に改め、同条第四項中「のうち、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八章 環境省関係

(温泉法の一部改正)

第六十六条 温泉法(昭和二十三年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十二条第二項を削る。

第三十二条及び第三十三条中「第十二条第一項を」第十二条に改める。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条第一項中「第三十四条第一項を」第三十四条に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第三十九条第二号中「第十二条第一項を」第十二条に改める。

第四十一条第七号中「若しくは第二項を」削る。

(自然公園法の一部改正)

第六十七条 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「協議し、その同意を得てを」協議してに改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議しよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の下に」協議書又はを加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議しよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の下に」協議書又はを加える。

第十二条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十四条第一項中「第十条第二項の同意又は同条第三項を」第十条第三項に改め、同条第二項中「第十条第二項の同意又は同条第三項を」第十条第三項に、「当該同意又は」を「当該に改める。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「並びに第十四条第一項及び第二項を削り、「同意及び」を「協議及び」に、「同意を得た」を「協議をした」に改め、「受けた者について」の下に、「第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について」を加える。

第二十条第五項、第二十一条第五項、第二十二条第五項及び第六十八条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第六十八条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第四項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(騒音規制法の一部改正)

第六十九条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内の地域については、市長。第三項(次条第三項において準用する場合を含む。)及び同条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「関係市町村長を」関係町村長に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四条第二項中「市町村を」町村に、「かえて」を「代えて」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)」を加える。

第十九条中「区域」の下に「(町村の区域に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

第十九条の二第二号中「都道府県知事」の下に「(市長を加え、「市町村(特別区を含む。)」を「町村に改める。

第二十二条中「都道府県知事」の下に「又は市長を加える。

第二十五条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条中「市町村(特別区を含む。)」を「町村」に改める。

第二十六条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)

第七十条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第七十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第二項第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第六条第二項第六号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十一条第三項中「資格」の下に「(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)を加える。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第七十二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第五項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条の九第二項第三号及び第四号を削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第二十八条第一項中「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改める。

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正）

第七十三条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号を削る。

（悪臭防止法の一部改正）

第七十四条 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条―第三十一条」を「第二十四条―第三十条」に改める。

第三条中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を「町村長」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「規定する市町村長」を「規定する町村長」に改め、

「管轄する市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。次項において同じ。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があるとき、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

第九条中「関係都道府県知事」の下に「若しくは関係市長」を加える。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第五章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十五条、第二十八条又は第二十九条」を「第二十四条、第二十七条又は第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

（自然環境保全法の一部改正）

第七十五条 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

第二十一条第一項中「国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

第二十四条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第七十六条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第七十七条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第三項中「同意をしようとする」を「協議を受けたに改め、同条第四項中「関係市町村に送付するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、関係市町村に送付しなければ」に改める。

第十二条の四第二項中「その他必要な事項」を削る。

（振動規制法の一部改正）

第七十八条 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

二十五条―第二十九条」を「第二十四条―第二十八条」に改める。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。第三項次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「関係市町村長を」関係町村長」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第二十条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「又は道路交通振動」を「若しくは道路交通振動」に改める。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第六章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第七十九条 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号を削り、同条第五項中「に協議するとともに、」を「及び」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第六項中「同意をしようとする」を「協議を受けたに、」議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改め、同条第七項中「関係市町村長に送付するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、関係市町村長に送付しなければ」に改める。

第二十三条第二項中「における」の下に「汚濁負荷量の総量」を加え、「目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に関する必要な事項」を「及び目標達成の方途」に改め、「において

て、」の下に「当該」を加える。

第二十六条第二項第三号及び第四号を削り、同条に次の一項を加える。

3 流出水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、流出水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第百八十条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第四号及び第十八条第二項第四号を削る。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第百八十一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

(環境基本法の一部改正)

第百八十二条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ」を「次の各号に掲げる地域

又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が」に改め、同項に次の各号を加える。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長
ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域
その地域又は水域が属する都道府県の知事

第十七条第一項中「環境大臣」を「都道府県知事」に、「関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき」を「環境基本計画を基本として、当該地域において実施する」に改め、「基本方針を示して、その施策に係る」を削り、「の策定を指示するものとする」を「を作成することができ」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第四十条の二中「都道府県」の下に「又は市」を加える。
第四十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。
(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)

第百八十三条 特定水道利水障害の防止のための

水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号を削り、同条第十項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第百八十四条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第七号を削り、同条第四項中「都道府県知事に提出するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければ」に改める。

第九条第二項第四号中「当該都道府県」を「並びに当該都道府県」に改め、「その他の分別収集の促進」を削り、同条第五項中「環境大臣に提出するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、環境大臣に提出しなければ」に改める。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第百八十五条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければ」を「の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第四項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第三十一条第三項中「を開き、対策地域の住

民の意見を聴かなければ」を「の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ」に改める。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正)

第百八十六条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号を削り、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)

第百八十七条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 鳥獣保護事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第七条第二項第七号を削り、同条第七項中「第四条第三項及び第四項」を「第四条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「公聴会を開いて」を削り、同

項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第九条第十四項中「が環境大臣に協議をしたとき」及び「その同意を得」を削る。

第十二条第六項中「第四条第三項及び第七条第四項」を「第四条第四項及び第七条第五項」に改める。

第十四条第四項中「第四条第三項、第七条第四項」を「第四条第四項、第七条第五項」に改める。

第十五条第十三項中「環境省令で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

第二十八条第四項中「十四日」の下に「(都道府県知事にあつては、その定めのおおむね十四日の期間)」を加え、同条第六項中「公聴会を開催する」を「環境大臣にあつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずる」に改め、同条第九項中「及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第二十八条の二第三項中「環境大臣に協議

し、その同意を得て」を「次に掲げる場合にあつては環境大臣に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては環境大臣に協議して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

第二十八条の二第四項中「都道府県知事に協議し、その同意を得て」を「前項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては都道府県知事に協議して」に改め、同条第五項中「行い、」を「行う場合において第三項各号に掲げる場合に該当するときに」に改め、「において、次に掲げるとき」を削り、同項各号を削る。

第二十九条第四項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改める。

第三十四条第五項中「環境省令で定めるところにより」を削り、同条に次の二項を加える。

6 前項の標識に関し必要な事項(当該標識の寸法を除く。)は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。第三十五条第十二項中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改め、「第三十五条第十二項において」の下に「読み替えて」を加える。

(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正)

第百八十八条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

(エコツーリズム推進法の一部改正)

第百八十九条 エコツーリズム推進法(平成十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「即して、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。、第十二条、第十四条(地方自治法別表第二「公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)」の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則

第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七條、第四十八條の四から第四十八條の七まで及び第九十七條の改正規定に限る。)、

第百二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百四条、第百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第百十四

条、第百二十一条(都市再開発法第百三十三

条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第百三

十三条、第百四十一条、第百四十七條(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七

条の改正規定に限る。)、第百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七條、第二百九

十一条、第二百九十三條から第二百九十五

限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五十四條の改正規定に限る。)、第六十三條、第六十六條、第六十七條、第六十七條(一)條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五條の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第六十七條及び第六十八條(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定に限る。)、第九十一條(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。)、第九十二條(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九號)第二十五條の改正規定を除く。)、第九十三條、第九十五條、第一百十一條、第一百三十三條、第一百五條及び第一百十八條の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

(地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八號)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百號)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一號)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九號)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六號)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七號)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九號)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八號)の項の改正規定に限る。)、第十七條から第十九條まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、

第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百一條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第六十七條、第六十八條、第六十五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第六十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。)、第六十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第六十九條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第六十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。)、第一百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の

改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第六十四條及び第六十九條の二の改正規定に限る。)、第六十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第六十五條、第六十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第六十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第六十九條、第六十九條、第六十九條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第六十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第六十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十條の改正規定を除く。)、第六十七條、第六十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第六十六條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第

百六十五条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八條、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第九十六条、第一百一条、第一百二条、第一百五條から第一百七条まで、第百十二条、第百七十七條(地域における

多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百九十九條並びに第百二十三条第二項の規定、平成二十四年四月一日三、第十四条 地方自治法別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項及び薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の項の改正規定に限る。)、第二十二條(児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。)、第三十四條(社会福祉法第三十条及び第五十六條並びに別表の改正規定に限る。)、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定に限る。)、第四十條及び第四十二條の規定並びに附則第二十五條第二項及び第三項、第二十七條第四項及び第五項、第二十八條、第二十九條並びに第八十八條の規定、平成二十五年四月一日四、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定に限る。))の規定及び附則第百十六條の規定、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日五、附則第百二十條の規定、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して三月を経過した日のいずれ

か遅い日六、第十四条(地方自治法別表第一地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項の改正規定に限る。)、第十五条及び第十六條(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三條の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十四條、第八十五條、第八十六條、第九十四條、第九十九條(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)附則第一条第二項ただし書の改正規定(許可を得たもの)の下に(発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの)のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。))を加える部分に限る。))及び第百二十三条第一項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(地域雇用開発促進法の一部改正に伴う調整規定)第二条 この法律の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の前日である場合には、第四十六條のうち地域雇用開発促進法第七條の改正規定中「第七條」とあるのは、「第七條第一項」とする。(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)第三条 この法律の施行の日が地方自治法の一部

を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の前日である場合には、同法附則第三十九條のうち特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四條第五項の改正規定中「第四條第五項」とあるのは、「第四條第七項」とする。(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)第四条 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の前日である場合には、同法附則第四十九條のうち農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五條第九項の改正規定中「第五條第九項」とあるのは、「第五條第十項」とする。(道路法の一部改正に伴う調整規定)第五条 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日である場合には、第九十九條のうち道路法第三十條の改正規定中「第三十條第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし」とあるのは、「第三十條第三項を削り」とする。2 前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十三條のうち道路法第三十條の改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三十条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

3 第一項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十五条第一項中「第三十条第四項」とあるのは、「第三十条第三項」とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六条 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日である場合には、同法附則第三十八条のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第六条第五項の改正規定中「第六条第五項」とあるのは、「第六条第六項」とする。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七条 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附

則第一条第四号に掲げる規定の施行の日である場合には、第五百五十二条のうち中心市街地の活性化に関する法律第九条第六項の改正規定中「第九条第六項」とあるのは、「第九条第五項」とする。

（都市再生特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第八条 この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは、「同条第五項第一号」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日前である場合に

は、第五百五十五条のうち、都市再生特別措置法第四十六条の改正規定中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくはへ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とあるのは「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、同法第五十一条第一項の改正規定中「第四十六条第十六項後段（同条第十七項）を「第四十六条第十六項後段（同条第十六項）」とあるのは「第四十六条第十三項後段（同条第十四項）」を「第四十六条第十二項後段（同条第十三項）」とする。

3 前項の場合において、都市再生特別措置法の一部を改正する法律のうち、都市再生特別措置法第四十六条の改正規定中「第十四項を第十七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ」とあるのは「第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし」と、「第二項第五号」とあるのは「第二項第四号」と、「第二項第三号イ若しくはへ」とあるのは「第二項第二号イ若しくはへ」と、「同項第四号」とあるのは「同項第三号」と、同法第五十一条第一項の改正規定中「第四十六条第十六項後段（同条第十七項）を「第四十六条第十六項後段（同条第十六項）」とあるのは「第四十六条第十三項後段（同条第十四項）」を「第四十六条第十二項後段（同条第十三項）」とする。

（マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

（マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日前である場合には、第百五十六条のうちマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第百二十条第一項の改正規定中「第四十五条第一項第三号」とあるのは、「第四十九条第一項第三号」とする。

2 前項の場合において、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律附則第十三条のうちマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第百二十条第一項の改正規定中「第百二十条第一項」とあるのは、「第百二十条第一項第一号」とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項及び第十一條の規定の適用については、同法第六條第五項中「町村」とあるのは「町村。第十一條において同じ。」と、同法第十一條の見出し中「町村長」とあるのは「市町村長」と、同条中「町村」とあるのは「指定都市及び中核市以外の市町村」と、「当該町村」とあるのは「当該市町村」とする。

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法(次項において「旧災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法(次項において「新災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされた報告とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十二条第三項(旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、新災害対策基本法第四十二条第三項(新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

(活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法第八条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法第八条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第十四条の規定(地方自治法第二百六十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第十四条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十五条の規定による改正後の地方財政法の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度の地方債から適用し、当該年度の前年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第二十二條の規定(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条及び附則第二百二十三條第二項において「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の十五第二項第一号(新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉法第二十一条の五の十五第三項(新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

(理容師法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第二十三條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法(以下この条において「新理容師法」という。)第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第九条第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を

いう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新理容師法第九条第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新理容師法第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第九条第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2 第二十三條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新理容師法第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二条第四号の規定に基

づき条例で定める措置とみなす。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第二十四條の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律(以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第二十四條の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請(以下この項において「申請の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行う

べき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律(以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。)の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

2 第二十四條の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の前日にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の機関の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第二十五條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の興行場法(以下この条において「新興行場法」という。)第二条第二項の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十五條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第三

条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法(以下この条において「新旅館業法」という。)第三条第三項第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

2 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都

道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法(以下この条において「新公衆浴場法」という。)第二条第三項の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法(以下この条及び附則第二百三十三条第二項において「新医療法」という。)第七条の二第四項に規定する都道府県の条

例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

2 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

4 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第二百三十三条第二項において「新生活保護法」という。)第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後のクリーニング業法第三条第三項第六号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)

又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法(以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。)の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされている届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法(以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。)の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の

規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第三十四条の規定(社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(附則第二百二十三条第二項において「新社会福祉法」という。)第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 第三十四条の規定(社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第三十四条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条において「旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十四条の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

とみなす。

3 第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしなければならない事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法(以下この条において「新美容師法」という。)第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づく措置は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づく措置とみなす。

属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第三十八条の規定(水道法第十二条及び第十九条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法(以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。)第十二条第一項(新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間における当該地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対する新水道法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

2 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二条第二項(新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十二条第二項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

3 第三十八条の規定の施行の日から起算して一

年を超えない期間内において、新水道法第十九条第三項(新水道法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九条第三項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

4 第三十八条の規定(水道法第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第三十八条の規定による改正前の水道法(以下この条において「旧水道法」という。)の規定によりされた確認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりされている確認の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十八条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十八条の規定による改正後の水道法(以下この条において「新水道法」という。)の適用については、新水道法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5 第三十八条の規定の施行前に旧水道法の規定により都道府県知事に対し報告をしなければならない事項で、第三十八条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新水道法の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

(業事法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の業事法(以下この条において「旧業事法」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第四十条の規定の施行の際現に旧業事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の業事法(以下この条において「新業事法」という。)の適用については、新業事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2

第四十条の規定の施行前に旧業事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしななければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新業事法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしななければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新業事法の規定を適用する。

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規

定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第四十三条の規定(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法(以下この条において「新職業能力開発促進法」という。)第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

2 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

3 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第五十一条の規定(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第五十一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この条において「旧感染症法」という。)の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第五十一条の規定の施行の際現に旧感染症法の規定によりされている指定の申請及び辞退の届出(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第五十一条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第五十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この条において「新感染症法」という。)の適用については、新感染症法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第五十一条の規定の施行前に旧感染症法の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしななければならない事項で、第五十一条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについ

ては、これを、新感染症法の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしななければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新感染症法の規定を適用する。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五十四条の規定(障害者自立支援法第三十六条から第三十八条までの改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第五十四条の規定による改正後の障害者自立支援法(以下この条及び附則第二百二十三条第二項において「新障害者自立支援法」という。)第三十六条第三項第一号(新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新障害者自立支援法第三十六条第四項(新障害者自立支援法第三十七、七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 第五十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項の規定により協議の申出があつた土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 この法律の施行の際現に第六十条の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七条

の十第三項の規定によりされている協議の申出は、第六十条の規定による改正後の森林病虫害等防除法第七條の十第四項の規定によりされた報告とみなす。

(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 この法律の施行の際現に第六十一条の規定による改正前の肥料取締法第三十五条第二項の規定によりされている協議の申出は、第六十一条の規定による改正後の肥料取締法第三十五条第二項の規定によりされた通知とみなす。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七條第四項(同条第十一項並びに同法第十八條第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁港漁場整備法第十七條第四項(同条第十一項並びに同法第十八條第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(植物防疫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 この法律の施行の際現に第六十三条の規定による改正前の植物防疫法第二十四條第四項の規定によりされている協議の申出は、第六十三条の規定による改正後の植物防疫法第二十四條第四項の規定によりされた報告とみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 第六十五条の規定(農地法第三條第

一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行前に第六十五条の規定による改正前の農地法第三條第一項若しくは第四項若しくは第三條の二第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第六十五条の規定による改正後の農地法第三條第一項若しくは第四項若しくは第三條の二第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 この法律の施行前に第六十六條の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二條の三第三項(同条第四項後段において準用する場合を含む。)の規定により協議の申出があつた都道府県計画の作成又は変更については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に第六十六條の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二條の四第三項において準用する同法第二條の三第三項(同法第一條の四第三項において準用する同法第二條の三第四項後段において準用する場合を含む。)の規定により協議の申出があつた市町村計画の作成又は変更については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に第六十六條の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第五條の規定によりされている協議の申出は、第六十六條の規定による改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第五條の規定によりされた報告とみなす。

(山村振興法の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 この法律の施行の際現に第六十八條の規定による改正前の山村振興法第七條の二第四項前段(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第六十八條の規定による改正後の山村振興法第七條の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた提出とみなす。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一條 この法律の施行前に第七十條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十一條第一項(同条第十二項(同法第十三條第四項において準用する場合を含む。)及び同法第十三條第四項(景観法第五十五條第四項において読み替へて準用する場合を含む。))並びに景観法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は市町村が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第七十條の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十一條第一項(同条第十二項(同法第十三條第四項において準用する場合を含む。))及び同法第十三條第四項(景観法第五十五條第四項において読み替へて準用する場合を含む。))並びに景観法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二條 この法律の施行の際現に第七十四條の規定による改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二條の二第三項の規定によりされている協議の申出は、第七十四條の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二條の二第三項の規定によりされた報告とみなす。

促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二條の二第三項の規定によりされている協議の申出は、第七十四條の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二條の二第三項の規定によりされた報告とみなす。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十三條 この法律の施行の際現に第八十條の規定による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第四條第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第八十條の規定による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第四條第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

2 この法律の施行の際現に第八十條の規定による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第五條第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第八十條の規定による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第五條第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。

(工場立地法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四條 第八十八條の規定の施行の際現に効力を有する都道府県が同条の規定による改正前の工場立地法(次項において「旧工場立地法」という。)(第四條の二第一項の規定により定められた準則で、当該都道府県の区域のうち市の区域に係

るものは、当該市が第八十八条の規定による改正後の工場立地法第四条の二第二項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該市が定めた準則とみなす。

2 第八十八条の規定の施行前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧工場立地法第六条第一項に規定する特定工場に係るものは、第八十八条の規定の施行の日以後においては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であつて同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(水害予防組合法の一部改正に伴う経過措置)
第四十五条 第九十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水害予防組合法第三十四条第三項の規定によりされている認可の申請は、第九十六条の規定による改正後の水害予防組合法第三十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

2 第九十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水害予防組合法第七十八条の規定によりされている許可の申請は、第九十六条の規定による改正後の水害予防組合法第七十八条の規定によりされた届出とみなす。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)
第四十六条 第九十九条の規定(道路法第二十四

条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。

以下の項及び第四項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第九十九条の規定による改正後の道路法(第四項において「新道路法」という。)第二十四条の三の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、自動車駐車場又は自転車駐車場(国道の附属物であるものを除く。)の駐車料金等の表示については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に第九十九条の規定(道路法第二十五条、第二十六条及び第三十条の改正規定に限る。以下の項及び次項において同じ。)による改正前の道路法(以下の項及び次項において「旧道路法」という。)第二十五条第一項の許可を受けて道路管理者が料金の徴収を行っている橋又は渡船施設については、当該道路管理者が、第九十九条の規定の施行の時にあって、当該許可に係る申請書に記載された事項(旧道路法第二十五条第五項の許可若しくは同項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの)を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて第九十九条の規定による改正後の道路法(次項において「新道路法」という。)第二十五条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第九十九条の規定の施行の際現にされている旧道路法第二十五条第一項の申請又は同条第五項の許可の申請若しくは同項の規定による協議の申出は、それぞれ新道路法第二十五条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

4 第九十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路法第四十八条の三の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、道路等との交差の方式については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)
第四十七条 第一百一条の規定(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。以下の条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第一百一条の規定による改正前の土地区画整理法(附則第六十三条第一項において「旧土地区画整理法」という。)第七十六条の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に同条第一項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第一百一条の規定による改正後の土地区画整理法(附則第六十三条第一項において「新土地区画整理法」という。)第七十六条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同条の規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第四十八条 第一百二条の規定(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。以下の条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第一百二条の規定による改正後の道路整備特別措置法(以下この条において「新道路整備特別措置法」という。)第十八条第一項の規定に基づく条例が制定

施行されるまでの間は、第一百二条の規定の施行の際現に第一百二条の規定による改正前の道路整備特別措置法(以下この条において「旧道路整備特別措置法」という。)第十八条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。)を受けて料金を徴収している道路については、新道路整備特別措置法第十八条、第二十条第一項、第二十一条第四項、第二十七条第一項及び第四項、第四十九条第一項及び第五項並びに第五十条第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第一百二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路整備特別措置法第十九条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第一百二条の規定の施行の際現に旧道路整備特別措置法第十九条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。)を受けて料金を徴収している道路については、新道路整備特別措置法第十九条並びに第五十条第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第一百三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二は同法第四条第一項本文の条例で定める割合と、同項ただし書の政令で定める範囲は同項ただし書の条例で定める範囲とみなす。

(空港法の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 第四十四条の規定による改正前の空港法第十二条第二項の規定による認可を受けた空港供用規程は、第四十四条の規定による改正後の空港法第十二条第三項の規定による届出がされた空港供用規程とみなす。

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第五十五条の規定(駐車場法第四条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第五十五条の規定による改正後の駐車場法(以下この条において「新駐車場法」という。)第八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、路上駐車場の表示については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第五十五条の規定の施行前に第五十五条の規定による改正前の駐車場法(以下この条において「旧駐車場法」という。)第十八条第一項若しくは第十九条の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為又は旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の規定により都道府県知事に対して行った届出、新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項、第十四条、第十八条第一項又は第十九条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3 第五十五条の規定の施行前に旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により都道府県知事に対し届出をしな

ければならないとされている事項のうち新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により市長に対して届出をしなければならぬこととなるもので、第五十五条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第五十五条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第七十条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の下水道法第七十条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第七十条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準と、同法第二十一条第二項の政令で定めるところは同項の条例で定めるところと、同法第二十八条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準とみなす。

(住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 第八十条の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の住宅地区改良法(以下この条において「旧住宅地区改良法」という。)第九条第一項から第五項まで若しくは第二十一条第一項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧住宅地区改良法第九条第一項若しくは第二十一条第一項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第八十条の規定による改正後の住

宅地区改良法(以下この条において「新住宅地区改良法」という。)第九条第一項から第五項まで又は第二十一条第一項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

2 第八十条の規定の施行の際現に効力を有する旧住宅地区改良法第二十二条第二項の都道府県知事の許可証で新住宅地区改良法第二十一条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新住宅地区改良法第二十一条第二項の許可証とみなす。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第一百五十五条の規定(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第一百五十五条の規定による改正前の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が行っている協議の申出は、第一百五十五条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定によりされた届出とみなす。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 第六十六条の規定(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第六十六条の規定による改正前の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一

項ただし書若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に同法第五条第一項ただし書の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第六十六条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項ただし書又は第六条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 この法律の施行の際現に第一百七十条の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出(保全区域整備計画に係るものに限る。)は、第一百七十条の規定による改正後の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされた通知とみなす。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 第六十八条の規定(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第六十八条の規定による改正前の近畿圏の保全区域の整備に関する法律(次項に

する旧都市再開発法第六十二条第一項又は第一項の都道府県知事の許可証で新都市再開発法第六十条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、それぞれ当該市長に係る新都市再開

開発法第六十二条第一項又は第二項の許可証とみなす。

3 第二百二十一条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市再開発法第七条の四第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、第一項及び新都市再開発法第七条の六第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第二百二十一条の規定の施行前に旧都市再開発法第九十八条第二項の規定により都道府県知事が自らし、又は第三者をしてさせた代執行については、新都市再開発法第九十八条第三項又は第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 この法律の施行の際現に第二百二十二条の規定による改正前の筑波研究学園都市建設法第八条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)(規定によりされている協議の申出は、第二百二十二条の規定による改正後の筑波研究学園都市建設法第八条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)(規定によりされた通知とみなす。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 第二百五十五条の規定(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)(の施行前に第二百二十五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四十一条の規定によりされた届出又は同法第五十一条の規定によりされた

申出に係る土地の買取りの協議については、第二百二十五条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第六十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 第二百二十八条の規定(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)(の施行の際現に効力を有する第二百二十八条の規定による改正前の都市緑地法(以下この条及び附則第九十条において「旧都市緑地法」という。)(第六十一条の規定により都道府県が定めた緑地保全計画若しくは旧都市緑地法第六十一条若しくは第四項、第七

第一項、第三項若しくは第四項(旧都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第七項若しくは第六項(旧都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第八項第二項、第四項、第六項若しくは第八項、第九項若しくは第二項(旧都市緑地法第十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第十條第一項(旧都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。)(第十一條第一項若しくは第二項(旧都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第十四条第一項、第三項若しくは第七項、第二十四条第四項若しくは第五十五条第五項(市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第二号に掲げるものである場合に限る。以下この項において同じ。)(の規定により都道府県若しくは都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市緑地法第八條第一項若しくは第七項、第十四

条第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項、第二十四条第四項若しくは第五十五条第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第二百二十八条の規定による改正後の都市緑地法(以下この条及び附則第九十条において「新都市緑地法」という。)(第六十一条、第五項若しくは第六項、第七條第一項、第三項若しくは第四項(新都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第七條第五項若しくは第六項(新都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第八條第一項、第二項、第四項若しくは第六項から第八項まで、第九條第一項若しくは第二項(新都市緑地法第十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第十條第一項(新都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。)(第十一條第一項若しくは第二項(新都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(第十四條第一項若しくは第三項から第八項まで、第二十四条第四項又は第五十五条第五項若しくは第七項の規定により市若しくは市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市が定めた緑地保全計画若しくは当該市若しくは市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

2 第二百二十八条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市緑地法第十四条第一項の申請についての不許可の処分に係る土地の買入れの手続については、新都市緑地法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二百二十八条の規定の施行前に旧都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第二百二十八条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第二百二十八条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第二百二十八条の規定の施行の際現に旧都市緑地法第五十五条第五項の規定により地方公共団体が行っている協議の申出(市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第一号に掲げるものである場合に限る。)(は、新都市緑地法第五十五条第五項の規定によりされた届出とみなす。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 第三百三十一条の規定(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第二百四條及び第九條の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)(の施行の際現に効力を有する第三百三十一条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(以下この条において「旧大都市住宅等供給法」という。)(第七條第一項、第八條第二項(旧大都市住宅等供給法第二十七條において準用する場合を含む。)(第

官 報 (号 外)

二十六条第二項、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する旧土地区画整理法第七十六条第二項若しくは第百四条第一項若しくは第二項の規定により都府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧大都市住宅等供給法第七條第一項、第八條第一項若しくは第五項(旧大都市住宅等供給法第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十六條第一項、第六十四條第一項若しくは第六十七條第一項の規定により都府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百三十一條の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(以下この条において「新大都市住宅等供給法」という。第七條第一項、第八條第一項、第二項若しくは第五項(新大都市住宅等供給法第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十六條第一項、第六十四條第一項、第六十七條第一項、同条第二項において準用する新土地区画整理法第七十六条第二項又は第百四条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。 2 第百三十一條の規定の施行の際現に効力を有する旧大都市住宅等供給法第六十五條第二項の都府県知事の許可証で新大都市住宅等供給法第六十四條第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新大都市住宅等供給法第六十五條第二項の許可証とみなす。	3 第百三十一條の規定の施行前に都府県知事がした旧大都市住宅等供給法第七條第一項又は第二十六條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、第一項及び新大都市住宅等供給法第八條第一項から第三項まで(新大都市住宅等供給法第二十七條において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、なお従前の例による。) (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十四條 第百四十二條の規定(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百四十二條の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下この条において「旧地方拠点法」という。第二十一條第一項若しくは第五項から第七項まで若しくは第二十二條第二項の規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧地方拠点法第二十一條第一項若しくは第二十二條第一項若しくは第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百四十二條の規定による改正後の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(次項において「新地方拠点法」という。第二十一條第一項若しくは第五項から第七項まで又は第二十二條第一項、第二項若しくは第五項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの
規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。 2 第百四十二條の規定の施行前に都道府県知事がした旧地方拠点法第二十一條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、前項及び新地方拠点法第二十二條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。) (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十五條 第百四十五條の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下この条において「旧特定優良賃貸住宅法」という。第三條、第五條若しくは第八條から第十條までの規定により都道府県知事が行つた認定その他の行為又は現に旧特定優良賃貸住宅法第二條第一項、第五條第一項若しくは第九條の規定により都道府県知事に対して行っている認定若しくは承認の申請で、第百四十五條の規定による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二條第一項、第三條、第五條又は第八條から第十條までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた認定その他の行為又は当該市長に対して行つた認定若しくは承認の申請とみなす。) (被災市街地復興特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第六十六條 第百四十六條の規定(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百四十六條の規定による改正前の被災市街地復興特別措置法(以下この条において「旧被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八條第二項の規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項若しくは第八條第一項若しくは第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百四十六條の規定による改正後の被災市街地復興特別措置法(次項において「新被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで又は第八條第一項若しくは第五項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。) 2 第百四十六條の規定の施行前に都道府県知事がした旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、前項及び新被災市街地復興特別措置法第八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。	規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。 2 第百四十二條の規定の施行前に都道府県知事がした旧地方拠点法第二十一條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、前項及び新地方拠点法第二十二條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。) (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十五條 第百四十五條の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下この条において「旧特定優良賃貸住宅法」という。第三條、第五條若しくは第八條から第十條までの規定により都道府県知事が行つた認定その他の行為又は現に旧特定優良賃貸住宅法第二條第一項、第五條第一項若しくは第九條の規定により都道府県知事に対して行っている認定若しくは承認の申請で、第百四十五條の規定による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二條第一項、第三條、第五條又は第八條から第十條までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた認定その他の行為又は当該市長に対して行つた認定若しくは承認の申請とみなす。) (被災市街地復興特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第六十六條 第百四十六條の規定(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百四十六條の規定による改正前の被災市街地復興特別措置法(以下この条において「旧被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八條第二項の規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項若しくは第八條第一項若しくは第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百四十六條の規定による改正後の被災市街地復興特別措置法(次項において「新被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで又は第八條第一項若しくは第五項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。) 2 第百四十六條の規定の施行前に都道府県知事がした旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、前項及び新被災市街地復興特別措置法第八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十七條 第百四十九條の規定(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十七條、第二百三十三條、第二百四	定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百四十六條の規定による改正前の被災市街地復興特別措置法(以下この条において「旧被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八條第二項の規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項若しくは第八條第一項若しくは第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百四十六條の規定による改正後の被災市街地復興特別措置法(次項において「新被災市街地復興特別措置法」という。第七條第一項若しくは第四項から第六項まで又は第八條第一項若しくは第五項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。) 2 第百四十六條の規定の施行前に都道府県知事がした旧被災市街地復興特別措置法第七條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、前項及び新被災市街地復興特別措置法第八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。以下この条において同じ。の施行の際現に効力を有する第四百十九條の規定による改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下この条において「旧密集市街地整備法」という。）第百九十一條第一項若しくは第二項、第百九十二條第一項、第百九十七條第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項、第二百八十三條第一項、同条第三項において準用する旧都市計画法第四十二條第二項、第七十九條若しくは第八十一條第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧密集市街地整備法第百九十一條第一項若しくは第二項、第百九十二條第一項、第百九十七條第一項若しくは第七項、第二百三十三條第二項、第二百八十三條第一項若しくは同条第三項において準用する旧都市計画法第四十二條第二項の規定により都道府県知事に対して行つてゐる許可の申請その他の行為、第百四十九條の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下この条において「新密集市街地整備法」という。）第百九十一條第一項若しくは第二項、第百九十二條第一項、第百九十七條第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項、第二百三十三條第二項、第二百八十三條第一項、同条第三項において準用する新都市計画法第五十二條の二第二項、第七十九條又は第八十一條第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた

許可の申請その他の行為とみなす。
2 第百四十九條の規定の施行の際現に効力を有する旧密集市街地整備法第百九十三條において準用する旧都市計画法第六十二條第一項又は第二項の都道府県知事の許可証で新密集市街地整備法第百九十一條第一項若しくは第二項又は第百九十二條第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、それぞれ当該市長に係る新密集市街地整備法第百九十三條において準用する新都市計画法第六十二條第一項又は第二項の許可証とみなす。
3 第百四十九條の規定の施行前に旧密集市街地整備法第二百三十三條第二項の規定により都道府県知事が自らし、又は第三者をしてさせた代執行については、新密集市街地整備法第二百三十三條第三項又は第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六十八條 第百五十六條の規定（マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第百二條の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百五十六條の規定による改正前のマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律（以下この条において「旧マンシヨン建替え円滑化法」という。）第九條第一項、第十一條第三項若しくは第五項、第十四條第一項、第二十五條第二項、第三十四條第一項、第三十八條第四項若しくは第六項、第四十一條の二第四項、第四十二條、第四十五條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項若しくは第七項、第五十三條第一項、第五十四

條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項若しくは第三項、第九十七條第二項、第九十八條若しくは第九十九條第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行つた認可その他の行為又は現に旧マンシヨン建替え円滑化法第九條第一項、第十一條第二項若しくは第五項、第二十五條第一項、第三十四條第一項、第三十八條第四項、第四十一條の二第三項、第四十二條、第四十五條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項若しくは第六項、第五十三條第一項、第九十四條第一項若しくは第三項から第七項までの規定により都道府県知事に対して行つてゐる認可の申請その他の行為、第百五十六條の規定による改正後のマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律（以下この条において「新マンシヨン建替え円滑化法」という。）第九條第一項、第十一條第二項、第三項若しくは第五項、第十四條第一項、第二十五條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十八條第四項若しくは第六項、第四十一條の二第三項若しくは第四項、第四十二條、第四十五條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項、第五十六條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項若しくは第三項、第九十七條第二項、第九十八條又は第九十九條第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた認可その他の行為又は当該市長に対して行つた認可の申請その他の行為とみなす。

2 第百五十六條の規定の施行前に旧マンシヨン建替え円滑化法第二十五條第一項若しくは第五十一條第六項の規定により都道府県知事に対し届出をし、又は旧マンシヨン建替え円滑化法第四十二條の規定により都道府県知事の承認を得なければならぬとされている事項のうち新マンシヨン建替え円滑化法第二十五條第一項若しくは第五十一條第六項の規定により市長に対して届出をし、又は新マンシヨン建替え円滑化法第四十二條の規定により市長の承認を得なければならぬこととなるもので、第百五十六條の規定の施行前にこれらの手続がされていないものについては、第百五十六條の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をし、又は市長の承認を得なければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。
（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）
第六十九條 第百五十七條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第十七條第三項又は第二十四條第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第十七條第三項又は第二十四條第一項の国土交通省令で定める基準は、それぞれ同法第十七條第三項又は第二十四條第一項の条例で定める基準とみなす。
（景観法の一部改正に伴う経過措置）
第七十條 この法律の施行前に第百五十八條の規定による改正前の景観法第七條第七項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効

力を有するものは、第百五十八条の規定による改正後の景観法第九十八条第三項の規定によりされた公示とみなす。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 第百六十条の規定(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六項の改正規定(第二項第二号イを「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百六十条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により都道府県知事が行った承認又は現に同項の規定により都道府県知事に対して行っている承認の申請で、第百六十条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長が行った承認又は当該市長に対して行った承認の申請とみなす。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百六

十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。)第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

2 第百六十二条の規定の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。)第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行行った届出とみなす。

3 第百六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならぬとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により

市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(自然公園法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 第百六十七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の自然公園法第十条第二項又は第十六条第二項の同意を得ようとしていた者の申請書及びその添付書類は、第百六十七条の規定による改正後の自然公園法第十条第四項(同法第十六条第四項において読み替えて

準用する場合を含む。)の規定による協議書及び同法第十条第五項(同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による添付書類とみなす。

2 第百六十七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の自然公園法第十条第六項(同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第百六十七条の規定による改正後の自然公園法第十条第七項(同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による協議書及び同法第十条第八項(同法第十六条第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十条第五項の規定による添付書類とみなす。

(騒音規制法の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 都道府県知事が、第百六十九条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の騒音規制法第三条第一項の規定により指定した地域(市の区域内の地域に限る。)を廃止しようとする場合においては、同条第二項後段の規定は、適用しない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 第百七十一条の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百七十一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第三項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項の環境省令で定める資格を当該市町

村の条例で定める資格とみなす。

(悪臭防止法の一部改正に伴う経過措置)

第七十六条 都道府県知事が、第七十四条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の悪臭防止法第三条の規定により指定した規制地域(市の区域内の地域に限る。)の指定を解除し、及び同法第四条の規定により定めた規制基準(市の区域内の地域に係るものに限る。)を廃止しようとする場合においては、同法第五条第一項後段及び第二項の規定は、適用しない。
(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 この法律の施行の際現に第七十七条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法第四条第二項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第七十七条の規定による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第四条第二項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。
(振動規制法の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 都道府県知事が、第七十八条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の振動規制法第三条第一項の規定により指定した地域(市の区域内の地域に限る。)を廃止しようとする場合においては、同法第二項後段の規定は、適用しない。
(湖沼水質保全特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 この法律の施行の際現に第七十九条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置

法第四条第五項(同法第八項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第七十九条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法第四条第五項(同法第八項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十条 第八十七条の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))及び同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)に限る。以下この項において同じ。の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条第十四項ただし書(同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第十五条第十四項ただし書の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に第八十七条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項(同法第二十九

条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第八十七条の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条第七項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第三十四条第五項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。)の標識の寸法については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(健康保険法の一部改正)

第八十三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第四項第一号中「定める員数」の下に「及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第八十四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第二条第二十三号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二十五号中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同条第二十六号中「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同条第二十八号中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改め、同条第三十号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。
第六十八条の四中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同条第一号口(1)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第五項第二号を「同条第五項第一号」に改め、同号口(2)中「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同号口(3)中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改める。

第六十八条の五の六第一号イ中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。
第六十八条の六第一号中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同条第四号中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。
(地方交付税法の一部改正)

第八十五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

第十二条第一項の表道府県の項第七号中「地方債に係る」を「地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る」に改め、同条第三項の表第四十八号(8)中「（昭和二十三年法律第九号）」を削る。 附則第四条の三第二項中「許可をするもの」の下に「（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える。 （港灣法の一部改正） 第八十六条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。 第三十条第二項中「第六項（許可）」を「第十一項（許可）」に改める。 （地方税法の一部改正） 第八十七条 地方税法の一部を次のように改正する。 第五百八十六条第二項第二十七号中「地域準則」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」に改める。 第五百八十七條の二第二項及び附則第十一条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。 附則第十九条の二第一項中「都道府県知事」を	「都道府県知事等」に改める。 （酒税法の一部改正） 第八十八条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。 第六条の四第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。 （自衛隊法の一部改正） 第八十九条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。 第一百五十一条の二第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「防衛施設を」を「防衛施設」に改める。 （自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第九十条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自衛隊法第一百五十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に対して行った通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第一百五十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に対して行った通知とみなす。 （租税特別措置法の一部改正） 第九十一条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。 第三十三条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第二項」に改める。 第三十四条の二第二項第九号中「同条第二項第五号口」を「同条第二項第四号口」に改める。 第三十四条の三第二項第四号中「第四条第二	項第四号」を「第四条第二項第二号」に改め、同項第五号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。 第四十三条の二第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。 第六十四条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第二項」に改める。 第六十五条の四第一項第九号中「同条第二項第五号口」を「同条第二項第四号口」に改める。 第六十八条の十七第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。 第七十一条の十五第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。 （高速自動車国道法の一部改正） 第九十二条 高速自動車国道法の一部を次のように改正する。 第十一条第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「（第一号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。 四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設 第十一条の二第二項第二号及び第三号、第四項、第五項並びに第七項、第十一条の三並びに第十一条の四第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。 第二十五条第一項中「同法第四十四条第一項」を「同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項」に改める。	（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正） 第九十三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。 （激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正） 第九十四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項中「地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）」を加える。 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。 （道路法の一部を改正する法律の一部改正） 第九十五条 道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。 附則第三項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。 （住民基本台帳法の一部改正） 第九十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。
---	---	--	--

一 指定都市の長 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。 一 指定都市の長 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(自転車道の整備等に関する法律の一部改正) 第九十七条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。 第四条中「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。 (自転車道の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定) 第九十八条 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。 2 前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第三十一条のうち自転車道の整備等に関する法律第四条の改正規定中「同条第三項の政令及び同条第四項」とあるのは、「同条第二項の政令及び同条第三項」とする。 (公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正) 第九十九条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のよ	うに改正する。 第二条第二項中「第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た」を「第十七条に規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (公害防止対策事業計画) 第二条の二 都道府県知事は、公害防止計画において、国又は地方公共団体が実施する前条第三項各号に掲げる事業(政令で定める事業を除く。)並びに下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業に関する計画(以下「公害防止対策事業計画」という。)を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。 2 前項の規定は、公害防止対策事業計画を変更する場合について準用する。 3 環境大臣は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。 第三条第一項中「公害防止計画に基づいて」を	「前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の同意を得た公害防止対策事業計画(以下「同意公害防止対策事業計画」という。)に基づいて」に改め、「(政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「公害防止計画において」を「同意公害防止対策事業計画において」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改め、同条第四項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に、「前条第三項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、「掲げるもの」の下に「(政令で定める事業を除く。)」を加える。 第四条第二項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改める。 附則第一条第二項ただし書中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改め、「許可を得たもの」の下に「(発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)」を加える。 (公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百条 前条の規定(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第一条第二項ただし書の改正規定(「許可を得たもの」の下に「(発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば	同意をすることとなると認められるものを含む。)」を加える部分に限る。)を除く。以下この条において同じ。)による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第二項に規定する地方債は、前条の規定による改正後の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条の規定の適用については、同法第四条第二項に規定する地方債とみなす。 (工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第百一条 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。 附則第三条第一項中「都道府県知事」を、「当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長」に改める。 附則第三条の二を削る。 附則第四条中「第三条第一項」を「前条第一項」に改める。 (工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百二条 前条の規定の施行前に都道府県知事にされた同条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「旧昭和四十八年改正法」という。)附則第三条第一項の規定による届出で、そ
--	--	---	--	--	--

の設置の場所が市の区域に属する旧昭和四十八年改正法附則第二条第一項に規定する新法特定工場に係るものは、前条の規定の施行の日以後においては、当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であつて同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。 (民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)	に、「地域準則」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則」に改める。 (看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正) 第六十六条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第十二条第一項一号中「厚生労働省令の」を「都道府県の条例の」に改める。 (環境影響評価法の一部改正) 第七十七条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第二項中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に、「都市計画決定権者のすべて」を「都市計画決定権者の全て」に改める。 第四十二条第三項及び第四十五条第二項中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める。 (沖縄振興特別措置法の一部改正) 第八十八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 附則第二条第二項の表三の項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。 (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正) 第九十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第十四条第一項第五号中「第十六条第五項」を	「第十六条第四項」に改める。 (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う調整規定) 第一百十條 この法律の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日前である場合には、前条(見出しを含む。)中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」とあるのは「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」と、「第十四条第一項第五号」とあるのは「第十一条第一項第五号」とする。 (独立行政法人水資源機構法の一部改正) 第一百一十條 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 第十五条中「及び第九十六条の三第五項」を削り、「並びに第八十七条の三第六項」を、「第八十七条の三第六項」に改め、「第十三項」の下に「第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」を加え、「第九十六条の二第七項」を削る。 (企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正) 第一百十二條 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 第十條第一項中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「市町村」を「町村」に、「地域準則が定められた場合にあっては、その地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準	則が定められた場合にあっては、その都道府県準則又は市準則」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)」を「緑地面積率等条例(町村が定めるものに限る。)」に、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」といい、市が定めるものに限る。)が施行されている間は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合」は「市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十條第一項の規定により準則が定められた場合にあっては、その準則」とする。 第十一條第三項中「市町村」を「町村」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「定める条例」の下に「(町村が定めるものに限る。)」を加え、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定により経過措置を定める条例
--	--	--	---

(市が定めるものに限る。)が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第二項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。 第十二条第三項中「市町村」を「町村」に改め、「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。)」を削る。 (独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正) 第十三条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)の一部を次のように改正する。 附則第二十三条第二項中「前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)」を「租税特別措置法」に、「新租税特別措置法」を「同法」に、「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項に改め、同条第五項中「における新租税特別措置法」を「における租税特別措置法」に、「新租税特別措置法」を「同法」に、「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。 (観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正) 第十四条 観光圏の整備による観光旅客の来訪	及び滞滞の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第六項中「第五条第二項第三号又は第四号」を「第五条第二項第二号又は第三号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。 (空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正) 第十五条 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 附則第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 特定地方管理空港に対する空港法第十二条第四項の規定の適用については、同項中「地方管理空港」とあるのは、「地方管理空港及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港」とする。 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正) 第十六条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。 第三条のうち障害者自立支援法第八十八条の改正規定中「第八十八条第二項第一号及び第二	号」を「第八十八条第二項及び第三項第一号」に改める。 第三条のうち障害者自立支援法第八十九条の改正規定中「同項第二号」を「同条第三項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部改正) 第十七条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。 第四条第六項中「協議し」の下に、「当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては」を加え、同項第三号中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)」の同意を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)」の規定による協議を要する行為 第四条第八項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「市」に改める。 第十八条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。
第十四条 観光圏の整備による観光旅客の来訪	号」を「第八十八条第二項及び第三項第一号」に改める。 第三条のうち障害者自立支援法第八十九条の改正規定中「同項第二号」を「同条第三項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部改正) 第十七条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。 第四条第六項中「協議し」の下に、「当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては」を加え、同項第三号中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)」の同意を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)」の規定による協議を要する行為 第四条第八項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「市」に改める。 第十八条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。	第四条第六項中「から第三号まで又は第五号」を「第二号、第四号又は第六号」に改め、同項第二号中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)」の同意を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)」の規定による協議を要する行為 (総合特別区域法の一部改正) 第十九条 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第一項中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、「第四条の二第二項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第十三項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第十一項中「市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村」を「第十三項中「当該町村」に、「地域産業集積形成法第十條第三項又は第十一條第二項」を「地域産業集積形成法第十條第四項又は第十一條第三項」に、「当該市町村の長」を「当該町村の長」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中

「第五項各号」を「第六項各号」に、「第二項又は第六項」を「第三項又は第八項」に、「市町村を「町村」に改め、「(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長を除く。))を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「市町村を「町村」に、「第三項」を「第四項」に、「第二十三條第五項」を「第二十三條第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。))を「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例(町村が定めるものに限る。))に、「同項」を「第六項」に、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。))が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同条中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十三條第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

第二十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「認定市町村」を「認定町村」に、「市町村」を「町村」に、「地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。))を「国際戦略総合特区緑地面積率等条例(認定市町村である町村(以下この条において「認定町村」という。))が定めるものに限る。))に、「認定市町村」を「認定町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。))が施行されている間は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同条中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十三條第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第四十八條第一項中「指定都市及び地方自治

法」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。))及び同法」に改める。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正) 正

第二百二十條 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(次条において「設置管理法」という。))の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中、「同条第二項」を、「同条第三項」に、「。次条」を「。次項及び次条」に、「同法第十三條」を「同条第四項及び同法第十三條」に改める。

附則第十一條第一項中「第十二條第二項」を

「第十二條第三項」に、「の認可を受ける」を「に届け出る」に改め、同条第二項中「認可」を「届出」に、「第十二條第二項」を「第十二條第三項」に改め、同条第三項中「認可を受けなかったを「届出をしなかった」に、「第十二條第二項」を「第十二條第三項」に、「認可を受けた」を「届けた」に改め、同条第四項中「認可を受けなかった」を「届出をしなかった」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「認可を受けた」を「届けた」に改める。

(設置管理法の一部改正に伴う調整規定)

第二百二十一條 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が設置管理法の施行の日以後である場合には、前条のうち次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二條第一項中、「同条第二項」を「同条第三項」に、「。次条」を「。次項及び次条」に、「同法第十三條」を「同条第四項及び同法第十三條」に改める。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が設置管理法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から設置管理法の施行の日の前日までの間である場合には、前条の規定による改正前の設置管理法附則第十一条第一項の規定により新関西国際空港株式会社認可を受けた空港供用規程は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日において、前条の規定による改正後の設置管理法附則第十一条第一項の規定により新関西国際空港株式会社が届け出た空港供用規程とみなす。

(環境省設置法の一部改正)

第二百二十二条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号を次のように改める。

四 削除

(検討)

第二百二十三条 政府は、第十五条の規定の施行後三年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、同法第五条の三第一項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五(新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。)、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支

援法第三十六条(新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、地域主権戦略大綱において示された項目について、関連法律(四十七法律)の改正を行うこと。

2 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律(百六十法律)の改正を行うこと。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

4 検討

(一) 政府は、本案による地方財政法の一部改正に係る規定の施行後三年を経過した場合において、本案による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(二) 政府は、本案による改正後の児童福祉法第二十一条の五の十五等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に

対する義務付けを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十三年八月十一日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を發揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしきも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。
五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。
特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して移譲を行うこととともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

運輸事業の振興の助成に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十三年八月十一日

提出者

総務委員長 原口 一博

運輸事業の振興の助成に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。

(運輸事業振興助成交付金の交付)

第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車をを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であつて当該都道府県の区域を単位とするもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつたものに限る。)及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交付するよう努めなければならない。

2 前項の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものと

する。

(運輸事業振興助成交付金の使途)

第三条 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車をを用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。

2 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行つた事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(財政上の措置)

第四条 第二条第一項の規定による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(省令への委任)

第五条 この法律に定めるもののほか、運輸事業振興助成交付金の交付の系統その他この法律を実施するため必要な事項は、総務省令・国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年八月十一日

提出者

総務委員長 原口 一博

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による被害を受けた合併市町村旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第二項の規定によりなお

その効力を有するものとされる同法（以下「旧合併特例法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる期間の特例を定めるものとする。

（地方債の特例）

第二条 平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

去る五日は、会議を開くに至らなかった。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 四六〇円 四四〇円（出）